

大学機関別認証評価
点検・評価報告書

令和3年4月
国立大学法人金沢大学

目次

| | |
|----------------------|----|
| 序章 | 1 |
| 第1章 理念・目的 | 2 |
| （1）現状の説明 | 2 |
| （2）長所・特色 | 8 |
| （3）問題点 | 9 |
| （4）全体のまとめ | 9 |
| 第2章 内部質保証 | 10 |
| （1）現状の説明 | 10 |
| （2）長所・特色 | 23 |
| （3）問題点 | 23 |
| （4）全体のまとめ | 23 |
| 第3章 教育研究組織 | 25 |
| （1）現状の説明 | 25 |
| （2）長所・特色 | 29 |
| （3）問題点 | 30 |
| （4）全体のまとめ | 30 |
| 第4章 教育課程・学習成果 | 31 |
| （1）現状の説明 | 31 |
| （2）長所・特色 | 54 |
| （3）問題点 | 55 |
| （4）全体のまとめ | 55 |
| 第5章 学生の受け入れ | 58 |
| （1）現状の説明 | 58 |
| （2）長所・特色 | 70 |
| （3）問題点 | 71 |
| （4）全体のまとめ | 71 |
| 第6章 教員・教員組織 | 73 |
| （1）現状の説明 | 73 |
| （2）長所・特色 | 82 |
| （3）問題点 | 83 |
| （4）全体のまとめ | 83 |

| | |
|----------------------------|-----|
| 第7章 学生支援 | 85 |
| (1) 現状の説明 | 85 |
| (2) 長所・特色 | 91 |
| (3) 問題点 | 92 |
| (4) 全体のまとめ | 92 |
| 第8章 教育研究等環境 | 93 |
| (1) 現状の説明 | 93 |
| (2) 長所・特色 | 108 |
| (3) 問題点 | 109 |
| (4) 全体のまとめ | 109 |
| 第9章 社会連携・社会貢献 | 111 |
| (1) 現状の説明 | 111 |
| (2) 長所・特色 | 119 |
| (3) 問題点 | 120 |
| (4) 全体のまとめ | 120 |
| 第10章 大学運営・財務 | |
| [第1節 大学運営] | 122 |
| (1) 現状の説明 | 122 |
| (2) 長所・特色 | 132 |
| (3) 問題点 | 132 |
| (4) 全体のまとめ | 132 |
| [第2節 財務] | 134 |
| (1) 現状の説明 | 134 |
| (2) 長所・特色 | 138 |
| (3) 問題点 | 139 |
| (4) 全体のまとめ | 139 |
| 終章 | 140 |

序章

1. 本学の特徴

本学は、金沢医科大学、石川師範学校、第四高等学校、金沢工業専門学校、石川青年師範学校、金沢高等師範学校等を母体として、昭和 24 年 5 月に 6 学部（法文学部、教育学部、理学部、医学部、薬学部及び工学部）、教養部及び結核研究所をもって設立され、その後、2008 年度に、一早く社会の変化に対応し、従来の学部学科制から学域学類制に改編する大胆な教育改革を行い、専門領域の知識と能力を深化しつつ、学問領域の壁を越えた幅広い知見の醸成に適した 3 学域・16 学類を創設した。

また、学域学類制への改編に際し、教育組織と教員組織を分離することにより柔軟な教育・研究基盤を構築しており、この改革が後の研究域内センターや研究機構、研究所等の融合型研究組織の創設の礎となっている。

上記のように、本学では「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」との位置づけの下、真の「グローバル大学」となるため、大胆な教育改革や研究力強化に取り組んでおり、特に近年、本学の大学改革が飛躍的に進展している。これは、10 年後、20 年後の金沢大学の姿を見据え、学長の強力なリーダーシップの下、大学改革の基本方針や方策、その実施工程をまとめた「YAMAZAKI プラン」を策定し、同プランに沿って、教育研究力強化、グローバル化、さらに、その基盤となるガバナンス強化に取り組む等、戦略的な大学改革マネジメントの実行によるものである。

教育研究を支える基盤となるガバナンスやマネジメントの改革として、学長のトップマネジメントによる教員配置計画の策定・実行、年俸制やリサーチプロフェッサー制度、教員評価制度等の新たな人事給与制度の構築・運用、教育・研究組織の再編、外部研究資金の拡大やグローバル化に向けた方策等を計画的・組織的に実施しており、世界を牽引する国際的な教育研究拠点の形成に向けた礎を着実に築き上げている。

2. 2014 年度機関別認証評価受審後における取組

本学は、2014 年度において、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（受審時は大学評価・学位授与機構）が行う大学機関別認証評価を受審しており、「大学設置基準をはじめとし関係法令に適合し、同機構が定める大学評価基準を満たしている」旨評価されている。

また、同評価においてなされた種々の助言については、教育研究評議会にて全学的に情報共有するとともに、担当理事の下、既に改善を図っている。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

【評価の視点】

- 学部においては、学部・学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定 とその内容
- 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、金沢医科大学、石川師範学校、第四高等学校、金沢工業専門学校、石川青年師範学校、金沢高等師範学校等を母体として、昭和24年5月に6学部（法文学部、教育学部、理学部、医学部、薬学部及び工学部）、教養部及び結核研究所をもって設立された。平成20年度には、一早く社会の変化に対応し、従来の学部学科制から学域学類制に改編する大胆な教育改革を行い、専門領域の知識と能力を深化しつつ、学問領域の壁を越えた幅広い知見の醸成に適した3学域・16学類を創設した。その後、平成30年度には、科学技術の進展等に即応し、理工系分野の学類再編を行い、3学域17学類へと進化させ、さらに令和3年度には、新たな学域を加えた4学域18学類へと移行を予定している。また、学士教育から接続する大学院教育を実施するため、令和2年度には7研究科を設置している。各課程における収容定員は令和2年5月1日現在で、学士課程7,383名（3学域17学類）、大学院課程（専門職学位課程含む7研究科）2,024名、在籍学生数は同じく令和2年5月1日現在で、学士課程7,799名、大学院課程（専門職学位課程含む）2,184名の規模となっている（大学基礎データ表2）。

本学は、平成16年4月の国立大学法人化を契機に、「金沢大学学則」を制定し、同第1条においてその目的を明確に規定している。（根拠資料1-1）

金沢大学学則（抜粋）

（目的）

第1条 金沢大学(以下「本学」という。)は、教育、研究及び社会貢献に対する国民の要請にこたえるため、総合大学として教育研究活動等を行い、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（出典：金沢大学学則（根拠資料1-1））

併せて、「社会のための大学」とは何であるかを改めて問い直し、本学の活動が21世紀の時代を切り拓き、世界の平和と人類の持続的な発展に資するとの認識に立ち、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の位置付けをもって改革に取り組むこととして、その拠って立つ理念と目標を「金沢大学憲章」として制定し、教育・研究・社会貢献及び運営に関する基本的な目標を設定している。（根拠資料1-2【ウェブ】）

その上で、当該憲章に掲げる理念・目標の実現に向け、文部科学大臣が定めた6年間で達成すべき業務運営に関する目標である「国立大学法人金沢大学中期目標（以下「中期目標」という。）」及び本学が定める「国立大学法人金沢大学中期計画（以下「中期計画」という。）」を中期目標期間ごとに策定している。特に第3期中期目標期間においては、持続的な“競争力”を持ち、高い付加価値を生み出し、21世紀における世界の先端に位置する真の“グローバル大学”となるべく、学長のリーダーシップの下、戦略的な運営マネジメントにより、教育研究のあらゆるシステムを徹底的に国際化し、学術研究・教育等に係る機能を強化することを基本的な目標として設定している。（根拠資料 1-3【ウェブ】）

大学の基本的な目標（国立大学法人金沢大学中期目標前文）

金沢大学は、本学の活動が21世紀の時代を切り拓き、世界の平和と人類の持続的な発展に資するとの認識に立ち、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の位置付けをもって改革に取り組むこととし、その拠って立つ理念と目標を金沢大学憲章として制定している。

本学においては、金沢大学憲章に掲げる目標の達成に向け、持続的な“競争力”を持ち、高い付加価値を生み出し、21世紀における世界の先端に位置する真の“グローバル大学”を目指す。このため、学長のリーダーシップの下、戦略的な運営マネジメントにより、教育研究のあらゆるシステムを徹底的に国際化し、以下のとおり、学術研究・教育等に係る機能を強化する。

- 日本海側に位置する世界に誇る教育・研究拠点として、強み・特色のある分野の研究実績を基に、分野融合型研究や新興分野研究等の先進的・独創的な研究を推進するとともに、教育・研究拠点としての基盤となる学術研究の多様性の進化を図る。

特に、優位性のある研究分野においては、国内外の機関との連携を強化し、世界的な共同研究の拠点として、学術研究の展開を牽引する。

- “金沢大学ブランド”の確立・定着を目指し、教育内容及び教育環境のグローバル化を徹底的に推し進める。

共通（教養）教育においては、教育体系の抜本的な改革により、グローバル社会で活躍するための基盤となる“人間力”を醸成する。

学士課程においては、学域学類制の深化を図るとともに、教育内容の刷新により、世界で活躍できるグローバル・リーダーやグローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する。

大学院課程においては、グローバルマインドを育む教育環境の下、確かな研究力に裏打ちされた教育を実践することにより、豊かな国際性・創造性・学際性をもってグローバルな課題に挑戦し、人類の未来を切り拓く高度専門職業人・研究者を育成する。

- 本学を起点とする国内外の教育研究機関とのネットワーク等を活用し、多様な文化や背景を持つ学生・研究者の交流を推進するとともに、海外の教育研究機関との共同研究・共同教育プログラムを推進し、本学のグローバル化を図る。

- 地域の知の拠点として、地域課題の解決や地域の活性化に向け、産学官の連携により、イノベーションの創出、学術文化の発展、先端医療の発展・普及、学習の機会提供等、社会貢献を促進する。

さらに、新たな知的発見や、世界に先駆けた研究成果の地域への還元を図り、研究を礎とした“世界と地域との環流”を実現する。

（出典：金沢大学第3期中期目標・中期計画（根拠資料 1-3【ウェブ】））

これら大学の目的、理念・目標の下、教育上の目標の達成に向け、学士課程においては、社会の要請に応じた優れた人材の育成と、時代が求める新しい学問領域の開拓を図るため、平成20年度に従来の学部学科制から「学域学類制」へと移行し、従来の8学部・25学科を3学域・16学類へ再編・統合するとともに、学域及び学類ごとの人材育成その他の教育研究上の目的を各学域規程において明確に定めている。(根拠資料1-4～1-6)

学域及び学類ごとの人材育成その他の教育研究上の目的については、大学憲章の教育目標として掲げている、「専門知識と課題探求能力、そして国際感覚と倫理観を有する人間性豊かな人材の育成」を踏まえ策定しており、各学域においては、以下に掲げる目的を設定している。その上で、学問分野を緩やかに括った学域学類制の下、経過選択制による幅広い学修機会を提供し、学生個々の目標に沿った学びを提供している。

○人間社会学域の教育研究上の目的（金沢大学人間社会学域規程（抜粋））

第4条

本学域においては、人間及び人間社会に関する普遍的真理の探求とともに、激変する複雑な社会状況の下で、人間及び人間社会が直面する諸問題の解決に貢献寄与するための教育を行い、社会に貢献しうる自発的な課題探求能力や解決能力を持ち、かつ多文化共生時代にふさわしい理解力と判断力を持った個性的な人材を養成することを目的とする。

(出典：金沢大学人間社会学域規程（根拠資料1-4）)

○理工学域の教育研究上の目的（金沢大学理工学域規程（抜粋））

第5条

基礎科学と工学の先進的な研究を通して理工学の高度な専門知識を育み、高い倫理性と豊かな教養を備え、課題探求能力と国際感覚をもって自然環境と調和のとれた科学と技術の発展を目指し、人類の幸福のため世界で活躍する個性輝く人材を養成することを目的とする。

(出典：金沢大学理工学域規程（根拠資料1-5）)

○医薬保健学域の教育研究上の目的（金沢大学医薬保健学域規程（抜粋））

第4条

高齢化・少子化や疾病構造の変化を背景に、日常生活の質[Quality of Life(QOL)]を重視した患者本位の全人的医療の提供のため、関連する医学、保健学及び薬学の分野が相互に協力して、統合的な医療教育を行い、人間性を重視し、総合的な能力を有する高度医療人及び研究者を養成することを目的とする。

(出典：金沢大学医薬保健学域規程（根拠資料1-6）)

また、金沢大学憲章では、学士教育から接続する大学院教育の実施についても教育上の目標として掲げている。その上で、金沢大学大学院学則第1条において、大学院における目的を明確に規定するとともに、研究科、専攻及び課程ごとの人材育成その他の教育研究上の目的を各研究科規程において明確に規定している。(根拠資料1-7～1-14)

○金沢大学大学院学則（抜粋）

（目的）

第1条 金沢大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

3 本学大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とし、その目的は次のとおりとする。

（1）修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

（2）博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（3）専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

4 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、研究科、専攻及び課程において別に定める。

（出典：金沢大学大学院学則（根拠資料 1-7））

これら学域・学類及び研究科・専攻毎の目的は、本学における理念・目標を踏まえ明確に定めているほか、学校教育法第83条に規定された大学一般に求められる目的にも適合しており、本学 Web サイトにおいて広く社会に対して公表している（根拠資料 1-15【ウェブ】）。

また、本学の理念・目標の実現に向け、学長の強力なリーダーシップの下、これまでの教育実績や成果、ミッションの再定義を含めた国の制度改革、各種有識者会議等の提言・答申等も踏まえ、社会変革に即応しつつ、10年後、20年後の金沢大学の姿を見据え、大学改革の基本方針や方策、その実施工程をまとめた「YAMAZAKI プラン」を策定し、同プランに沿って、教育研究力強化、グローバル化、さらに、その基盤となるガバナンス強化に取り組む等、戦略的な大学改革マネジメントを実行している（根拠資料 1-16【ウェブ】）。さらに、同プランに沿って、全学的な教育研究組織改革の方向性及び具体的な工程について、令和2年を時期的な指標とする「Next Challenge 教育組織等改革構想～Roadmap to 2020～」（根拠資料 1-17）を平成29年度に取りまとめ、これに基づき、以下のとおり教育組織改革を行い、社会的要請に応えている。

- 学士課程においては、学域学類制へ移行後も、平成25年度から始まった大学改革加速期間におけるミッションの再定義を踏まえ、本学における強み・特色を生かし、平成30年度には社会の変化に対応した3学域17学類へと教育体制をさらに発展させ、“金沢大学ブランド人材”の育成に向け、学域学類制の深化を図っている。
- 大学院課程においては、科学技術の進展や社会の要請に応じ、平成28年度には教職

実践研究科(専門職学位課程), 先進予防医学研究科先進予防医学共同専攻(博士課程)(千葉大学, 長崎大学との共同教育課程), 平成30年度には新学術創成研究科融合科学共同専攻(修士課程)(北陸先端科学技術大学院大学との共同教育課程)を設置し, さらに, 令和2年度には, 新学術創成研究科ナノ生命科学専攻(博士前期課程・博士後期課程)や我が国で唯一の「博士(融合科学)」の学位授与が可能な新学術創成研究科融合科学共同専攻(博士後期課程)を設置するなど, 分野融合型等の新たな教育組織を整備し, グローバル化する社会を積極的にリードする人材の育成に向け, 大学院の高度化・国際化を図っている。

以上のことから, 本学においては, 大学の理念・目的を明確に定めるとともに, 学域・研究科の教育研究上の目的についても, それらを踏まえ明確に定めている, また, これらの理念・目的等は学校教育法第83条に規定された大学一般に求められる目的にも適合しており, 適切に設定されていると判断する。

点検・評価項目② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し, 教職員及び学生に周知し, 社会に対して公表しているか。

【評価の視点】

- 学部においては, 学部・学科又は課程ごとに, 研究科においては, 研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示。
- 教職員, 学生, 社会に対する刊行物, ウェブサイト等による大学の理念・目的, 学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学は, 平成16年4月の国立大学法人化を機に, 金沢大学学則を制定し, 同第1条においてその目的を明確に規定している。(根拠資料1-1)

また, 本学の教育, 研究, 社会貢献及び運営に関する理念と目標を金沢大学憲章において明示するとともに, 中期目標において大学の基本的な目標を明示している(根拠資料1-2【ウェブ】, 1-3【ウェブ】)。

さらに, 人材養成等に関する目的その他教育研究上の目的については, それら理念・目的を踏まえ, 学域及び学類については各学域規程, 研究科及び専攻については, 各研究科規程にそれぞれ明確に規定している(根拠資料1-4~1-6, 1-8~1-14)。

これらの理念・目的及び人材養成等に関する目的その他教育研究上の目的に関しては, 本学Webサイトで学内外に公表しているほか, 金沢大学大学案内, 金沢大学概要, 金沢大学学生便覧等の各種刊行物に明記し学内外へ積極的に情報発信している(根拠資料1-15【ウェブ】, 1-18【ウェブ】, 1-19)。併せて, 教職員に対しては, ファカルティ・ディベロップメント(FD), スタッフ・ディベロップメント(SD)などの機会を通じて, 学生に対しては, 入学時オリエンテーション等を通じて, それぞれ周知を図るなど, 本学における理念・目的等を広く学内外へ公表・周知するための工夫を行っている。

そのほか, 本学では在学生, 保護者, 卒業生, 受験生, 地域住民, 自治体, 企業関係者等

の各ステークホルダーが一堂に会する「金沢大学ステークホルダー協議会」を平成 27 年度から毎年度開催しており、本学の理念・目的等を踏まえた、教育・研究・国際・社会貢献等における各種取組・成果、大学改革等の近況を報告するとともに、各ステークホルダーとの意見交換を通じ、本学の大学運営等の改善、機能強化に取り組んでいる。また、同協議会では、平成 30 年度は東京、令和元年度には大阪でも開催しており、「金沢」以外のステークホルダーとの意見交換の場を拡大するとともに、ステークホルダーごとの興味・関心を踏まえた上で体系的に本学の取組を取りまとめた冊子を毎年度作成し配布するなど、積極的な情報発信に努めている（根拠資料 1-20【ウェブ】～1-21【ウェブ】）。金沢大学ステークホルダー協議会については、平成 28 年度国立大学法人評価（項目別評価）において、優れた点や強み・特色が発揮されている点が認められ、かつ、成果が確認できるとして“注目すべき点”に取り上げられ、高く評価されている。

以上のことから、本学では、大学の理念・目的及び学域・学類及び研究科・専攻の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していると判断する。

| |
|---|
| <p>点検・評価項目③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。</p> |
|---|

| |
|-----------------------|
| <p>【評価の視点】</p> |
|-----------------------|

| |
|---|
| <p>○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定</p> |
|---|

本学が掲げる理念・目的の実現に向け、文部科学大臣が定めた 6 年間で達成すべき業務運営に関する目標である中期目標を踏まえ、各中期目標期間において「中期計画」を策定している。特に第 3 期中期目標期間における中期計画では、飛躍的な質の向上を目指した「教育」、「研究」及び「国際」に区分した 3 つのユニットからなる「戦略性が高く意欲的な目標・計画」をはじめ、計 47 の計画を策定し、計画ごとに取組内容を具体的に明記しており、また、それらの実現に向け、年度計画を策定し、学長のリーダーシップの下、戦略的な運営マネジメントを展開している。（根拠資料 1-3【ウェブ】）

中期目標・中期計画等は、後述する全学内部質保証推進組織であり、理事・学域・研究域長等で構成される「企画評価会議」において企画・立案の上、経営協議会、教育研究評議会、役員会等の経営・教学運営に関する会議体での審議を経て策定し、当該目標等について本学 Web サイトで公表している。（根拠資料 1-3【ウェブ】）

また、企画評価会議の下、中期計画・年度計画における各施策について、学内の各種データ分析や自己点検評価により、その達成度・成果の検証を行い、その結果を踏まえた、中期計画の変更及び年度計画の策定を行っている。また、同会議では、認証評価に関する取りまとめも任務としており、当該評価結果を踏まえ、次期中期計画等への反映を行うなど、計画立案から点検評価、自己改善のサイクルを統括しており、機能的・効果的な PDCA サイクルにより自主的・自律的な運営体制を確立している。（根拠資料 1-22）

さらに、本学では、学長主導による迅速かつ的確な意思決定に資するため、「国立大学法人金沢大学改革推進委員会」（以下「大学改革推進委員会」という。）を設置し、スピード感をもって全学を挙げた改革により機能強化を図っている。（根拠資料 1-23）

特に、10年後、20年後の金沢大学の姿を見据え、学長の強力なリーダーシップの下、大学改革の基本方針や方策、その実施工程をまとめた「YAMAZAKI プラン」を策定し、教育・研究力強化、グローバル化、さらにその基盤となるガバナンス強化に取り組む等、戦略的な大学改革マネジメントを実行し、大学改革を飛躍的に進展させている（根拠資料 1-16【ウェブ】）。

例えば、教育研究を支える基盤となるガバナンスやマネジメント改革として、学長のトップマネジメントによる教員配置計画の策定・実行、年俸制やリサーチプロフェッサー制度、教員評価制度等の新たな人事給与制度の構築・運用、強み特色を生かした教育・研究組織の新設・再編、外部研究資金の拡大やグローバル化に向けた方策等を計画的・組織的に実施しており、世界を牽引する国際的な教育研究拠点の形成に向けた礎を着実に築き上げている。

また、大学改革推進委員会の下、同プランにおける各施策の達成度を検証するとともに、社会の変革を常に把握し、新たな改革プランを次々と策定している。令和2年度においては「YAMAZAKI プラン 2020 ～Next Stage～」を策定し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした第4次産業革命や Society5.0 に向けた社会システムの変革の加速化などの国立大学を取り巻く動向の変化や第4期中期目標期間を見据えた次代のプランとするなど、社会情勢を踏まえ、かつ、中長期的な視点の下、自主的・自律的な大学改革をさらに加速させている。

以上のことから、本学では、大学の理念・目的及び学域・学類及び研究科・専攻の目的の実現に向け、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を適切に設定していると判断する。

（2）長所・特色

平成16年4月の国立大学法人化を契機として制定した、「金沢大学学則」及び「金沢大学憲章」等の下、本学における理念・目的を明確に定めている。

その上で、学士課程では、従来の学部学科制から、専門領域の知識と能力を深化しつつ、学問領域の壁を越えた幅広い知見の醸成に適した「学域学類制」への移行、大学院課程では、科学技術の進展や社会の要請に応じ、分野融合型等の新たな教育組織を整備するなど、理念・目的の実現に向けた教育改革を断行している。

また、中期目標・中期計画を策定するとともに、本学の大学改革の指針となる「YAMAZAKI プラン」を策定している。これらの下、学長のリーダーシップにより、教育・研究力強化、グローバル化、さらにはその基盤となるガバナンス強化に取り組むなど、全学を挙げた大学改革を断行するとともに、内部質保証推進組織等によるそれらの達成度の検証結果や第4次産業革命・Society5.0 に向けた社会システムの変革等を踏まえた次代のプランの策定、さらには、「金沢大学ステークホルダー協議会」による多様なステークホルダーとの積極的なエンゲージメントを通じ、機能強化に向けた自主的・自律的な大学運営体制を構築している。特に「金沢大学ステークホルダー協議会」については、平成28年度国立大学法人評価（項目別評価）において、優れた点や強み・

特色が発揮されている点が認められ、かつ、成果が確認できるとして“注目すべき点”に取り上げられ、高く評価されている。

(3) 問題点

なし。

(4) 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本学の目的は、金沢大学学則において、本学の理念と目標は、金沢大学憲章及び金沢大学中期目標において明確に定められ、これらを踏まえ、学域・研究科における人材の養成等に関する目的を各学域規程及び研究科規程に明確に定めている。また、これらの目的は、学校教育法第83条に規定された大学一般に求められる目的にも適合しており、本学 Web サイトで公表するなど、学内外に積極的に情報発信している。

さらには、理念・目的等の実現に向け、学長のリーダーシップの下、中期目標・中期計画及び本学独自の大学改革の方針となる YAMAZAKI プラン等の諸施策により、10年後、20年後の金沢大学の姿を見据え、全学を挙げた大学改革を断行し、教育の高度化や研究力強化を実現している。併せて、内部質保証推進組織等によるそれらの達成度の適切な検証、「金沢大学ステークホルダー協議会」による多様なステークホルダーとの積極的なエンゲージメントにより、機能強化に向けた自主的・自律的な大学運営体制を構築している。

これらのことから、「大学基準に対して極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準である」と判断する。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目① 内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。

【評価の視点】

- 内部質保証のための全学的な方針の設定と学内での共有
- 内部質保証のための手続きの設定と学内での共有

本学では、目的・理念の実現に向け、「金沢大学憲章」において、大学が主体的に「改革に取り組む」ことを明示しており、また、恒常的・継続的な教育研究の質の保証及びその向上が必要不可欠であるとの認識の下、自己点検評価の実施について、「国立大学法人金沢大学規則」及び「金沢大学学則」において規定している（根拠資料 1-1, 1-2【ウェブ】、2-1）。

これらの「金沢大学憲章」、「国立大学法人金沢大学規則」及び「金沢大学学則」は、本学 Web サイト等にも掲載し、学内の構成員に共有されている。

金沢大学憲章（抜粋）

前身校の歴史を引き継ぎ 1949 年に設立された金沢大学は、戦後の激動の時代を歩み、我が国と世界の発展に一定の役割を果たしてきたが、国立大学法人となるこの機会に、「社会のための大学」とは何であるかを改めて問い質さねばならない。

金沢大学は、本学の活動が 21 世紀の時代を切り拓き、世界の平和と人類の持続的な発展に資するとの認識に立ち、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の位置付けをもって改革に取り組むこととし、その拠って立つ理念と目標を金沢大学憲章として制定する。

（出典：金沢大学憲章（根拠資料 1-2【ウェブ】））

国立大学法人金沢大学規則（抜粋）

第6条

この法人は、組織及び運営の状況並びに金沢大学の教育及び研究の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

（出典：国立大学法人金沢大学規則（根拠資料 2-1））

金沢大学学則（抜粋）

第3条

本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）並びに授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

（出典：金沢大学学則（根拠資料 1-1））

また、文部科学大臣が定めた 6 年間で達成すべき業務運営に関する目標である「中期目標」及び本学が定める「中期計画」においても、中期目標期間ごとに教育研究等の質の保証に向

けた自己点検評価の実施を定めており、上述の規則等併せて、本学 Web サイトで公表している（根拠資料 1-3【ウェブ】）。

これらを踏まえ、内部質保証のための全学的な方針として、「国立大学法人金沢大学自己点検評価規程」（以下「自己点検評価規程」という。）を制定し、学校教育法第 109 条第 1 項の規定に基づく本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価に関し、必要な事項を定め、本学 Web サイト及び自己点検評価書等に明記するなど、学内外に公表している。（根拠資料 2-2）。

自己点検評価規程に基づく自己点検評価の実施に当たっては、「全学の自己点検評価」と「部局の自己点検評価」に区分した上で、大学全体（以下「全学」という。）及び金沢大学学則第 22 条に定める学域、研究科、国際基幹教育院、研究域、附属病院、附置研究所等の各部局を評価対象とする旨、第 3 条において明示している。

そのうち、「全学の自己点検評価」については、第 4 条において、「金沢大学企画評価会議」（以下「企画評価会議」という。）を内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織と位置付け、当該組織の権限を、全学の自己点検評価に係る企画・立案及び実施の総括と規定している。また、全学の自己点検評価の実施に当たっては、理事、部局長又は学内の委員会等に対して、業務の一部を実施させるとともに、情報提供及び協力を求める旨併せて規定しており、当該組織と内部質保証に関わる学域・研究科その他の組織との役割分担も明確にしている。

これに加え、第 6 条から第 8 条では、学長の指示の下で行う当該評価結果に基づいた改善の実施やそれによる教育研究等に係る活動の一層の活性化、本学 Web サイト等における自己点検評価結果の学内外への公表を通じた社会に対する説明責任を併せて規定している。

この自己点検評価の実施方法等については、「自己点検評価規程」に基づき、「国立大学法人金沢大学における全学の自己点検評価実施要項」（以下「全学の自己点検評価実施要項」という。）を制定し、構成員に共有している（根拠資料 2-3）。第 2 条において、全学の自己点検評価を「（1）基本データ分析による自己点検評価」、「（2）年度計画の実施状況に係る自己点検評価」、「（3）中期目標の達成状況に係る自己点検評価」及び「（4）機関別認証評価基準による自己点検評価」と 4 つに種別し明確化するとともに、第 3 条及び第 4 条において、種別ごとに実施時期や実施方法を明確に規定している。例えば、「（1）基本データ分析による自己点検評価」では、大学情報データベース、学校基本調査等から抽出・収集した基本データを参考に、企画評価会議の下で認証評価基準等に基づく全学の自己点検評価を毎年度実施する旨明記している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である「企画評価会議」の体制整備等については、「点検・評価項目②」で具体的に記述することとするが、同会議では、各理事及び副学長を構成員としており、それぞれの所掌事項（例えば「教育」、「研究」、「社会貢献」、「国際」、「業務運営（ガバナンス、総務及び人事等）」、「財務」等）における PDCA サイクルと連動させ、総体として全学の自己点検評価を実施し、改善・向上を図る内部質保証システムを確立している。また、それぞれ所掌事項に対応し、各理事・副学長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、「国立大学法人金沢大学基幹会議規程」に基づき、「基幹会議」（教育企画会議、研究企画会議等）を設置している（根拠資料 2-4）。そのうち「教育」を担当する理事の下で行われる教育の取組状況等に係る自己点検についても、教育企画会議やその下に設置している金沢大学 FD 委員会（以下「FD 委員会」という。）等を中心に、全学的な内部質保証

に重要な役割を果たしている。

企画評価会議が行う業務全般の自己点検評価及びその結果等を踏まえた改善・改革に加え、本学では、教育に特化した内部質保証のための全学的な方針として「金沢大学におけるFD活動指針」（以下「FD活動指針」という。）を制定し、本学WebサイトやFD活動報告書等に明記するなど、学内外に対し公表するとともに、FD又はSD活動等の機会を通じ、周知することにより、学内での共有を図っている（根拠資料2-5【ウェブ】）。同指針では、FD活動を教育の企画・実践・評価・改善のPDCAサイクルとして位置付け、教育に係る授業の内容及び方法の改善・質の向上を図ることを規定している。また、FD活動指針においては、FD活動の「目的」の他、「教職員及び部局等の責務」、「FD委員会の業務」、「FD委員会委員長による改善の措置」、「年度報告書の公開」、「部局等の改善に向けての取組み」及び「FD活動等への支援」についても規定している。

このように、教育に特化した内部質保証に係る方針を明確にした上で、共有化を図り、PDCAサイクルを機能的に回す仕組みを構築している。

一方、「部局における自己点検評価」については、自己点検評価規程第5条において、部局長の下で、当該部局における教育研究等の状況に係る自己点検評価を実施する旨規定している。また、自己点検評価規程に基づき、全学的な基本方針として、「部局における自己点検評価実施指針」を制定し、構成員に共有している（根拠資料2-2、2-6）。

同指針の下、当該自己点検評価の実施に当たっては、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備について独自の評価項目を設定することとしており、特に各学域・各研究科にあっては「教育に関する項目」、各研究域等にあっては、「研究に関する項目」による自己点検評価を実施する旨規定している。各部局はこれらを踏まえ、4年に一度、自己点検評価を実施し、評価結果を学長へ報告した上で、改善が必要と認められる場合には、学長の指示の下、速やかに改善に努めるとともに、評価結果と併せ、検証を行った上で本学における教育研究等に係る活動の一層の活性化、法人評価及び認証評価等に活用することとしている。これらにより、部局においても、PDCAサイクルによる改善・向上を図るシステムを確立している。

このような、「全学」又は「部局」における自己点検評価とその結果に基づく業務改善等を推進する内部質保証システムを構築・運用しているところであるが、昨今の社会状況の変化等にも応じ、平成26年度に、大学改革の基本方針や方策、その実施工程をまとめた「YAMAZAKIプラン」を策定し、定期的にフォローアップするとともに、自己点検評価の結果等も勘案し、2年毎にその見直しを行い、大学改革・機能強化を大胆に進めており、本学における大学改革・機能強化を意図した学長のトップマネジメントによる新しい質保証システムも確立している。

これらのほか、令和3年度に「教学マネジメントセンター」を設置し、本学全体、学域・研究科等における学位プログラム及び授業科目レベルでの内部質保証システムをより強化し、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組むこととしている。

以上のことから、大学としての内部質保証の目的を踏まえ、内部質保証のための全学的な方針と手続きを明示しており、また、本学の質保証に向けた役割分担及び内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の役割と内部質保証に関わる学部・研究科その他組織との役割分担、さらには、教育の企画・設計、運用、検証及び改善のためのPDCAサイクルの運用プロセスも明確であることから、本学の内部質保証に関する仕組みは適切に構築されていると判断する。

点検・評価項目② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

【評価の視点】

- 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
- 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では、点検・評価項目①で述べたとおり、内部質保証のための全学的な方針である「自己点検評価規程」に基づき、「企画評価会議」を内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織と位置付けており、後述するとおり、理事や副学長等を構成員としている。

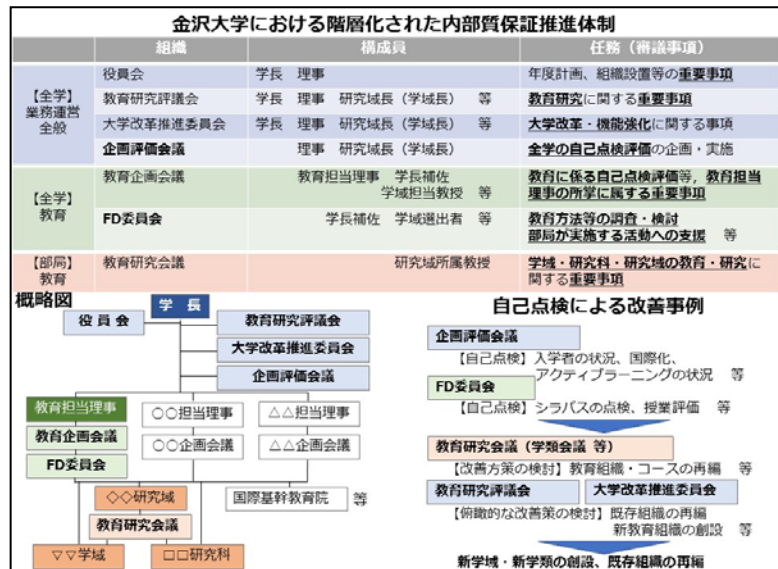
企画評価会議が行う全学の自己点検評価については、全学の自己点検評価実施要

項に基づき、「(1) 基本データ分析による自己点検評価」, 「(2) 年度計画の実施状況に係る自己点検評価」, 「(3) 中期目標の達成状況に係る自己点検評価」及び「(4) 機関別認証評価基準による自己点検評価」の4つに種別し実施している。そのうち、「(2) 年度計画の実施状況に係る自己点検評価」, 「(3) 中期目標の達成状況に係る自己点検評価」については、各理事・副学長の所掌事項（例えば「教育」, 「研究」, 「社会連携」, 「国際」, 「業務運営（ガバナンス, 総務及び人事等）」, 「財務」等）に基づき、それぞれの下で具体的な計画の策定、当該計画に係る自己点検評価を実施しており、企画評価会議は、各理事・副学長の自己点検評価の結果を踏まえ、総体として全学を取りまとめ全学の自己点検評価を実施するなど、各理事・副学長の下で確立されているPDCAサイクルと連動しながら、改善・向上を図る内部保証システムを確立している。

また、各理事・副学長の下には、それぞれの諮問に応じ必要な事項を審議するため、「国立大学法人金沢大学基幹会議規程」に基づき、「基幹会議」（教育企画会議、研究企画会議等）を設置している。そのうち「教育」を担当する理事の下で行われる教育の取組状況等に係る自己点検についても、全学的な内部質保証に重要な役割を果たしており、本学では、教育に特化した内部質保証のための全学的な方針として「FD活動指針」を制定し、FD活動を教育の企画・実践・評価・改善のPDCAサイクルとして位置付け、教育に係る授業の内容及び方法の改善・質の向上を図ることを規定している。

その上で、基幹会議である「教育企画会議」の下に設置した「FD委員会」を内部質保証の推進に係る全学的な組織と位置付け、教育に特化した全学的な改善・向上を図る内部保証システムを確立している。

また、企画評価会議等で行った自己点検評価の結果等を踏まえ、大学改革推進委員会において、大学改革の基本方針や方策、その実施工程をまとめた「YAMAZAKIプラン」のフォロー



ーアップや見直しを行い、その方針に沿って、迅速な大学改革を展開している。

このように、本学では、「企画評価会議」を中核としつつ、各理事・副学長の下で確立されているPDCAサイクルと大学全体の業務改善・大学改革を連動させた内部保証システムを確立している。

【1】企画評価会議

企画評価会議については、金沢大学企画評価会議規程第1条において、その設置目的を以下のとおり明確に定めている（根拠資料2-7）。

○金沢大学企画評価会議規程（抜粋）

（設置）

第1条 金沢大学に、中期目標、中期計画、年度計画の企画立案並びに各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価、認証評価等について総合的に対応するため、金沢大学企画評価会議(以下「企画評価会議」という。)を置く。

（出典：金沢大学企画評価会議規程（根拠資料2-7））

また、第2条において当該目的に基づき、「中期目標、中期計画及び年度計画に係る進捗状況の確認及び改善に関すること」や「学校教育法第109条第1項で定める自ら行う点検及び評価に関すること」等を当該組織の任務として規定しており、全学的視点から検討・取りまとめることとしている。そのほか、第3条に基づき、当該組織は各理事・副学長、研究域長等を構成員とするとともに、議長については、第4条において「理事のうち学長が指名する者をもって充てる」こととし、その権限として「企画評価会議を主宰する」旨併せて規定している。

さらには、これらの任務を円滑かつ効率的に行うため、企画評価会議の下に企画部会、評価部会、認証評価部会を設置しており、各部会については、学長補佐（評価担当）、各学域の点検評価委員会委員長等により構成している。

この体制の下、自己点検評価の種別に応じ、各理事・副学長、部局長又は学内の委員会等から提示された年度計画等における取組の実施状況報告や教育・研究等のデータ・資料の情報提供等に基づき、全学の自己点検評価を実施し、教育研究評議会や役員会等の審議機関の議を経て、評価結果を確定している。また、改善が必要と認められる部局等がある場合には、例えば基本データ分析による自己点検評価では、「改善計画書」を各部局に立案させ、企画評価会議で審議の上、当該評価結果と併せて学長へ報告するとともに、各部局長へは、学長の指示の下、企画評価会議議長から、各理事・部局長に対し当該計画に基づいた改善を促し、速やかに改善に努めるとともに、評価結果と併せ、検証を行った上で本学における教育研究等に係る活動の一層の活性化、法人評価及び認証評価等に活用することとしている。

さらには、自己点検評価の結果については、本学Webサイトにより公表し、社会に対する説明責任に込めている（根拠資料2-8【ウェブ】）。

これらのPDCAサイクルにより、教育・研究等に係る改善・質の向上を図る内部質保証システムを確立している。

【2】大学改革推進委員会

大学改革推進委員会については、国立大学法人金沢大学規則第20条及び国立大学法人金沢大学大学改革推進委員会規程第1条において、その設置目的を以下のとおり明確に定めている。

○国立大学法人金沢大学規則（抜粋）

（大学改革推進委員会）

第20条 この法人に、大学改革・機能強化に関する事項を審議し、全学的な大学改革の推進に資するため、大学改革推進委員会を置く。

○国立大学法人金沢大学大学改革推進委員会規程（抜粋）

（設置）

第1条 国立大学法人金沢大学規則第20条第1項の規定に基づき、国立大学法人金沢大学(以下「本学」という。)における大学改革・機能強化を推進するに当たり、学長主導による迅速かつ的確な意思決定に資するため、国立大学法人金沢大学大学改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(出典:国立大学法人金沢大学大学改革推進委員会規程(根拠資料1-23),
国立大学法人金沢大学規則(根拠資料2-1))

また、第2条において当該目的に基づき、「大学改革・機能強化に係る基本方針及び基本方針に基づく行動計画の策定に関する事項」、「基本方針に基づく行動計画の進捗管理に関する事項」及び「基本方針に基づく行動計画実行後の評価に関する事項」等を当該組織の任務として規定している。そのほか、第3条に基づき、当該組織は学長、理事、学長が指名した副学長、研究域長、人間社会環境研究科長、自然科学研究科長、医薬保健学総合研究科長、国際基幹教育院長、学長が指名した附置研究所等の長、附属病院長、新学術創成研究機構長、学長が指名した学内共同教育研究施設長等を構成員とするとともに、議長については、第4条において学長とすることとし、その権限として「大学改革推進委員会を主宰する」旨併せて規定している。

これらの体制の下、大学改革の基本方針や方策、その実施工程をまとめた「YAMAZAKIプラン」を策定し、定期的にフォローアップするとともに、自己点検評価の結果等も勘案し、2年毎にその見直しを行い、大学改革・機能強化を大胆に進め、新たに、学域や学類、研究科の創設等に至っており、本学における大学改革・機能強化を意図した学長のトップマネジメントによる新しい質保証システムを確立している。

【3】FD委員会

FD委員会については、FD活動指針のほか、「金沢大学FD委員会規程」第2条において、以下のとおり設置目的を明確に定めている（根拠資料2-9）。

○金沢大学FD委員会規程（抜粋）

（設置）

第2条 委員会は、本学及び本学の教員が、教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動を推進する事項について審議することを目的とする。

(出典:金沢大学FD委員会規程(根拠資料2-9))

また、第3条にて当該目的に基づく任務を個別に規定しており、例えば「教育方法等の調査・検討に関すること」や「各部局が実施する活動への支援に関すること」等を事項として規定している。そのほか、第4条に基づき、「教育担当理事が指名する学長補佐」、「各学域、研究科を担当する教員から選出された者」、「国際基幹教育院に所属する教員から選出された者」等を当該組織の構成員とするとともに、委員長については、第6条において、「教育担当理事が指名する学長補佐をもって充てる」こととし、その権限として「当該委員会の議長」となる旨併せて規定している。

これらの体制の下、FD委員会は、部局等からの報告に基づき、当該年度の全学におけるFD活動に関する報告書を作成し、当該年度報告書を本学Webサイトにおいて公表している(根拠資料2-10【ウェブ】)。

また、FD委員会委員長は、部局等のFD活動に改善が必要と認めた場合には、FD委員会の議に基づき、改善のための適切な措置を講じるとともに、各部局は、継続的に改善に努めることとしている。

以上のように、FD委員会を中心に、全学レベル、部局レベルにおいて教育の取組状況等に係る点検・評価活動を組織的に行うことにより、PDCAサイクルの運用プロセスを構築し、改善・向上を図るシステムを確立している。

【4】部局の自己点検評価

「部局における自己点検評価」については、自己点検評価規程第5条において、部局長の下で、当該部局における教育研究等の状況に係る自己点検評価を実施する旨規定している。また、自己点検評価規程に基づき、全学的な基本方針として、「部局における自己点検評価実施指針」を制定し、構成員に共有している(根拠資料2-6)。

当該自己点検評価の実施に当たっては、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備について独自の評価項目を設定することとしており、特に各学域・各研究科にあつては「教育に関する項目」、各研究域等にあつては、「研究に関する項目」による自己点検評価を実施する旨規定している。各部局はこれらを踏まえ、教授等で構成される評価委員会等で4年に一度、自己点検評価を実施し、評価結果を学長へ報告した上で、改善が必要と認められる場合には、学長の指示の下、速やかに改善に努めるとともに、評価結果と併せ、検証を行った上で本学における教育研究等に係る活動の一層の活性化、法人評価及び認証評価等に活用することとしている。また、自己点検評価の結果は本学Webサイト等により公表しており、これらにより、部局においても、PDCAサイクルによる改善・向上を図るシステムを確立している(根拠資料2-11)。

以上のことから、大学としての内部質保証の目的を踏まえ明確化した内部質保証のための全学的な方針と手続きに基づき、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の構成員や内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の役割と内部質保証に関わる学域・研究科その他組織との役割分担、また、教育の企画・設計、運用、検証及び改善のためのPDCAサイクルの運用プロセスも明確であることから、本学の内部質保証の推進に責任を負う全

学的な体制を整備していると判断する。

点検・評価項目③ 方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

【評価の視点】

- 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 方針及び手続きに従った内部質保証活動の実施
- 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他組織における教育のP D C Aサイクルを機能させる取り組み
- 学部・研究科その他組織における点検・評価の定期的な実施
- 学部・研究科その他組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画な実施
- 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況調査等）に対する適切な対応
- 点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学においては、「金沢大学憲章」の下、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の位置付けをもって改革に取り組むこととして、教育・研究・社会貢献及び運営に関する基本的な方針を定めるとともに、中期目標期間ごとに中期目標、中期計画等を策定している。

その上で、教育上の目標の実現に向け、学士課程及び大学院課程における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学士課程は学域・学類ごとに、大学院課程は研究科、専攻及び課程ごと明確に打ち出している（根拠資料 1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】、1-15【ウェブ】）。

本学においては、平成 28 年 3 月 31 日公布、平成 29 年 4 月 1 日施行の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」による 3 つのポリシーの策定公表の義務化以前の第 2 期中期計画において、3 ポリシーの策定を明記し、全国に先駆けてその策定・公表を行っており、同省令の施行に際し、全学で 3 つの方針の整合性、一貫性について見直しも行っている。

第 2 期中期計画（抜粋）

- 各学類の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に応じた効果的な学生募集を展開するとともに、AO 入試・推薦入試等多様な入学者選抜方法を含めた現行の入学者選抜方法の見直しを進める。
- 3 学域・16 学類の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、教育プログラムを策定することにより、専門性と学際性を育む複線型教育を行う。
- 学士課程では、各学類が付与し得る学力の目標を確立するとともに、それを各学類の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）として定め、それに基づいて成績評価を行う。

（出典：金沢大学中期目標・中期計画（根拠資料 1-3【ウェブ】）

「学位授与方針」は、各学類・専攻における教育研究上の目的を踏まえ、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化し定めている。また、「教育課程の編成・実施方針」は学位授与方針から導出される学習成果を達成するため、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等、教育についての基本的な考えを明確に明示した上で

定めており、「入学者の受入れ方針」はこれらを踏まえ、どのような入学者を受け入れるかを明確に定めている。

そのほか、本学では、平成26年度のスーパーグローバル大学創成支援事業の採択を機に、全学的な教育方針となる、「金沢大学<グローバル>スタンダード」(以下「KUGS」という。)を策定している(根拠資料2-12【ウェブ】)。

「KUGS」では、世界で活躍する「金沢大学ブランド」人材の育成に向けた具体的な姿を、(1)「自己の立ち位置を知る力」、(2)「自己を知り、自己を鍛える力」(3)「考え・価値観を表現する力」、(4)「世界とつながる力」、(5)「未来の課題に取り組む力」の5つのスタンダードにより具現化しており、知識基盤社会の中核的なリーダーとなって、常に恐れることなく現場の困難に立ち向かっていける能力・体力・人間力を備えた人材育成を掲げている。また、「KUGS」は、学士課程及び大学院課程で定めており、大学院課程については、5つのスタンダードで掲げた能力・体力・人間力を大学院カリキュラムの学修を通してさらに高度先鋭化させ、強固なグローバルマインドと明確な倫理的思考の二つの観点から、創造的な視点と粘り強い交渉力、強い統率力と確かな実践力をもって、人類の未来を切り拓く使命に果敢に挑戦する高度専門人材を育成する内容となっている。本学における各種方針は、この「KUGS」を踏まえた内容となっている。

これらの各種方針に基づき教育活動を展開するとともに、全学内部質保証推進組織である「企画評価会議」が中核となり、各理事・副学長の下で確立されているPDCAサイクルと大学全体の業務改善・大学改革を連動させた内部質保証システムにより、教育等のPDCAサイクルを機能させる取り組みを行っている。

【1】企画評価会議におけるPDCAサイクルを機能させる取り組み

本学における教育研究等の質の向上を図り、本学の理念・目的を達成するため、内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示した「自己点検評価規程」及び「全学の自己点検評価実施要項」に基づき、企画評価会議が全学の自己点検評価を実施している。

当該自己点検評価では、理念・目的の実現に向け、中期目標の達成に向けた着実な取組の促進、更なる教育研究等の質の向上を図るための「年度計画の実施状況に係る自己点検評価」や各部局における教育研究活動をデータに基づき分析・評価し、更なる質の向上へとつなげるための「基本データ分析による自己点検評価」等、目的に応じ種別し実施している。

例えば、「年度計画の実施状況に係る自己点検評価」では、中期目標・中期計画に基づき策定した年度計画の実施状況について、中間時と期末時に分け毎年度自己点検評価を実施している。年度計画には、教育に係る各種ポリシーに基づく教育活動をはじめ、「研究」、「社会貢献」、「国際」、「業務運営」、「財務」等の各種活動が包含されており、各担当理事又は各部局長の下で自己点検評価を実施し、当該実施状況報告を踏まえ、企画評価会議が総体として点検・評価を行っている。各理事等は、企画評価会議が評価基準等を定めた「評価の観点」を踏まえ自己点検評価を実施することとしており、評価の客観性・妥当性の確保に努めている。さらに、中間時においては、各年度計画の進捗状況に応じてヒアリングを実施することとしており、年度計画の達成に向け早期の段階から改善を促す仕組みを構築している。また、期末時における年度計画の自己点検評価結

果に基づき、次年度の年度計画における教育プログラムやカリキュラムの改善，教育手法の改善や入試改革，教育組織改革等が行われており，教育研究等の質の向上が図られている（根拠資料 2-13～2-14）。

また、「基本データ分析による自己点検評価」では，教育・研究等の各種データを「基本データ集」として取りまとめ，その分析・評価を通じ，教育研究活動の更なる質の向上を図ることを目的として，平成 23 年度から毎年度実施している（根拠資料 2-15）。特に第 3 期中期目標期間では，各学域・研究科の専任教員数，入学志願者数及び入学状況，標準修業年限内卒業（修了）率等の大学の基盤となる項目を「基礎項目」として設定し，「教育」，「研究」，「社会貢献」，「国際」等，中期計画における本学の特色ある取組の進捗状況や関連するデータの経年変化を確認するため「重点項目」を設定しており，中期目標の達成に向け，取組みの実施状況やその効果をデータの側面から検証している。

また、「基礎項目」では法人評価や認証評価に定める基準のほか，本学における第 2 期中期目標期間終了時又は過去の実績値の平均等を評価基準としており，「重点項目」では，データの経年変化を確認するために設定した項目であることに鑑み，前年度実績を評価基準とするなど，自己点検評価の客観性・妥当性の確保に努めている。特に近年では，中期計画の達成に向け順調に推移している組織や実績が全学的に高い水準に達している組織に対しては，評価基準を満たさない場合においても，直ちに改善を求めるのではなく，「留意すべき」の枠組みを設け，今後の注意喚起の促進を図る仕組みや新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を踏まえた評価を実施するなど，自主的自律的な機能強化・質の向上と，より適切な評価の実現に向け，更なる妥当性を追求している。

その上で，評価項目ごとに各種データを集計・分析し，設定した評価基準に照らし企画評価会議の下，自己点検評価を行っている。評価結果は，教育研究評議会や役員会等の審議機関の議を経て確定し，当該結果を学長へ報告するとともに，評価基準を満たしていない部局には，学長の指示の下，評価結果に基づき立案した改善計画に基づき，例えば，入試における学生募集活動の強化，履修指導，研究指導の拡充，授業科目の英語化向上に係る取組など，改善・向上に向けた取組を実施することで，更なる教育研究等の質の向上を図る仕組みを構築している（根拠資料 2-16）。

これらの企画評価会議が行う数種の自己点検評価を核に，担当理事，部局における自己点検評価と関連しながら，部局における教育・研究等の個々の状況の改善はもとより，アクティブ・ラーニングや授業科目の英語化の拡大，新たな入試制度の導入，社会ニーズを踏まえた新たな学類や分野融合型の研究科創設，外部資金獲得件数・金額の増加など，大学全体の業務改善・大学改革が図られており，PDCA サイクルが有効に機能していると判断できる。

以上のことから，企画評価会議が行う全学の自己点検評価により，各部局の改善にとどまらず，全学の実績向上等に成果が現れていることから，教育研究等の質の向上に重要な役割を果たしており，内部質保証システムが有効に機能していると判断できる。

【2】FD 委員会における PDCA サイクルを機能させる取り組み

内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示した「FD 活動指針」に基づき，

FD委員会において、FD活動を通じ、教育の取組状況等に係る自己点検評価を毎年度実施している（根拠資料 2-5【ウェブ】）。

当該FD活動指針では、組織的に授業の内容・方法の改善及び学生支援のための取組や研修の計画の策定、それらに基づく実施状況等の点検による報告書の毎年度作成を学域・研究科、センター等の部局等の責務として明記しており、FD委員会は部局等の作成した報告書に基づき、点検・評価の上、当該年度の全学におけるFD活動に関する報告書を作成している。

具体的には、「シラバスの記載状況」、「教育方法改善のための取組等の実施状況」、「成績評価基準等の作成状況」等、3つの教育ポリシーに基づく教育活動等に係る実施状況を各部局に自己点検させた上で、FD委員会が全学的な点検・評価を実施している。

また、各部局が自己点検を実施するに当たり、点検項目や調査内容等についてFD委員会で検討の上決定しており、作成した当該年度の全学におけるFD活動に関する報告書は、教育企画会議や教育研究評議会に報告するなど、評価の客観性・妥当性の確保に努めている。

FD活動指針においては、FD委員会委員長は、部局等のFD活動に改善が必要と認められた場合には、FD委員会の議に基づき、改善のための適切な措置を講じることとしており、教育の質の向上や授業の改善等に係る問題点・課題等については、当該報告書において明示の上、当該部局に対し改善のための適切な措置を求めており、部局へフィードバックするシステムを確立している。各部局は、継続的に改善に努める旨規定しており、実施前年度に提示した課題について、改善に向けた取組やその達成度を検証しており、「アクティブ・ラーニング」の導入促進による学生の主体性を涵養する教育方法の改善、新たな教育プログラムの構築、シラバスの記載見直しなど、各部局における改善・向上が確認できるほか、FD活動を通じた点検・結果に基づき、全学的な絶対的評価基準を定めた「科目ルーブリック」の導入や教育組織改革等、大学全体の改善・改革が図られており、PDCAサイクルが有効に機能していると判断できる。（根拠資料 2-10【ウェブ】）

以上のように、FD委員会を中心に、全学レベル、部局レベルにおいて教育の取組状況等に係る点検・評価活動を組織的に行うことにより、PDCAサイクルの運用プロセスを構築し、改善・向上を図るシステムを確立しており、また、教育の質の向上につながっていることから、その果たすべき役割は重要であり、FD委員会が行う内部質保証システムが有効に機能していると判断できる。

【3】行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況調査等）に対する適切な対応

本学では前回の大学機関別認証評価について、大学改革支援・学位授与機構の下で平成26年度に受審しており、当該評価結果において、「是正勧告」に相当する指摘はなされていないものの、以下のとおり課題として指摘を受けている。

指摘された課題事例

- ・授業各回の概要や授業時間外学習等、内容の記載が不十分なシラバスが散見されること。
- ・学生の授業時間外学習時間について、実態を的確に把握した上で、確保に努める必要が

あること。

これらの指摘事項については、全学内部質保証推進組織である企画評価会議議長から担当理事へ改善に向けた取組実施及びその状況報告を求めている。

各指摘事項の対応状況については、担当理事の下、各部局へシラバスの記載徹底を図ったことによる適切な記載の実現、本学で実施している学生生活実態調査に「学習時間」の設問項目を新設し、実態を的確に把握できる仕組みの構築に至っており、既に改善している（根拠資料 2-17）。また、これらの改善状況は、企画評価会議や FD 委員会が行う全学の自己点検評価の実施過程において継続して確認しており、評価基準を満たさない等により改善が必要な場合には、それぞれ当該組織から改善を求めるなど、教育研究等の質の向上に全学内部質保証推進組織が重要な役割を担っている。

以上のことから、方針及び手続きに基づき、本学における内部質保証システムは有効に機能していると判断する。

点検・評価項目④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

【評価の視点】

- 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- 公表する情報の正確性
- 公表する情報の適切な更新

本学では、大学憲章の下、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の位置づけをもって改革に取り組むこととしており、情報提供は、社会に開かれた大学として存立する要であるとともに、我々の責務であると自覚し、「金沢大学における情報提供の基本理念」を定め、「公的機関としての説明責任」や「情報提供を通じた社会との連携」等を明記している（根拠資料 2-18）。この基本理念の下、「金沢大学における情報提供の基本方針」（根拠資料 2-19）を定め、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている教育情報を含め、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等について広く社会に対し情報を提供することとしている。併せて、積極的かつ効果的な情報提供に資することを目的に策定した「金沢大学における情報提供に関するガイドライン」（根拠資料 2-20）の下、情報の適切性、正確性、わかりやすさ、新しさ等に留意し、本学 Web サイト、広報誌、その他刊行物等の多様な媒体を活用し、各種情報を積極的に提供している（根拠資料 2-21【ウェブ】）。

そのほか、本学では、在学者、保護者、卒業生、受験者、地域住民、自治体、企業関係者等の各ステークホルダーが一堂に会する「ステークホルダー協議会」を平成 27 年度から毎年度開催し、ステークホルダーごとの興味・関心を踏まえた上で本学の教育・研究・運営等の取組を体系的に取りまとめた冊子「私たちの金沢大学」を作成するなど、工夫を施しながら社会に対してより一層の説明責任を果たしている。（根拠資料 1-20【ウェブ】～1-21【ウェブ】）

以上のことから、本学では、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると評価できる。

| |
|--|
| 点検・評価項目⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 |
|--|

| |
|----------------|
| 【評価の視点】 |
|----------------|

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価○点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用○点検・評価結果に基づく改善・向上 |
|--|

企画評価会議が行う全学の自己点検評価については、その実施プロセスにおいて、作成した各種自己点検評価書（案）を学内構成員等へ意見照会し、各構成員等から提示された意見を踏まえ、当該点検評価結果の適切性・有効性を企画評価会議において検証した上で、審議機関である教育研究評議会、役員会へ附議し、評価結果を本学 Web サイトにて公表している（根拠資料 2-8 【ウェブ】）。

これらの審議機関等で提示された意見等については、次年度における全学の自己点検評価を実施する際の課題と整理した上で、企画評価会議において、改善策を講じて内部質保証システムの改善・向上を図っている。例えば、年度計画の自己点検評価においては、各計画に対し「評価の観点」を明示することにより、適切な評価の実現に至っており、また、基本データ分析による自己点検評価では、評価基準や評価項目等の見直しを行い、学内の現状に即した有効性のあるデータ分析により自己点検評価を実現している。また、FD 委員会が行う全学の自己点検評価についても、その実施過程において提示された各部局等からの意見・要望を踏まえ、その適切性、有効性を FD 委員会において検証の上、評価項目、調査内容、FD 活動報告書の様式変更等の見直しにより、内部質保証システム向上を図っている。

また、企画評価会議における審議や教育研究評議会等の審議機関には、意思決定プロセスの透明性や適正な意思決定の担保の観点から、オブザーバーとして、監事が出席しているほか、学外有識者の外部委員を含む経営協議会へ附議することにより客観性も担保している。

内部質保証システム全体に係る検証については、企画評価会議の構成員である理事・副学長等が出席する「大学改革推進委員会」の下で「YAMAZAKI プラン」の見直しを行う際に、当該自己点検評価の結果等が勘案されるなど、その適切性・有効性も含めて検証が行われている。

このほか、外部評価として、大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価において、これまでに 2 回（平成 19 年度及び平成 26 年度）評価を受けており、その過程で内部質保証システムについても点検・評価を実施し、また、当該機関からの指摘事項を踏まえ改善に取り組んでいる。当該改善事例として、部局へシラバスの記載徹底を図ったことによる適切な記載の実現、本学で実施している学生生活実態調査に「学習時間」の設問項目を新設し、実態を的確に把握できる仕組みの構築等が挙げられる。さらに、国立大学法人評価委員会が実施する国立大学法人評価、大学改革支援・学位授与機構等が実施する専門分野別

認証評価等においても、内部質保証システムについても点検・評価し、改善に取り組んでいる。

以上のことから、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行うとともに、当該結果に基づいた改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断する。

(2) 長所・特色

本学では、内部質保証のための全学的な方針の下、内部質保証の推進に責任を負う組織として、「企画評価会議」を設置し、当該組織における権限、内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担等、内部質保証のための手続きを明確化した上で、各種ポリシーに基づく教育研究活動の恒常的・継続的な質の向上を図るべく、数種の全学的な自己点検評価を実施している。

また、企画評価会議が行う業務全般の自己点検評価及びその結果等を踏まえた改善・改革に加え、教育に特化した内部質保証を行う教育企画会議 FD 委員会、部局長の下で行う「部局の自己点検評価」、本学における大学改革・機能強化を意図した学長のトップマネジメントによる新しい質保証システムなど、多元的・多層的な内部質保証システムを確立している。

これらの体制の下、当該点検・評価結果に基づく改善の促進を図ることで、各部局の改善はもとより、例えば、学士課程におけるアクティブ・ラーニングの拡大、外部資金獲得件数・金額の増加など、大学全体の業務改善・大学改革が図られており、有効に機能した内部質保証システムにより、本学の機能強化が実現している。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本学における内部質保証については、目的・理念等の実現に向け、恒常的・継続的な教育研究の質の向上が必要不可欠であるとの認識の下、「国立大学法人金沢大学規則」及び「金沢大学学則」において、自己点検評価の実施について規定するとともに、中期目標期間ごとに策定する中期計画においても、教育研究等の質の保証に向けた自己点検評価の実施を定めている。

これらを踏まえ、本学では、内部質保証のための全学的な方針を定め、内部質保証の推進に責任を負う組織である「企画評価会議」及び「FD委員会」、自己点検評価の結果等を踏まえた大学改革を推進する「大学改革推進委員会」を設け、当該組織における権限、内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担等、内部質保証ための手続きを明確化し本学Webサイト等により学内外に公表している。その上で、すべての学域（学類）・研究科（専攻）において策定した「卒業認定・学位授与に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学受入れに関する方針」を踏まえ展開している各種教育活動の継続的な質の向上を図るべく、数種の全学的な自己点検評価を実施しており、当該点検・評価結果に基づく改善の促進を図

ることで、各部局の改善はもとより、例えば、学士課程におけるアクティブ・ラーニングの拡大、外部資金獲得件数・金額の増加など、大学全体の実績値向上にもつながっており、内部質保証システムが有効に機能している。

また、全学の自己点検評価の実施過程において、審議機関等で提示された意見・要望等を踏まえ、評価基準や評価項目、調査内容・様式変更等について見直しを図ることで、内部質保証システムの改善・向上を図っている。今後も、本学における教育研究の質の向上に資するため、内部質保証システムについて不断に見直しを図り、更なる機能向上を図ることとしている。

加えて、当該評価結果をはじめ、教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況等に係る情報提供については、社会に開かれた大学として存立する要であるとともに、我々の責務であると自覚し、「金沢大学における情報提供の基本理念」等を定め、情報の適切性、正確性、わかりやすさなどに留意し、本学Webサイト、広報誌、その他刊行物等の多様な媒体を活用し、適切に公表し社会への説明責任を果たしている。

これらのほか、令和3年度に「教学マネジメントセンター」を設置し、本学全体、学域・研究科等における学位プログラム及び授業科目レベルでの内部質保証システムをより強化し、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組むこととしている。

これらのことから、「大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある」と判断する。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

| |
|---|
| 点検・評価項目① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。 |
|---|

【評価の視点】

- | |
|--|
| ○大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との整合性 ○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の整合性 ○教育研究組織と学問の動向，社会的要請，大学を取り巻く国際的環境等への配慮 |
|--|

本学は、金沢大学学則第1条において、教育、研究及び社会貢献に対する国民の要請にこたえるため、総合大学として教育研究活動等を行い、学術及び文化の発展に寄与することを目的として定め、併せて、「金沢大学憲章」の下、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の位置付けをもって改革に取り組むこととして、その拠って立つ理念と目標を明示し、教育・研究・社会貢献及び運営に関する基本的な目標を設定している（根拠資料 1-1～1-2【ウェブ】）。

これらの目的、理念・目標の実現に向け、以下に掲げるとおり、教育組織及び研究組織等を編成している（根拠資料 3-1）。また、組織編成に当たっては、これまでの教育実績や成果、ミッションの再定義を含めた国の制度改革、各種有識者会議等の提言・答申等を踏まえ、各中期目標期間における「中期目標・中期計画」、大学改革の基本方針や方策その実施工程をまとめた「YAMAZAKI プラン」、さらには、全学的な教育研究組織改革の方向性及び具体的な工程をまとめた「Next Challenge 教育組織等改革構想～Roadmap to 2020～」等に基づき、組織改革を断行し、社会変革に即応した教育研究組織編成している（根拠資料 1-17）。

【1】学士課程の教育組織編成

学士課程においては、本学の目的に即し、社会の要請に応じた優れた人材の育成と、時代が求める新しい学問領域の開拓を図るため、平成20年度に学部学科制から「学域学類制」へと移行し、従来の8学部・25学科を3学域・16学類へ再編・統合している。

学域学類制の下、大きな括りの学問分野から学生個々の目標に沿って学ぶ分野を先鋭化していく学びを提供する経過選択制を導入している。また、これまで同一であった教育（学生）組織と研究（教員）組織を、教育（学生）組織（「学域・学類」）と研究（教員）組織（「研究域・系」）に分離し、教育に当たっては、研究域・系に所属する教員を専任教員等として、学類を担当させることにより、教員の所属に関わりなく機動的に教育を担当できる体制を整備している（根拠資料 3-2）。

また、学域学類制へ移行後も、科学技術の進展や多様化・高度化する社会の教育ニーズに即応すべく、本学における強み・特色を生かし、平成30年度には、人間社会学域及び理工学域における学類・コース等の見直しにより、教育体制を3学域17学類へと

発展させている。

さらに、令和3年度には、3学域に加え、広範な分野にわたる教養と文理融合の知見を醸成し、課題発見・解決の知を展開することで、地域と世界に貢献することを理念とし、知識基盤社会の中核的リーダーシップを発揮できるイノベーション人材の輩出を目的とした新たな学域となる「融合学域」を創設し、さらにその下に、地球規模で急速に起こっている社会の変容や科学の進展を的確に踏まえた上で、表出する複層的な諸課題に関し、人文科学・社会科学・自然科学等の多様な知見を活用しながらその解決に取り組むとともに、新たな「知」を社会へ展開する意欲と素養を身に付けた社会変革を先導する人材の養成を目的とした「先導学類」を設置することとしている。これに加え、医薬保健学域の下に「医薬科学類」の設置が認可されるなど、学域学類制をさらに深化させることにより、社会のニーズに常に応えている（根拠資料 3-3～3-4【ウェブ】）。

このほか、平成26年のスーパーグローバル大学創成支援事業の採択を機に、世界で活躍する「金沢大学ブランド」人材育成のための本学独自の教育方針として策定した「金沢大学<グローバル>スタンダード」に基づく教育を実践するため、多くの国立大学で行っている全学出動体制による共通教育を提供する仕組みを全国に先駆けて刷新し、約60名の専任教員と共通教育科目に関連深い授業担当教員の協力による責任体制を構築した「国際基幹教育院」を平成28年度に創設している（根拠資料 3-5【ウェブ】）。

【2】大学院課程の教育組織編制

大学院課程においては、金沢大学大学院学則第1条において、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的として定め、学士課程から接続する教育組織として、令和2年度現在では、人間社会環境研究科、自然科学研究科、医薬保健学総合研究科、先進予防医学研究科、新学術創成研究科、法学研究科及び教職実践研究科の7研究科を設置している（根拠資料 1-7）。

これら教育組織の設置に当たっては、科学技術の進展や社会の要請に応じ、高度な専門的知識・技能と学際性を兼ね備え、グローバル化する社会を積極的にリードする人材の育成を視野に、平成28年度には、先進予防医学研究科先進予防医学共同専攻（博士課程）（千葉大学、長崎大学との共同教育課程）、平成30年度には、新学術創成研究科融合科学共同専攻（修士課程）（北陸先端科学技術大学院大学との共同教育課程）を設置している。さらに、令和2年度には、新学術創成研究科ナノ生命科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）や我が国で唯一の「博士（融合科学）」の学位授与が可能な新学術創成研究科融合科学共同専攻（博士後期課程）を設置するなど、大学院課程においては、特に分野融合に着眼した新たな教育組織を整備している（根拠資料 3-6【ウェブ】～3-7【ウェブ】）。

また、専門職学位課程においても組織改革を進め、平成28年度には、石川県の教員養成ニーズに対応した「教職実践研究科」、令和2年度には、人間社会環境研究科法学・政治学専攻（博士前期課程）と法務研究科法務専攻（専門職学位課程）の両専攻を「法学研究科」へと統合し、法学分野における大学院課程を一体的に運営する研究科にモデルチェンジしており、これにより、法曹や法学系分野に関する高度な実務能力を備えた

専門職業人材，研究者等のキャリアパスに応じた人材育成を実現し，法曹・高度専門職・研究者養成の機能強化を図っている（根拠資料 3-8【ウェブ】～3-9【ウェブ】）。

これに加え，令和元年度に文部科学省卓越大学院プログラム「ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラム」の採択を受け，自然科学研究科，医薬保健学総合研究科，先進予防医学研究科及び新学術創成研究科の4研究科に跨る研究科横断型の学位プログラムを構築している（根拠資料 3-10【ウェブ】）。

【3】研究組織等の編成

研究組織については，大学憲章の下，真理の探究に関わる基礎研究から実践研究までの知の創造や新たな学術分野の開拓，技術移転や産業の創出等による研究成果の社会への還元を意図した編成を行っている。

本学では，平成20年度における学域学類制の導入に伴い，教育（学生）組織と研究（教員）組織を分離しており，研究組織として人間社会研究域，理工研究域，医薬保健研究域の3つの研究域を設置し，さらにその下に「系」を構成している（根拠資料 3-2）。この仕組みを最大限活用し，学長のリーダーシップの下，研究の進展に向けた計画的な教員を配置することにより，柔軟な研究展開を実現している。併せて，研究域の下に，系と並び，研究域の優位性・特色のある分野を核として，10年間の時限付で附属研究センターを設置している。また，ナノ生命科学研究所やナノマテリアル研究所，先進予防医学研究センター等を創設しているが，これらの研究組織は，研究域附属研究センターにおける研究活動の進展により，研究域附属研究センターから大学の附置研究所等に発展させたものであり，本学に優位性のある研究分野の更なる研究展開及び実施体制の強化を図ったものである（根拠資料 3-11【ウェブ】～3-13【ウェブ】）。

また，本学に優位性のある研究の更なる強化，学問分野融合型研究の一層の進展及び国際頭脳循環の一層の拡充を一体となって推進することにより，革新的な研究成果を生み出し，もって新しい学問分野・学問領域の創成につなげるとともに，その研究成果を基盤に教育を支援し，若手研究者の育成を促進することを目的とし，平成27年度に新学術創成研究機構を設置している（根拠資料 3-14【ウェブ】）。当該組織の下，特色のある融合研究を推進した結果，顕著な研究成果の創出に加え，我が国で唯一の「博士（融合科学）」の学位授与が可能な「新学術創成研究科融合科学共同専攻」や，「同研究科ナノ生命科学専攻」を創設し，将来の分野融合型の教育・研究を支える新たな人材養成の基盤形成にまで至っている。

加えて，共同利用・共同研究拠点としてがん進展制御研究所及び環日本海域環境研究センターの2つの拠点が認定されている。がん進展制御研究所は，国内唯一のがん研究に係る共同利用・研究拠点として，がんの転移・薬剤耐性機構に関する研究を先導している。また，環日本海域環境研究センターは，平成28年度に新たに当該拠点として認定され，環境汚染に伴う環境変動に関する研究に係る先端的学術研究を展開している。これらの共同利用・共同研究拠点においては，本学の研究ポテンシャルを活用した国内外の研究者との連携・共同体制により，我が国全体の学術研究の更なる発展に貢献している（根拠資料 3-15【ウェブ】～3-16【ウェブ】）。

このほか，学内共同教育研究施設として総合メディア基盤センター，学際科学実験セ

ンター，子どものこころの発達研究センター，先進予防医学研究センター及び環境保全センターを設置しており，また，基礎研究から応用研究まで一貫した研究支援と産学官連携を推進することを目的とした先端科学・イノベーション推進機構やグローバル人材育成への対応としてグローバル人材育成推進機構，国際機構を設置している。

これらのほか，令和3年度には，本学の強みである「自律型自動運転技術」を更に加速・発展させることを目的とした「高度モビリティ研究所」をはじめ，本学におけるデジタルトランスフォーメーションの戦略的・組織的な遂行を目的とした「学術メディア創成センター」や生命科学研究における近年の技術の進展やそれに伴う個々の研究室のニーズ増大に対応した「疾患モデル総合研究センター」を設置することとしており，目的・理念等の実現に向けた更なる研究力強化等を図ることとしている（根拠資料 3-17～3-19）。

以上のことから，本学では，大学の目的・理念・目標に照らして，教育研究組織等の設置状況は適切であると判断する。

| |
|---|
| <p>点検・評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また，その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> |
| <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な根拠（資料，情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 |

本学における教育研究組織の適切性については，内部質保証推進組織である「企画評価会議」の下，全学の自己点検評価として，「基本データ分析による自己点検評価」，「年度計画の実施状況に係る自己点検評価」等を実施している（根拠資料 2-8，2-15，2-16）。

「基本データ分析による自己点検評価」は，平成23年度から毎年度実施しており，特に第3期中期目標期間については，各学域・研究科の専任教員数，入学志願者数及び入学状況，標準修業年限内卒業（修了）率等の大学の基盤となる項目を「基礎項目」として設定し，また，第3期中期計画における「教育」，「研究」，「社会貢献」，「グローバル」等，本学の特色ある取組の経年変化を確認するため「重点項目」として設定している。その上で，評価項目ごとに各種データを集計・分析の上，教育研究組織の適切性の点検・評価を行い，評価基準を満たしていない部局には企画評価会議主導の下，改善計画の作成を依頼し，当該部局で立案した改善計画に基づく取組を促進するなど，PDCA サイクルを構築している。これにより，各部局における改善はもとより，例えば，学士課程におけるアクティブ・ラーニング導入割合の上昇や外部資金獲得件数・金額の上昇など，大学全体の実績値向上にもつながっており，有効に機能した内部質保証システムにより，教育研究活動の質の向上が図られている。

また，本学における目的・理念の実現に向け，各中期目標期間において中期目標に教育研究組織の見直しを掲げ，具体的な計画として，中期計画及び年度計画を策定している（根拠資料 1-3【ウェブ】）。企画評価会議の下，これらの進捗状況を確認するため，「中期計画の

自己点検評価」及び「年度計画の自己点検評価」を実施しており、各理事等からの実施状況を踏まえ、中期計画は定期的に、年度計画は年度毎に進捗度を4段階で評価している。また、評価結果を踏まえ、次年度の年度計画策定や次期中期計画が策定・実施されるなど、PDCA サイクルが確立しており、その確実な運用の下で、新学術創成研究科、ナノ生命科学研究所等を設置するなど、教育研究の質の向上に資する組織整備を実現している。

そのほか、各研究域附属研究センターでは、設置後5年目、7年目及び9年目に組織、運営及び研究の状況について自己点検の上、中間評価又は最終評価を実施しており、評価及び助言により、国内外研究機関との連携強化や特色ある研究の推進等、更なる研究の発展、質の向上を図っている（根拠資料3-20-1、3-20-2）。また、各センターの研究活動実績や外部評価等の結果を踏まえ、大学全体の組織へと再編し、組織的な支援を行った結果、世界トップレベルの質の高い研究を展開するに至っている。一例を挙げると、理工研究域バイオAFM先端研究センターにおける研究活動を学内COE制度であり世界的な研究拠点の形成を目的とした超然プロジェクトと結びつけ組織的研究支援を行った結果、世界的研究拠点形成に向け設置した「ナノ生命科学研究所」の創設につながり、学内の他の優位性のある研究分野の学術研究の展開を牽引するに至っている（根拠資料3-11【ウェブ】）。

さらには、中期計画において、「部局運営に係る目標の設定及び目標達成度に係る部局評価の実施」を掲げ、平成28年度から毎年度、各部長の下、学長によるヒアリングを実施した上で、大学改革・機能強化の観点を踏まえた年度ごとの部局の運営目標を設定・実行している。その達成度については学長自らが評価を実施し、提示された評価結果に基づき、各部局は改善に向けた取組を実施するなど、学長の強力なガバナンスにより教育研究組織の適切性を評価する仕組みも構築している。また、評価結果に基づき部局予算の傾斜配分を行っており、配分額が増加した部局は部長の裁量も拡大し、特に毎年高評価である理工学域・研究域においては、研究域附属研究センターへの戦略的な資源投下が行われた結果、本学の強みであるナノサイエンス分野や生産工学・加工学分野の機能強化が図られている。これにより、平成30年度にはナノマテリアル研究所、令和元年度には設計製造技術研究所等を新たに設置するなど、組織がさらに発展し、大学全体の機能強化にも結び付いている（根拠資料3-21）。

これらの「企画評価会議」を中核とした自己点検評価や研究域附属研究センター等の評価等の結果等を踏まえ、学長のリーダーシップの下、組織の改廃やその強化策等を明示した大学改革の行動計画となる「YAMAZAKIプラン」や「Next Challenge 教育組織等改革構想～Roadmap to 2020～」等を策定し、これらに沿って、改革を進めている。

以上のことから、本学では、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行うとともに、当該結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを実施していると判断する。

（2）長所・特色

本学における教育・研究等の組織については、これまでの教育・研究実績や成果に加え、ミッションの再定義を含めた国の制度改革、各種有識者会議等の提言・答申等の社会情勢の変革などを踏まえ、学長のリーダーシップの下策定した「中期目標・中期計画」、「YAMAZAKIプラン」、「Next Challenge 教育組織等改革構想～Roadmap to 2020～」等に基づき、本学の強み・特色を生かし、かつ、社会変革に対応した教育研究等の組織整

備を実現している点に最大の特徴がある。

また、教育研究等組織の適切性については、内部質保証推進組織である「企画評価会議」による全学の自己点検評価や「YAMAZAKI プラン」のフォローアップ等、複数の評価体制を構築し、適切に検証している。また、部局ごとに定めた運営目標について学長自らがその達成度評価を実施するなど、学長の強力なガバナンスにより教育研究組織の適切性を検証する仕組みを併せて構築するとともに、当該評価結果に基づき部局予算の傾斜配分を行うなど、独自性・先駆性の高い手法も確立している。

これらの検証結果を踏まえ、各部局への改善の促進による教育・研究の更なる質の向上、また、当該組織の研究成果による組織の発展等により、新たな教育・研究組織等の設置に至るなど、PDCA サイクルの確立により本学全体の機能強化につながっており、世界を牽引する国際的な教育研究拠点の形成に向けた礎を着実に築き上げている。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本学における目的、理念・目標の実現に向け、教育組織及び研究組織等を適切に整備している。また、当該組織整備に当たっては、これまでの教育・研究実績や成果に加え、ミッションの再定義を含めた国の制度改革、各種有識者会議等の提言・答申等の社会情勢の変革などを踏まえ、学長のリーダーシップにより策定した「中期目標・中期計画」、「YAMAZAKI プラン」、「Next Challenge 教育組織等改革構想～Roadmap to 2020～」等に基づき、本学の強み・特色を生かし、かつ、社会変革に対応した教育研究等の組織整備を実現している。

また、これら組織の適切性について、内部質保証推進組織である「企画評価会議」の下、「基本データ分析による自己点検評価」や「年度計画の自己点検評価」等の全学の自己点検評価を実施するほか、研究域附属研究センターにおける中間評価・最終評価、「YAMAZAKI プラン」のフォローアップ等、複数の評価体制を構築し検証している。また、部局ごとに定めた運営目標について学長自らがその達成度評価を実施するなど、学長の強力なガバナンスにより教育研究組織の適切性を検証する仕組みを併せて構築するとともに、当該評価結果に基づき部局予算の傾斜配分を行うなど、独自性・先駆性の高い手法を確立している。

これらの検証結果を踏まえた改善を行うことにより、各部局の教育・研究の更なる質の向上が図られるだけでなく、例えば、「ナノ生命科学研究所」や「ナノマテリアル研究所」、「新学術創成研究科」等の新たな組織整備に至るなど、大学全体の機能強化にも結び付いている。

上述した「社会変革に対応し本学の強み・特色を生かした教育研究等の組織整備」、「数種の手法による教育研究組織の適切性の検証」については、本学における機能強化の実現に必要な不可欠な特色・長所であり、これらにより、世界を牽引する国際的な教育研究拠点の形成に向けた礎を着実に築き上げていることから、「大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取組が卓越した水準にある」と判断する。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学においては、目的・理念の実現に向け、特に「教育」については、“金沢大学ブランド”の確立・定着を目指し、教育内容及び教育環境のグローバル化を徹底的に推進することとしており、学士課程及び大学院課程における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学域・学類又は研究科・専攻及び課程ごと明確に打ち出している（根拠資料 1-15【ウェブ】）。その上で、「卒業認定・学位授与に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者受入れに関する方針」については、平成 28 年 3 月 31 日公布、平成 29 年 4 月 1 日施行の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」による 3 つのポリシーの策定公表の義務化以前である第 2 期中期計画において、既に 3 ポリシーの策定を明記し、全国に先駆けてその策定・公表を行っており、同省令の施行に際し、全学で 3 つの方針の整合性、一貫性について見直しも行っている。また、平成 26 年度のスーパーグローバル大学創成支援事業の採択を機に、世界で活躍する「金沢大学ブランド」人材育成のための教育方針となる、「金沢大学<グローバル>スタンダード」(KUGS)を策定し、本学における各種方針はこれも踏まえた内容にもなっている（根拠資料 2-12【ウェブ】）

学位授与方針については、学士課程においては各学類、大学院課程・専門職学位課程においては各専攻等、教育組織や授与する学位に応じ、設定している（根拠資料 4-1【ウェブ】）。

例えば、人間社会学域国際学類、新学術創成研究科融合科学共同専攻においては、以下のとおり設定している（根拠資料 4-1【ウェブ】）。

人間社会学域国際学類学位授与方針（抜粋）

グローバル化が進んだ 21 世紀に、国際社会への洞察力を持ち、異文化との〈しなやかな共生〉を実現できる真の国際人を育成することを目的とし、外国・異文化 への関心と探求心、コミュニケーション能力を持ち、将来国際的業務で活躍できる人材を育てる。各コースのディプロマ・ポリシーで掲げた人材養成目標への到達を通じて、この学類の人材養成目標に到達した者に学士（国際学）の学位を授与する。

国際社会コース

グローバル化する現代社会をマクロ的視点からの確に理解するための力を育て上げるために、国際政治、経済、歴史、文化などについての知識を習得するとともに、それらを総合し、国際的感覚と視野を広げると同時に、その理解を深めるために英語などの高いコミュニケーション能力を身につけた人材を育成する。こうした人材養成目標 に到達した者に学士（国際学）の学位を授与する。この人材育成目標

に到達するためには、以下の学習成果を上げることが求められる。

- ・国際問題を理解するために必要な基礎的科目で得た知識を習得している。
- ・国際社会に関する専門的知識が系統的に学習され、それについての深い知見を有している。
- ・現代社会をマクロ的に展望する能力を習得している。
- ・国際社会に関して学んだ知識と理解などに基づき、外国語のコミュニケーションを通して十分な自己表現能力を獲得している。
- ・国際社会に関する専門的知識に基づき、自主的に関心を持つテーマを見つけ出し、それを独自に考察し研究する能力を習得する。
- ・日本の文化・社会・歴史や日本語についてグローバルな視点から客観的に観察できる態度と能力を獲得している。

(出典:人間社会学域国際学類学位授与方針(根拠資料 4-1-1【ウェブ】))

新学術創成研究科融合科学共同専攻(博士前期課程)学位授与方針(抜粋)

博士前期課程では、教育理念に掲げる4つのフォースを基礎とした“科学を融合する方法論”を探究・実践した上で、下記の「学修成果」に掲げる5つの能力・資質(コンピテンス)を修得するとともに、所定の期間在学し、かつ所定の単位を修得した上で、修士論文の審査及び最終試験、若しくは特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した学生、又は博士論文研究基礎力審査に合格した学生に「修士(融合科学)」の学位を授与する。

1. 科学技術イノベーションに関連する社会課題の解決に貢献できる能力
2. 自分の専門分野に関する知識と実践力
3. 他分野に対して積極的に関与する意欲と能力
4. 外国語の学術論文を読みこなし、自分の研究を外国語で簡単に説明できる能力
5. 科学・技術・生命に対する研究者倫理観

(出典:新学術創成研究科融合科学共同専攻(博士前期課程)学位授与方針(根拠資料 4-1-17【ウェブ】))

当該事例で示すとおり、個々の内容については、社会における顕在ニーズを踏まえ、卒業・修了までに修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明確に明示しており、授与する学位にふさわしい内容・構成となっている。また、「KUGS」(根拠資料 2-12【ウェブ】)も踏まえた内容となっている。

学位授与方針は、本学のWebサイトや学域・研究科における履修案内・ハンドブック等の各種刊行物に明記し、学内外に公表するとともに、入学時オリエンテーション等で周知等を行い、理解の促進を図っている(根拠資料 4-1【ウェブ】、4-2)。

以上のことから、本学では、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、公表していると判断する。

点検・評価項目② 教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

- 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
 - ・教育課程の体系，教育内容
 - ・教育課程を構成する授業科目区分，授業形態等
- 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学では、策定した学位授与方針から導出される学習成果を達成するため、学位授与方針と同様に、学士課程においては各学類，大学院課程・専門職学位課程においては各専攻等、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定めている（根拠資料 4-3【ウェブ】）。例えば、人間社会学域国際学類，新学術創成研究科融合科学共同専攻においては、以下のとおり設定している（根拠資料 4-3【ウェブ】）。

人間社会学域国際学類教育課程の編成・実施方針（抜粋）

【学類の CP】

必修科目（「国際学入門」，「日本文化」，「卒業論文」），専門基礎選択必修科目（国語・社会系 10 単位，日本文化系 8 単位，英語系 12 単位），専門選択必修科目（24 単位 必修），選択科目（「インターンシップ」，「異文化体験実習」を含む 22 単位）など，多彩な科目群を設定し，グローバル化に対応できるコミュニケーション能力を備えた人材の育成のために，少人数でおこなう演習を中心とした，課題探求型の自己学習を指導する。

【コースの CP】

国際社会コースのカリキュラムは，政治学，経済学，社会学，歴史学，等々の学問諸領域に縦割りの置かれていた国際関連の個別研究を統合することを目指している。近年，「学際的」な学問の発展が求められているが，国際社会の研究もその一つであり，国際社会コースで学ぶ学生は，人間科学と社会科学に多数の研究者を擁する金沢大学で構築される「国際学」のすぐれた研究成果を，綿密に立てられたカリキュラムのもとで学ぶことができる。

（出典：人間社会学域国際学類教育課程の編成・実施方針（根拠資料 4-3-1【ウェブ】））

新学術創成研究科融合科学共同専攻（博士前期課程）教育課程の編成・実施方針（抜粋）

本共同専攻では，教育理念に掲げる 3 つのチャレンジの枠組みの下で，ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果に到達するため，“課題解決志向型”の教育内容・手法を重視し，学生が教育プログラムの履修を通して身に付けるべき要素を踏まえた体系的なカリキュラム（教育課程）を編成する。具体的には以下の科目群を体系的に構成・配置するカリキュラム（教育課程）を編成する。

1. 自分の専門分野に関する基礎的な知見を修得・活用させるための体系的な専門科目と研究支援科目
2. 分野融合セミナー・グループワークや異なる分野における研究などの異分野融合を主とした異分野「超」体験科目
3. 社会のニーズを踏まえた実践的教育を行うための社会実装科目
4. イノベーションの創出に関する基盤的知識や態度を涵養する専攻共通の基幹教育科目なお，本共同専攻は区分制大学院であるが，博士後期課程までの 5 年間を通じた体系的な教育プログラムを編成することを予定している。

（出典：新学術創成研究科融合科学共同専攻（博士前期課程）教育課程の編成・実施方針（根拠資料 4-3-17【ウェブ】））

本学では、当該事例で示すとおり、教育課程の編成・実施方針の設定に当たっては、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等、教育についての基本的な考えを明確に明示しており、また、学位授与方針に掲げる学習成果を踏まえ設定していることから、両方針の整合が取れており適切である。

また、教育課程の編成・実施方針は本学の Web サイトや学域・研究科における履修案内・ハンドブック等の各種刊行物に明記し、学内外に公表するとともに、入学時オリエンテーション等で周知等を通じ、理解の促進を図っている（根拠資料 4-2, 4-3【ウェブ】）。

以上のことから、本学では、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると判断する。

点検・評価項目③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点】

- 各学域・研究科において適切に教育課程を編成するための措置
 - ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
 - ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
 - ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
 - ・個々の授業科目の内容及び方法
 - ・授業科目の位置づけ（必修，選択等）
 - ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
 - ・初年次教育，高大接続への配慮（【学士】）
 - ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
 - ・実践的・応用的な能力，職業倫理の涵養への配慮，専門の職業を取り巻く状況への配慮，教養教育・基礎的な教育・職業に係る教育科目等の適切な配置（基礎科目（一般・基礎科目），職業専門科目，展開科目，総合科目）等
 - ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
 - ・理論教育と実務教育の適切な配置等（【院専】）
 - ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
- 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学の各学域・研究科における教育課程は、学位授与方針において明示した学習成果に沿って策定した教育課程の編成・実施方針に基づき、以下のとおり体系的に編成している。

【1】学士課程における教育課程編成

学士課程においては、社会の変化に伴い、学問領域の壁を超えた幅広い知識と能力を有する人材が求められており、現代的課題を複合的に学びたいとの学生の要望にも対応するため、学問分野を緩やかに括った学域学類制を平成 20 年度から導入し、令和 2 年度現在では、3 学域 17 学類の教育組織を編成している。

2 年次以降に学類内の専門領域（コース）に配属させる経過選択制によって緩やかな

専門化を行うことにより、主体的な学習動機付けと課題発見の前提となる学際的知識・視点の醸成を促す教育課程を編成している。その上で、各学域・学類の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的や全学的な人材育成方針である「KUGS」を踏まえ、卒業・修了までに修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明確に明示した学位授与方針及びその達成に向け策定した教育課程の編成・実施方針に基づき、体系的に教育課程を編成している（根拠資料 2-12【ウェブ】、4-1【ウェブ】、4-3【ウェブ】）。

教育課程の編成に当たっては、各学類における教育の目的に照らして十分な教育効果を与えるとともに、年次進行に合わせ専門性の深化を図るため、専門科目との有機的連携を意図した共通教育科目のくさび形配置、学域学類制の理念である経過選択制を実質化するための学域共通科目、コース専門科目等を段階的に配置している。また、学習成果の達成にどの授業科目が寄与するかを明示した「カリキュラム・マップ」及び学習成果の達成に向けてどのような授業科目が連携し年次配当しているかを明示した「カリキュラム・ツリー」を全学類において策定しており、順次性及び体系性を備えた教育課程を構築している。（根拠資料 4-4【ウェブ】）

本学では、学士課程及び大学院課程におけるそれぞれの教育の基盤をなす教養的教育を「基幹教育」と定義し、これを強固に推進することにより、本学の教育全体の高度化と国際化を牽引することとしている。その上で、「KUGS」に基づく教育を実践するため、多くの国立大学で行っている全学出動体制による共通教育機構を全国に先駆けて刷新し、約 60 名の専任教員と共通教育科目に関連深い授業担当教員の協力による責任体制を構築した「国際基幹教育院」を平成 28 年度に設置している（根拠資料 3-5【ウェブ】）。

国際基幹教育院では、初年次教育となる「共通教育科目」を配置しており、計 6 つの科目区分にて構成している（根拠資料 4-5【ウェブ】）。そのうち「GS 科目」については、「KUGS」に基づく教育を実践し、グローバル社会で活躍するための基盤となる能力を身に付けさせるため、肥大化した共通教育における従来の 1,100 以上の科目すべてを見直し、そのうち、総合科目、テーマ別科目及び一般科目を 30 の GS 科目へと再編・集約した科目である。GS 科目は 5 つの科目群により構成されており、これらの科目群は、KUGS が掲げる 5 つの能力に対応しており、各能力の醸成に向けた科目を 6 科目ずつ配置している（根拠資料 4-6【ウェブ】）。また、英語を基本的な外国語コミュニケーション言語に指定し、国際化に対応した言語運用能力を高めるための「GS 言語科目」を両輪としてカリキュラムを構築しているほか、大学生としての素養を養う「導入科目」、自然科学系分野の基礎となる「基礎科目」、初めて学ぶ英語以外の外国語科目の「初習言語科目」、その他の共通教育科目として「自由履修科目」を配置している（根拠資料 4-5【ウェブ】）。さらに、GS 科目の発展後継版として、学士課程については「学域 GS 科目」を全ての学域で計 46 科目（令和 2 年度）、大学院課程では全ての研究科で「大学院 GS 科目」を計 75 科目（令和 2 年度）配置している（根拠資料 4-7、4-8）。

令和 2 年度からは、国の「AI 戦略 2019」や文部科学省の提言を踏まえ、これまで共通教育科目の導入科目として 1 年次に必修としていた「情報処理基礎」を「データサイエンス基礎」に再編し、情報教育支援を担う総合メディア基盤センターと各学類の連携の下、同教育を全学的に実施する体制を構築し、本学における数理・データサイエンス

教育を実施している（根拠資料 4-9）。

学生はこれらの共通教育科目から合計 30 単位以上を修得し、基幹教育の段階から主体性、積極性、知的好奇心が涵養されるなど、教育方針（KUGS）に示す具体的な能力の基礎的素養を醸成し専門科目への効果的な連結を図っている。

一方、専門教育科目については、各学類における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的及び学位授与方針の下に定められた教育課程の編成・実施方針に基づき、各専門分野の特性に応じた階層型教育プログラムを設定している。各授業科目においては、その授業形態として、講義と実験、演習及び実習を組み合わせ、年次進行により適切に配置することで、専門性の深化を図っている。

例えば、医薬保健学域医学類では、学位授与方針に掲げる医師として必要な能力の醸成に向け、全国 82 医学部・医科大学共通の医学教育モデル・コア・カリキュラムの指針に沿って教育課程編成方針を策定し、カリキュラムを臨床実習前教育（共通科目、基礎医学、臨床医学）と臨床実習（基本的実習（BSL）と診療参加型実習（クリニカル・クラークシップ））に体系化している。その上で、基礎から応用へと階層化された科目群を年次進行に合わせた講義形態と実習形態によりバランスよく配置するとともに、専門的知識を効果的に修得できるよう、「社会科学・行動科学」「総合診療学・地域医療学」の中で専門的連携教育（IPE）を導入している。また、国際基準に適合する医学教育の実施に向け、資質・能力マッピング（コンピテンシー）を定め、座学主体の教育から学習課題を自ら発見し学び取るアクティブ・ラーニング（PBL 等）によるアウトカム基盤型教育の導入、平成 28 年度に設置したシミュレーションセンターによる OSCE 前の基本的手技実習の充実、さらには、計 72 週にわたる診療参加型実習の編成、Post-CC-OSCE（臨床実習後 OSCE）の導入等、国際認証基準に基づくカリキュラム体系を構築している（根拠資料 4-10）。

また、本学では、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等を踏まえ、平成 30 年度に従来の学類・コース等を見直し、3 学域 16 学類の教育組織を 3 学域 17 学類制へとさらに発展させ、教育課程を編成している。例えば人間社会学域では、地域づくりに果たす観光の役割が重視され、地域における観光振興や観光地の環境づくりが求められる今日の社会ニーズを踏まえ、地域創造学類に新たに「観光学・文化継承コース」を設置し、「地域文化論」や「地域経営論」、「コミュニティ・デザイン論」の 3 つの専門領域における科目や、実習・インターンシップを通じた理論と実践をバランスよく学ぶ体系的な教育課程の編成により、観光を通じた地域の文化的価値の維持発展・活性化に寄与できる人材を育成している（根拠資料 4-11【ウェブ】）。また、理工学域では、ロボティクス、自動運転、ナノテクノロジー・材料技術など、近年、急速に発展を見せる工学分野において、先進的かつ安全な近未来人間社会を切り拓く人材の養成が切望される社会的背景を踏まえ、「機械工学類」、「電子情報学類」、「自然システム学類」における知と技を結集した「フロンティア工学類」を設置している。従来の工学の専門分野に対応する 4 つのコアプログラムと、工学分野において本学が卓越した強みを有する、「知能ロボティクス」、「バイオメカトロニクス」などの 6 つのフロンティアプログラムの異分野間の融合により、従来の工学の枠を超えた未踏領域（＝フロンティア）を開拓する素養を身につける教育プログラムを構築し、実施している（根拠資料 4-

12【ウェブ】。

このほか、本学における教育内容のグローバル化を図り、国際通用性のある人材の育成に向け、英語による授業科目の配置及び英語で行われる授業科目のみで学位を取得できる教育プログラムを導入しており、英語による授業科目の割合が 21.2%（令和元年度）、英語のみで学位取得が可能な教育プログラムは全ての学域で計 14 プログラム（令和2年度）を開設している（根拠資料 4-13）。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成に向け、平成 27 年度に採択された文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」を活用し、県内の全自治体や 8 大学との連携の下、本学が中心となり、学生の地域理解を深め地域定着を促進するための取組を実施している（根拠資料 4-14）。その一つとして、「共通教育科目」の導入科目において「地域概論」を開設し、全新生を対象に必修科目として配置している（根拠資料 4-15）。本科目では、地域の公設試験場や地域にある有力企業から、実務や現在の社会状況に優れた知見を有する講師を招き、現在の地域の産業構造を教授することで、学類の専門分野を地域との繋がりや社会への貢献の視点から理解させ、地域・社会への関心の向上及びキャリア形成を目的としており、平成 28 年度の開講以降、毎年約 1,800 名の新入生全員が受講している。学生の地域理解を促進するため、石川県の独自の文化や歴史、自然環境、それらによって育まれた地域の優れた産業や世界をリードする技術等を紹介する e-learning 教材として「いしかわ未来可能性（地域創生概論）」を開発の上、「地域概論」の必修教材として活用し、地域思考型教育を実施している（根拠資料 4-14）。

加えて、各学域においても、インターンシップやキャリア関連科目の開講、資格取得に向けたプログラム構築等を行っている。例えば、人間社会学域人文学類において公認心理師資格の取得に向け要件を満たすための「公認心理師養成プログラム」を開講している。また、同学域地域創造学類では、地域プランニングコースにおける「まちづくりインターンシップ」、観光学・文化伝承コースにおける「観光学インターンシップ」を必修科目として開講し、学生が自治体や NPO 法人等における活動への参加や聞き取り調査を通して、地域における課題を発見し、政策立案・提言を行っている。このほか、医薬保健学域医学類では、キャリア関連科目として、医学入門、早期医療体験、プロフェッショナルリズム、社会科学・行動科学を開講するなど、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を醸成している（根拠資料 4-16～4-19）。

また、平成 29 年度文部科学省事業「留学生就職促進プログラム」に、本学と信州大学が共同で実施する「かがやき・つなぐ北陸・信州留学生就職促進プログラム」が採択され、「ビジネス日本語教育」、「キャリア教育」、「協働インターンシップ」のプログラムを通じて、外国人留学生の日本企業での就職を促す取組を展開している（根拠資料 4-20【ウェブ】）。

本学では、平成 28 年度からクォーター制を導入しており、金沢大学学則第 36 条及び大学院学則第 5 条に明記している。1 年間は 2 学期 4 クォーターに分けられ、各学期は 15 週、各クォーター 7.5 週の授業期間を確保している（根拠資料 1-1, 1-7, 4-21）。また、授業科目の単位の算出方法については、金沢大学学則第 50 条及び大学院学則第 20 条から第 21 条において、1 単位の授業科目 45 時間の学修を必要とする内容をもつ

て構成することを標準とし、講義、実験、演習等の授業形態ごとに適切に基準を定めており、単位制度の趣旨に沿った単位の設定を行っている（根拠資料 1-1, 1-7）。

これらのほか、令和2年度には、文部科学省「知識集約型社会を支える人材育成事業（融合した専門知と鋭敏な飛躍知を持つ社会変革先導人材育成プログラム）」や文部科学省「大学による大学による地方創生人材育成教育プログラム構築事業（地域基幹産業を再定義・創新する人材創出プログラム「ENGINE」）」の採択を受け、学域学類制の理念の下、より多面的な能力の醸成に向け、文理融合教育やSTEAM教育、地方創生人材の育成に向けた教育プログラムの開発に着手している（根拠資料 4-22～4-23）。

【2】大学院課程（修士課程、博士前期課程、博士後期課程、博士課程）及び専門職学位課程における教育課程編成

大学院課程及び専門職学位課程においては、研究科・専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的や全学的な人材育成方針である「大学院課程＜グローバル＞スタンダード」も踏まえ、修了までに修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明確に明示した学位授与方針及びその達成に向け策定した教育課程の編成・実施方針に基づき、体系的に教育課程を編成している（根拠資料 2-12【ウェブ】、4-1【ウェブ】、4-3【ウェブ】）。

教育課程の編成に当たっては、各研究科の授業科目では、各専門領域に応じた教育プログラムの下、主に少人数での対話・討論形式の授業形態をもつ講義と実験、演習、実習とを組み合わせ、また、研究室での演習やフィールドワーク等による課題研究を同時に行うことにより、幅広い学識、高度の専門性ととともに、課題発見、課題解決力など実践力を養成する教育課程を編成している。また、学位授与方針に掲げた学習成果について、専攻ごとにカリキュラム・マップ、履修モデル等を作成し、どのような授業科目群を連携させて獲得させようとするのかを可視化しており、体系性を明示することで、コースワーク・リサーチワークのバランスが取れた学修が行われるよう配慮している（根拠資料 4-24）。また、近年では、高度な専門的知識・技能と学際性を兼ね備え、グローバル化する社会を積極的にリードする人材の育成に向け、科学技術の進展や社会の要請に応じ、教育組織改革を進め、大学院課程に分野融合型の新たな教育を実践するための教育組織やプログラムを編成している。

○分野融合型教育プログラムの教育組織、教育プログラムの事例

| 研究科・専攻 (課程)等 | 設置年 | プログラム概要 |
|---|-----|---|
| 先進予防医学 研究科先進予 防医学共同専 攻(博士課 程) | H28 | 従来の衛生学・公衆衛生学を基盤としながら、個人の環境の特性を網羅的に分析・評価し、0次予防から3次予防まで包括した「個別化予防」の実践に向けた方法論をより深く修得させるため、「オミクス解析領域」、「情報医工学領域」及び「マクロ環境領域」の授業科目を開講するとともに、「過疎地コホート実習」や「グローバルヘルス環境医学実習」等、国内・国外での多様なフィールド実習を展開し、分野融合型の教育を実施。 |

| | | |
|---|-----------|--|
| 新学術創成研究科融合科学共同専攻(博士前期課程・博士後期課程) / ナノ生命科学専攻(博士前期課程・博士後期課程) | H30 及び R2 | 【融合科学共同専攻(博士前期課程・博士後期課程)】 卓越した発想と行動力を基に、社会を力強く導いていけるような「科学技術イノベーション人材」を養成。学生の研究課題に応じ、3つのチャレンジ(I:ライフイノベーション, II:グリーンイノベーション, III:システムイノベーション)の下、4つのフォース(力)(融合科学を進展させる基礎力)を設定し、「異分野『超』体験実践」、「異分野『超』体験セッション」、「インターンシップ」等、体系的なカリキュラムにより分野融合型の教育カリキュラムを構築。我が国唯一となる、「修士(融合科学)」、「博士(融合科学)」の学位を授与できる大学院として設置。 |
| | R2 | 【ナノ生命科学専攻(博士前期課程・博士後期課程)】 あくなき探求心と人・科学・社会に貢献する高い志を持ち、世界最先端のSPM(走査型プローブ顕微鏡)技術を用い、ナノレベルでの原子・分子の動態計測及び動的挙動制御を生命・物質科学分野に展開し、未踏ナノ領域を切り拓くための研究人材を養成。世界トップレベル拠点プログラム(WPI事業)で設置したナノ生命科学研究所における「ナノ計測学」の知見・技術を基盤とした上で、「超分子化学」、「生命科学」及び「数理計算科学」の知見・技術を融合した体系的なカリキュラムを構築 |
| 自然科学研究科, 医薬保健学総合研究科, 先進予防医学研究科及び新学術創成研究科 | R2 | 卓越大学院プログラム「ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラム」 ターゲットを人類社会の課題である「がん, 生活習慣病, 脳神経病, 微小粒子に起因する疾患, ナノ材料に起因する疾患」の5つに絞り、ナノレベルでの理解・制御による革新的予防・診断・治療法の創出を担う「技術に強いナノ精密医学プロフェッショナル・医学に強いナノ精密理工学プロフェッショナル」を育成。ナノ科学における俯瞰力と独創力を養う「プログラム基盤課程」と国際的視野と高度な専門性を養う「専門コース課程」から構成 |

(出典：金沢大学事務局作成)

また、高度な専門的知識・技能を身に付けさせるための専門教育に加え、全研究科の基幹教育科目として「大学院GS科目」を平成29年度から導入しており、修士課程・博士前期課程では、「研究者倫理」を、博士課程・博士後期課程では、「研究者として自立するために」をそれぞれ必修科目として配置している(根拠資料4-8, 4-25)。そのほか、自然科学研究科博士前期課程における「技術経営論入門A」、医薬保健学総合研究科修士課程・博士前期課程における「ヘルスシステム概論」等、各研究科の特性に応じた大学院GS科目も開講しており、大学院版KUGSに基づく基礎的素養の醸成を図ると同時に、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成にも効果的な授業科目となっている(根拠資料4-8)。

さらには、大学院教育のグローバル化を図り、国際通用性のある人材の育成に向け、英語による授業科目及び英語で行われる授業科目の履修のみで学位を取得できる教育プログラムの導入を全学的に進めており、英語で行われる授業の割合が42.3%(令和元年度)、授業科目の履修のみで学位を取得できる教育プログラムが4研究科で38プログラム(令和2年度)を導入している(根拠資料4-26)。

本学では、専門職学位課程として、法学研究科（令和2年度から名称変更）及び教職実践研究科を設置している。

法学研究科においては、「地域に根ざした法曹養成」の基本理念の下、学位授与方針に明示した学習成果の達成に向け、教育課程・編成方針をしている（根拠資料4-3【ウェブ】）。

それらに基づき、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるため、法律学の基礎から発展・応用へ、理論的教育を踏まえて実務的教育へと段階的に学修することができるよう、「法律基本科目」、「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」及び「展開・先端科目」の4つの科目群により教育課程を編成するとともに、法学未修者を対象とする標準コース（標準修業年限3年）及び法学既修者を対象とする短縮コース（標準修業年限2年）を設定している。

授業科目においては、講義、演習、臨床実務授業の多様な授業形態を適切に組み合わせ、特に法律基本科目は、講義形式の授業による各科目の基本事項の修得、演習形式の授業や教員及び学生間での議論による理解の深化を促すカリキュラムを編成している（根拠資料4-27【ウェブ】）。

また、学士課程から大学院レベルの高度専門職業人に向けたキャリアパスを意識させるとともに、学士課程における教育と法科大学院における教育との円滑な接続を図るため、令和2年度から人間社会学域法学類に法曹養成プログラムを設置し、本研究科と体系的のある5年一貫型の教育課程を編成している（根拠資料4-28）。

一方、教職大学院の教育課程は、石川県における課題や教育委員会の要請等を踏まえ、理念・目的及び養成する人材像に即して、長期にわたり学校で実習を行う「学校実習科目」、それを支える基盤となる5領域の「共通科目」、各コース独自の専門性を追求する「コース科目」、これらを繋いで理論と実践の往還を実現する「総合科目」によって体系的に編成している（根拠資料4-29【ウェブ】）。

これらを基に、「学校実習科目」では、理論的学習の深化や研究課題の設定のために「学校実習Ⅰ」を1年次に実施し、その研究課題の検証・解決に取り組むために「学校実習Ⅱ」を2年次に実施している。さらに、学校実習と密接に関連する「総合科目」として、各自の実践を振り返る場である「実践カンファレンス」と、各自の研究課題の深化を図る「専門研究」により、理論と実践の往還の実現を図っている（根拠資料4-29【ウェブ】）。

以上のことから、本学では、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断する。

| |
|--|
| 点検・評価項目④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。 |
|--|

| |
|----------------|
| 【評価の視点】 |
|----------------|

| |
|---|
| ○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 |
|---|

| |
|--|
| ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの |
|--|

履修登録単位数の上限設定等)

- ・シラバスの内容（授業の目的，到達目標，学習成果の指標，授業内容及び方法，授業計画，授業準備のための指示，成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容
とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態，授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法，年間スケジュール）の明示とそれに基づく
研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施（【院専】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

本学の各学域・研究科における教育課程は，点検・評価項目③で述べたとおり，学位授与方針に掲げた学習成果の達成に向け，教育課程の編成・実施方針に基づき編成している（根拠資料 4-3 【ウェブ】）。

学士課程においては，各学類における教育の目的に照らして十分な教育効果を与えるとともに，年次進行に合わせ専門性の深化を図るため，専門科目との有機的連携を意図した共通教育科目のくさび形配置，学域・学類制の理念である経過選択制を実質化するための学域共通科目，コース専門科目等を段階的に配置している。また，各授業科目については，学習成果の達成に向け，講義と実験，演習及び実習を組み合わせ専門性の深化を図っている。また，少人数授業，事例研究型授業，フィールド型授業等を実施しており，一部の大人数の講義科目においても，グループ討論やディベートなど，双方向，多方向型の授業を実践している。

一方，大学院課程においては，各研究科の授業では，主に少人数での対話・討論形式の授業形態を持つ講義と実験，演習，実習とを組み合わせ，また，専門分野の特性に応じ，研究室での演習や課題研究，学外でのフィールドワーク，ラボローテーション等を行うことにより，幅広い学識，高度の専門性とともに課題発見・課題解決力など実践力を養成する教育を行っている。また，研究を進めるに当たり，大前提となる研究者倫理教育を行う「研究者倫理」及び「研究者として自立するために」を大学院 GS 科目として全研究科を対象に開講し，対面講義と e-learning を併用することで，学生自身の習熟度を向上させるとともに，社会人大学院生にも履修しやすい学修環境を整備している（根拠資料 4-25）。

また，専門職学位課程においては，実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導法を各研究科において確立し，効果的な教育を実施している。

法学研究科においては，小規模校の特色を生かし，当該授業においては少人数教育により学生の理解度に応じた質疑応答や対話式授業の実践による双方向又は多方向の討論や事例研究等により教育効果を高めている。また，多様なバックグラウンドを持つ学生に対して，法科大学院での教育を円滑に進めることができるよう，授業履修前の集中講義として「法学入門」を開講し，法学を学ぶ上での基礎知識や法律科目を学ぶために必要な法情報の調査収集方法等を修得させている。その上で，法律基本科目は「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を除きすべて必修科目として受講することとし，将来の法曹として必要とされる基本的な知識をバランスよく修得するとともに，「法律実務基礎科目」においては，理論と実践を結び付け，現場で

生かせる実践力を醸成するため、実務現場を体験する「クリニック」や「エクスターンシップ」と有機的に連携した教育を実施している（根拠資料 4-27【ウェブ】）。

そのほか、理念及び目標に基づき学生が修得すべき知識・能力に関する情報として、金沢大学版「到達目標」を設定し、本学 Web サイト及びシラバスにおいて公表することにより、教育内容の質の向上や学生が学修ツールとして有効に活用している（根拠資料 4-30【ウェブ】）。また、各授業においても、レポート課題や小テストの実施等により、学生の理解度の把握と授業へのフィードバックなど、授業方法の工夫を行うとともに、アドバイス教員による履修状況、生活状況等に関する助言指導、また、現役の弁護士チューターによる学生の学習支援・キャリア支援を行っている。

教職実践研究科においては、理論と実践の往還を実現する教育課程編成の下、全ての科目を研究者教員と実務家教員が担当しており、現代の教育課題に対して、理論的視点と実践的視点の双方からより深い理解促進を図っている。また、各授業科目においては、主として現職学生と学卒学生との共修の形態をとっている。現職学生と学卒学生の経験の違い、学校種の特性の違い、各教科の固有の見方・考え方の違いなどといった、異なる学習履歴、実務経験等をもつ学生同士の特性を生かし、メンター・メンティーとして豊かに関わる機会と捉え、相互成長を図っている。一方、「学校実習科目」では、現職学生と学卒学生の学習履歴、実務経験等に配慮し、類別した科目を設定している。このように、科目に応じ現職学生と学卒学生の共修、別修の措置を図ることで、より教育効果を高めている。

そのほか、個々の学生の学習プロセスを把握し、支援するための有効なツールとして、全ての授業で「省察シート」を活用し、学生からの学習課題、新たな気づき・疑問等に対して研究者教員と実務家教員が助言や意見等を付すことにより学修の質をアセスメントしている。さらに、学校実習では、実習校への定期的な巡回に加え、デジタル・ポートフォリオである「Web 実習ノート」により、学生の日々の実習の状況を把握し、きめ細やかな指導・助言を行うとともに、「Web 実習ノート」における様々な教授用資料、指導案例、師範授業のビデオ等の授業実践に役立つリソースを個々の学生が活用し、自己の授業実践に活用するなど、学校実習における教育効果を高め、学生自身の研究課題の焦点化及び深化を実現している（根拠資料 4-31）。

これらのほか、学生の授業内外における学修を活性化し、効果的に教育を行うため、以下の措置を講じている。

単位実質化を図るための措置として、学士課程においては、学生の主体的な学習を促し、十分かつ必要な学修時間を確保するため、金沢大学学則第 54 条及び金沢大学履修規程第 9 条において 1 年間又は 1 クォーターに履修登録することができる単位数の上限を明文化しており、具体的な単位数は、各学域及び国際基幹教育院において定めている（根拠資料 1-4～1-6, 4-32, 4-33）。例えば、人間社会学域（学校教育学類除く）及び理工学域では 12 単位を 1 クォーターの上限単位数として設定している。このほか、学生への主体的な学修を促すため、シラバスにおいて、「授業時間外の学修に関する指示」の項目を設け、当該授業における予習・復習に係る指示を明示している。また、学修管理システム（LMS）を整備し、授業時間外の双方向学修環境を確保し、授業の進行に沿った予習・復習の課題を提示するなど、各授業科目における単位の実質化を図っている。

一方、大学院課程においては、履修登録単位数の上限は設定していないが、カリキュラム・

マップ、履修モデル等を提示し、指導教員からの助言なども踏まえた計画的な履修を推奨している（根拠資料 4-24）。

本学におけるシラバスは、授業科目ごとの履修ガイドとして機能するだけでなく、準備学習も含めた授業時間外における学習計画を立てる上で必要となる具体的な情報を示すため、WEB 版シラバスに「科目名」、「担当教員名」、「対象学生」、「授業目標」、「学生の学修目標」、「授業概要（授業内容）」・「講義スケジュール」、「成績評価方法」、「評価の割合」、「授業時間外の学修に関する指示」、「教科書・参考書」、「履修条件」、「その他履修上の注意や学習上の助言」、「オフィスアワー等（学生からの質問への対応方法等）」等を明記し、本学 Web サイトで公開している（根拠資料 4-34【ウェブ】）。また、当該シラバスは、各学域・研究科において適切なシラバスを作成するため、毎年度「シラバス入稿要領」に基づき、各授業科目の記載事項を入力しており、また、全学統一の様式を用いることで、記載事項、記載内容の標準化を図っている（根拠資料 4-35）。

加えて、各学域・研究科において実施している授業評価アンケート等において、「シラバスは役に立ったか」、「当該授業はシラバスの内容に従って行われていたか」等、学生のシラバス活用状況やシラバスと実際の授業との整合を問う内容を設定しており、「役に立った」や「行われていた」又は「概ね行われていた」等の回答を得ていることから、実施した授業内容とシラバスとの整合が図られており、また、当該アンケートデータを分析し、シラバスの継続的な検証・改善に活用している（根拠資料 4-36）。

また、本学では、令和元年度末に発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンデマンド型の遠隔授業、双方 Web 型授業、対面授業等に分け、教育を実施しており、当該シラバスにおいては、授業科目ごとにいずれの教育方法により実施されるのかを明記するとともに、手法に見合った授業目標、授業計画、評価等を明記し、学生に対し公表している。（根拠資料 4-37）

そのほか、学士課程においては、授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数の設定については、金沢大学履修規程第 7 条において、一部の授業科目で教育効果や教室の収容力等を考慮して、受講者の適正人数を設定しており、受講希望者が超過した場合には、抽選やスクリーニングテスト等により受講者調整を行った上で履修許可者を決定している。

学生の学習を活性化し効果的に教育を行うために、履修指導及び研究指導も適切に実施している。

学士課程においては、学期開始時等における各学類オリエンテーションを実施しているほか、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを全学類で作成し、学生に提示することにより適切な履修を促している（根拠資料 4-4【ウェブ】）。また、学修ポートフォリオを活用し、当該学生の履修状況を把握するとともに、成績不良者に対しては、アドバイス教員や担任等が定期的に面談を行っている（根拠資料 4-38）。そのほか、Web シラバスにオフィスアワーの項目を設け、学生からの各授業科目における質問等に対応している。

大学院課程においては、学士課程と同様に学期開始前等におけるオリエンテーションやポートフォリオを活用した履修指導等を行っている。研究指導及び学位論文に係る指導については、金沢大学大学院学則第 20 条及び第 21 条において、学生に対する研究指導の計画をあらかじめ明示することと規定している（根拠資料 1-7）。その上で、各研究科においては、指導教員に関する申合せ等を作成し、主任指導教員・副指導教員の複数教員による多

面的な研究指導体制を確立しており、指導体制の充実を図っている（根拠資料 4-39）。また、人間社会環境研究科、先進予防医学研究科では中間発表会、研究発表会を通じ、学位論文に係る研究の進捗状況等を審査の上、適切な研究指導を実施している。

本学では、学生の主体性を涵養する教育方法として、平成 26 年度に採択された文部科学省「大学教育再生加速プログラム」を活用し、全学的にアクティブ・ラーニングの導入を積極的に推進している（根拠資料 4-40）。

アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の充実を図るため、学士課程の専門教育において、アクティブ・ラーニング型授業として先導的な役割を担う「パイロット授業」を令和元年度までに 240 科目選定するとともに、「授業カタログ」（学生の学修活動に焦点を当てた AL 型授業の実践記録）を 204 科目作成しており、授業カタログは学内で共有し、アクティブ・ラーニングに関する研鑽や、アクティブ・ラーニング型授業を行うシラバス作成の参考にもなっている（根拠資料 4-41）。そのほか、アクティブ・ラーニングに関する FD 研修会を実施し、アクティブ・ラーニング型授業の実践と支援に関わる高い能力を獲得した FD リーダーを養成することで、各部局におけるアクティブ・ラーニング型授業の推進を支援する体制を充実させている。

加えて、主体性を涵養する教育により専門分野における確かな基礎学力と総合的視野を身に付けさせるため、KUGS に基づき、各学類の専門教育プログラムの基盤となる「学域 GS 科目」を平成 28 年度から開講している（根拠資料 4-7）。

○学域 GS 科目の開講状況

| 学域名 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|------------------------|-----|-----|-----|----|----|
| 人間社会学域 | 12 | 16 | 16 | 13 | 14 |
| 理工学域 | 10 | 12 | 11 | 11 | 11 |
| 医薬保健学域 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 |
| GS 科目発展系科目群 (全学域共通) | 2 | 3 | 11 | 13 | 17 |

（出典：金沢大学事務局作成）

また、学生の能動的な学習支援を目的として、「アクティブ・ラーニング・アドバイザー」（以下「ALA」という。）制度を平成 27 年度から導入している（根拠資料 4-42）。ALA は、学士課程 2 年生以上の優秀な学類生及び大学院生から採用し、教員一人では十分に目を行き届かせることが難しい大人数授業でのグループワーク（ディスカッション、発表等）や授業時間外での演習課題におけるファシリテーション（主体的な思考及び行動を促す助言や問いかけ）、成果物（発表、レポート等）の作成や発表準備の予習・復習等における助言等の学修支援を行っている。ALA は、国際基幹教育院における共通教育科目、全ての学域における専門教育科目に配置している。令和 2 年度からは、SGU-TA を統合し、同名称を CLA (Class Learning Advisor) へと変更している（根拠資料 4-43）。

○ALA 採用者数

| 年度/採用者数 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|---------|-----|------|------|------|------|------|
| | 95名 | 284名 | 333名 | 229名 | 289名 | 263名 |

(出典：金沢大学事務局作成)

アクティブ・ラーニングを導入した授業科目の受講生を対象にアンケートを行っており、「ディスカッションにおいて自分の意見を他者に伝える過程で意見を整理することができる」、「グループ活動によって考えをシェアすることにより知見が広がる」などの意見が寄せられていることから、学生の主体性を涵養する教育方法として効果的であると判断できる。ALAには事前研修を義務付け、また、活動終了後には報告書を作成し、新規採用ALAとの意見交換会を兼ねた報告会に参加することで、経験の振り返りと共有を行っており、実際の学修支援に当たり、その質を保証している。

加えて、授業見学、授業担当教員へのアンケート調査やヒアリング、受講者へのアンケート調査、ALAの活動報告書の分析等により、ALAによる学修支援が学修活動の活性化や質の向上、学修内容の理解促進等、さまざまな面において受講者に対する教育効果が高く、また、ALA自身についても、授業内容に関する学門分野の理解を深め、教える力やコミュニケーション能力等の多様な能力が醸成される等、その教育効果が高いことが示されている(根拠資料4-44)。これらの取組により、本学のアクティブ・ラーニングの導入が飛躍的に進展し、令和元年度には、その導入割合が98.2%にまで至っている。

上述した効果的に教育を行うための様々な措置に係る適切性の担保については、全学内部質保証推進組織である「企画評価会議」及び「FD委員会」の下で行う全学の自己点検評価が重要な役割を担っている。

企画評価会議は、全学の自己点検評価の一つである「基本データ分析による自己点検評価」において、「基本データ集」を作成している。当該データ集に基づき、各学域・研究科におけるアクティブ・ラーニングの導入割合、授業科目の英語化、授業時間外学修時間の状況を評価している(根拠資料2-8【ウェブ】、2-15)。また、「年度計画の実施状況に係る自己点検評価」では、当該年度計画に教育に係る各種ポリシーに基づく教育活動をはじめ、「研究」、「社会貢献」、「国際」、「業務運営」、「財務」等の各種活動が包含されており、各担当理事又は各部局長の下で自己点検評価を実施し、当該実施状況報告を踏まえ、企画評価会議が総体として点検・評価を行っている。これらの自己点検評価を通じ、教育方法や教育の実施状況について改善促進及び支援を行っている(根拠資料2-3、2-8【ウェブ】)。

また、FD委員会は全学のFD活動を通じて、シラバスの記載内容の点検、成績評価基準、授業評価アンケート、卒業生アンケート等について全学的視点で分析・評価し、各組織の授業方法の改善促進及び支援を行っている(根拠資料2-5【ウェブ】、2-10【ウェブ】)。

以上の取組により、令和元年度の留年率は、学士課程3.2%、大学院課程及び専門職学位課程5.2%と低い傾向となっている。また、令和元年度の退学率についても、学士課程0.8%、大学院課程及び専門職学位課程1.9%と低い傾向となっている(大学基礎データ表6)。

【新型コロナウイルス感染症における対策・対応】

本学では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学長を本部長とする危機対策本部を令和2年2月に設置した。同対策本部の下、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた金沢大学の活動指針」を策定の上、状況に応じた教育・研究等の個々の行動レベルを5段階に設定するなど、危機管理体制を強化し、感染症の拡大防止及び学生・教職員の健康と安全なキャンパス確保を第一として、全学的な対応を迅速に講じてきた（根拠資料 4-45）。

教育については、厳しい感染状況下においても教育機会を最大限確保するため、令和元年度において、授業開始日の変更等を含めた検討を行い、令和2年度の学年暦の変更や遠隔授業の実施に向けたコンテンツ整備等を行った。

その上で、令和2年度第1クォーターにおいては、全ての学域・研究科等において、原則全ての授業でオンデマンド型の遠隔授業を実施している。本学では、10年以上前からアカンサポータルや学修管理システム（LMS）等を導入するなど、既に実施環境を整備しており、年度当初から滞りなく遠隔授業への全面移行を実現している（根拠資料 4-46）。また、遠隔授業の履修の手引きや各種支援情報をまとめたポータルサイト等を作成し、履修登録から受講まで徹底した学生支援を行うとともに、自宅等において通信環境等が整っていない一部の学生については登学を許可し、パソコンの貸与や図書館・講義室等の一部開放により、本学のWi-Fi環境を活用し履修できるよう配慮することで、学修機会の確保を実現している。併せて、教員に対しても、遠隔授業に関する研修会を複数回実施したほか、動画マニュアルや授業設計テンプレートの公開等、教育の質保証を担保する取組を実施している。

また、コロナ禍の動向を注視しつつ、第2クォーターから一部対面授業を再開し、第3クォーター以降は、原則対面授業により実施している。実施に当たり、Webカメラ・マイク等の配信機材を全ての講義室等に整備し、対面型とこれらの機器を利用した双方向Web型授業を組み合わせたハイブリッド型授業により登学者を制限するほか、講義室内でも座席配置を工夫するなど、3密を避ける対策を講じている。

登学者には、毎日検温等の健康管理を義務付け、「健康・行動記録表」により行動履歴を記録させるとともに、全ての講義室等に手指用消毒液を配置し感染対策を徹底した上で授業を実施している。また、昼食時における食堂等の分散化を図るため、授業を2グループに分けて、一方の授業時間を繰り下げる対応をしている。併せて、路線バスの混雑緩和を目的として、本学が準備した通学バスを1日9便運行し、登学時における感染リスクの減少も図っている。対面授業のほか、医学類等で実施される臨床実習等に当たっては、本学附属病院を含めた医療機関との連携の下、学生の健康管理に加え、感染拡大防止に向けた事前学修により、リスク管理を徹底した上で実施している。

このほか、コロナ禍の動向を注視しながら、オンデマンド型や双方向Web型の遠隔授業により、派遣留学及び外国人留学生の受入等を推進している。派遣留学では、相手校の学生と遠隔で協働し課題へ取り組むなど、双方向留学プログラムを含むオンライン海外派遣プログラムを23件（令和2年度）構築・実施し、外国人留学生の受け入れについても、渡日できない学生を含め、双方向Web型授業を活用した学修機会の確保を図るとともに、メンタル面も含めたサポートを行っている。

このように、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大学の「在り方の変革」を余儀なくされた。本学では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び学生・教職員の健康と安全な

キャンパス確保を第一としながら、10年以上の蓄積を持つアカンサスポータルや学修管理システム等の優れた「デジタル力」を未曾有のパンデミックを乗り越える重要な基盤として機能させ、学習機会の確保や教育の質を担保しつつ、全学的な対策を講じている。今後も、感染の防止及び学修機会の確保の両立に向け、本学の優れた「デジタル力」を生かし、デジタルトランスフォーメーションを加速させるなど、大学を挙げて組織的に取り組むこととしている。

以上のことから、本学では、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じていると判断する。

点検・評価項目⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

【評価の視点】

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置・単位制度の趣旨に基づく単位認定

- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

○学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

本学における授業科目の単位の算出方法については、金沢大学学則第50条及び大学院学則第21条において、1単位の授業科目45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義、実験、演習等の授業形態ごとに適切に基準を定めており、単位制度の趣旨に沿った単位の設定を行っている（根拠資料1-1, 1-7）。また、単位認定においては、学位授与方針及び学習成果に基づき成績評価基準を策定の上、各科目のシラバスにおける「学生の学習目標」欄に記載し、学生に周知している（根拠資料4-34）。また、成績評価基準に基づく成績評価については、「評価方法」「評価の割合」欄に、授業中の発表の評価、試験の成績等の評価項目とその割合を明示した上で、金沢大学履修規程第14条及び金沢大学大学院学則第22条に基づき、学修達成度に応じ、S、A、B、C、不可の5段階又は合、否の2段階で評価し、単位認定することとしている。そのほか、本学の開講科目以外の授業科目及び外部試験等の結果により単位認定する授業科目においては、認定と評価している（根拠資料1-7, 4-32）。

また、金沢大学学則第55条から第57条又は金沢大学大学院学則第24条から第26条において、他の大学又は大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の認定について定めている（根拠資料1-1, 1-7）。

これらの金沢大学履修規程等は本学Webサイトにおいて公表するとともに、金沢大学学

生便覧や各学類ハンドブック等に明示し、学生に周知している（根拠資料1-19, 4-2）。

そのほか、本学では、令和元年度末に発生した新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、対面授業のほか、オンデマンド型の遠隔授業、双方 Web 型授業（ハイブリッド型含む）によるオンライン教育を併せて実施しており、当該成績評価においては、定期試験に加え、到達度確認のためのミニテストやレポート・課題提出等により、学生の理解度を把握し、当該授業科目における成績評価を行っている。併せて、オンラインで試験等を実施する際にも、学生等に対し、試験の受験心得等を通知することにより、試験等における不正行為の防止を徹底しており、新型コロナウイルス感染症の状況下でありつつも、これらの多様な手法により、厳格な成績評価を行っている（根拠資料 4-47）。

厳格・構成的な成績評価を実施するため、平成30年度に、全学的に絶対的評価基準を定めた「科目ルーブリック」の導入を決定し、順次、対象科目を拡大していくこととしており、現在、学域・研究科の一部の科目で導入し、これに基づく成績評価を実施している（根拠資料4-35）。また、医薬保健学域医学類及び法学研究科法務専攻では、授業科目の修得状況により原級留置とする厳格な成績評価制度を導入している（根拠資料4-2-8, 4-2-27）。

成績評価の客観性、厳格性を担保する全学的な取組として、成績評価の結果に対する不審等に対応するため、学生による意義申立てについて金沢大学履修規程等に定めるとともに、学生・教職員全員が利用するオンラインネットワークシステム（アカンサスポータル）の学務情報サービス機能や教務システムにより、出席管理、成績管理（入力・確認・開示）を行うなど、教員と学生双方のための成績評価における学修成果の可視化により適切な成績評価を実現している（根拠資料4-32, 4-48）。

また、各学域・研究科においては各科目の成績分布表を学内限定で公開し、成績評価の適切性を検証するとともに、全学内部質保証推進組織であるFD委員会により行われるFD活動の下、全学的に状況を確認し、課題が生じた場合には改善に向けた取組の促進等、構築したPDCAサイクルにより客観性・厳格性を担保されている（根拠資料4-49）。

本学学士課程における卒業要件は、金沢大学学則第59条及び各学域規程において明確に定めるとともに、授与する学位については「金沢大学学位規程」に定めている（根拠資料4-50）。また、修業年限の特例措置として、早期卒業については、金沢大学学則第60条、修業年限の通算措置については、同学則第39条において要件を定めている。（根拠資料1-1）

卒業判定手順に則り、各学類の教育委員会等で具体的な単位修得状況、修学年数等の要件充足状況を確認の上、各学類会議で判定し、各学域における教育研究会議、教育研究評議会での厳格な審議を経て、卒業を認定している。（根拠資料4-51, 4-52）

卒業に必要な修得単位等の要件を含め、金沢大学学生便覧、各学類ハンドブック等に明確に明示し、学生に周知している（根拠資料1-19, 4-2）。

一方、本学大学院課程における修了要件は、金沢大学大学院学則第28条及び各研究科規程において明確に定めている（根拠資料1-7～1-14）。また、授与する学位については、「金沢大学学位規程」及び各研究科における学位論文審査要項等に定めるとともに、学位請求の申請、論文の審査、審査体制等のプロセスなどについても規定しており、学位授与に係る手続きや責任体制を明確にしている（根拠資料4-50, 4-53, 4-54）。

また、専門職学位課程を除く全ての研究科及び課程で学位授与方針に沿った学位論文審

査基準を策定し、各研究科のWebサイト又は履修の手引き等に明示の上、入学時のガイド
 ンス等で学生への周知を図っている（根拠資料4-54～4-55【ウェブ】）。

学位論文の審査については、主査・副査等、複数の者で構成される学位論文審査委員会
 を各研究科に設置し、学位論文の審査を行っている（根拠資料4-54）。また、共同教育課
 程である、先進予防医学研究科（医学博士課程）及び新学術創成研究科（博士前期課程・
 博士後期課程）においては当該研究科での審査に加え、構成大学との連絡協議会におい
 ても審査することとしており、厳格な審査体制を構築している（根拠資料4-56）。さら
 に、医薬保健学総合研究科、先進予防医学研究科では論文剽窃チェックソフトを利用し剽
 窃に係る確認を行うよう義務付けており、自然科学研究科では、審査委員会委員に他専
 攻や他研究科担当の教員のほか、他大学大学院等の教員を加え異分野からの見地も取
 り入れるなど、厳格性及び客観性を担保した審査体制を確立している。学位論文の審
 査後は、当該審査結果を踏まえ、各研究科会議で学位授与の可否を審議の上、教育研
 究会議及び学長へ報告し、学位授与を行っている（根拠資料4-52、4-53）。これら
 の厳格な学位論文審査体制により、適切な学位授与を行っている。

以上のことから、本学では、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているもの
 と評価できる。

点検・評価項目⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価して
 いるか。

【評価の視点】

- 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に
 専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修
 得状況を適切に把握できるもの。）
- 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
 ≪学習成果の測定方法例≫
 - ・アセスメント・テスト
 - ・ルーブリックを活用した測定
 - ・学習成果の測定を目的とした学生調査
 - ・卒業生、就職先への意見聴取
- 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、各授業科目において、学位授与方針に示した学習成果に基づき成績評価基準を
 策定した上で成績評価を行っている。各学域・研究科においては、これらの成績分布の情報
 共有を図っており、組織的に学習成果の把握を適切に行うとともに、当該データを活用し授
 業の改善に結びつけている（根拠資料 4-49）。また、学習成果の把握及び評価する指標と
 して全学的に絶対的評価基準を定めた「科目ルーブリック」の開発を進めており、学域・研
 究科における一部の科目で導入の上、これに基づく成績評価を実施しており、令和2年度以
 降も対象科目を順次増加させていくこととしている（根拠資料 4-35）。そのほか、学生・教
 職員全員が利用するオンラインネットワークシステム（アカンサスポータル）の学務情報サー
 ビス機能や教務システムにより、出席管理、履修・成績管理（入力・確認・開示）を行うな
 ど、当該システムを通じた教員と学生双方のための成績評価における学習成果の把握・可視

化を行い、個々の学生に対する学修指導及び履修指導を行っている。

これらに加えて、学習成果を把握する有効な手段として、各学域及び研究科の下、学期ごとに行う授業評価アンケート、卒業・修了時アンケートを実施し、学生の自己評価による達成度や満足度調査を通じて、学位授与方針に明示した学習成果の把握している。授業評価アンケートでは、「授業の理解度」や「授業への関心」、「知識・視野の拡大」等について、卒業・修了時アンケートでは、各学域・研究科における学位授与方針に掲げた学習成果を問う内容を項目として設定しており、学生の学習成果を適切に把握する仕組みを構築している。また、当該結果を活用し授業方法等の改善を行っている（根拠資料 4-36、4-57）。

また、卒業・修了者の就職先企業等に対し、学生及び大学評価アンケートを定期的実施しており、学生の主体性、傾聴力、状況把握力、規律性等を問う内容を項目として設定するなど、学習成果の把握に向けた取組を行っている（根拠資料 4-58）。

そのほか、ステークホルダー協議会やホームカミングデー等を利用して意見交換を行うなど体系的な情報収集を行っている（根拠資料 1-20【ウェブ】）。

学士課程においては、医師や薬剤師等、特に専門的な職業との関連性が深い医薬保健学域医学類及び薬学類では、外部試験等を活用し当該職業を担うのに必要な能力の修得状況について、的確な把握を行っている。例えば医学類では、4年次において、全国共用試験（CBT及びOSCE）を受験させ、進級要件にもそれらの成績評価を包含し、段階的な学習成果の把握を行っている（根拠資料 4-59）。また、6年次には、卒後臨床研修開始可能な臨床能力を評価するためにPost-CC OSCE（Post-Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination）を平成29年度からトライアルで開始し、令和元年度では卒業要件の一つとするなど、学生が身につけた学力や医師としての資質・能力を的確に把握する仕組みを構築している（根拠資料 4-60）。そのほか、薬学類では、実務実習を行うにあたり、学生の知識・技能・態度が一定レベルに到達していることを保証するための薬学共用試験を実施している。（根拠資料 4-61）また、学習成果の測定・把握する仕組みとして、資格取得の状況の把握している。例えば、教員養成を目的とした人間社会学域学校教育学類では、卒業要件として課している小学校教諭一種免許状を含む2種類以上の教員免許状の取得状況を把握している。医師、薬剤師、看護師等の養成を目的とした医薬保健学域医学類、薬学類及び保健学類では、それぞれの卒業生における各種国家資格取得状況について毎年度状況を把握しており、いずれも合格率が全国平均を上回っており、医療、薬学等の専門的知識等を身に付けるといふ各学類（学部）の学位授与方針に則った一定水準の学習成果を上げている。

一方、大学院課程においては、専門職学位課程を除く全ての研究科及び課程で学位授与方針に沿った学位論文審査基準を策定し、主査・副査等、複数の者で構成される学位論文審査委員会を各研究科に設置の上、学位論文に係る厳格な審査を行っている（根拠資料 4-54）。当該審査では、学位論文の審査及び当該学生に対する最終試験（口頭試問）の過程を通じて、学位授与方針に掲げた学習成果を把握している。

また、専門職学位課程である、法学研究科、教職実践研究科においても学習成果を的確に把握し評価する仕組みを構築している。

法学研究科における単位認定は原則筆記試験により行われ、その成績評価は本研究科統一基準である「成績評価基準」に基づき行い、学生の学習成果を把握している（根拠資料 4-2-27）。その上で、試験実施後は、原則として全ての科目について、授業担当教員による定

期試験の講評を行うとともに、各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）は専攻会議で配布し、教員間でも情報共有されており、当該データを踏まえた授業の改善等を行っている。また、学生の到達度を正確に把握するため、法科大学院協会が発表した「共通的な到達目標（コア・カリキュラム）」を踏まえ、研究科独自の到達目標項目を加筆しアップグレードした金沢大学版「到達目標」を指標として策定し、本研究科修了生が修得すべき知識・能力を提示している（根拠資料 4-30【ウェブ】）。当該到達目標は、シラバスにおいても当該授業内容と到達目標との関係を明記することで、教育内容との齟齬がないよう配慮しており、学習成果の可視化を図っている。また、令和元年度以降の入学者については、共通到達度確認試験を受験させ、当該成績を進級要件に加味するなど、客観的な成績データにより学生の学習成果を把握している。そのほか、GPA を算出し、研究科が定める一定の要件に該当する場合は、進級判定や退学勧告に活用する仕組みを構築している。

教職実践研究科では、全ての授業において、研究者教員と実務家教員が携わることで様々な視点から知見を教授するだけでなく、複数の視点により、学生の学習成果・効果を考察・把握する仕組みを構築している。具体的には、「省察シート」を活用することにより、各授業を共同で担当する教員が個々の学生の学習状況を把握し、その得手や課題となる事柄を踏まえた、きめ細やかな指導を行う仕組みを構築し、効果的に機能している。また、学校実習においては、本学独自のデジタル・ポートフォリオである「Web 実習ノート」という ICT 教務システムの活用により、学生の日々の実習の状況を把握し、きめ細やかな指導・助言を行う仕組みを構築し、効果的に機能している（根拠資料 4-31）。

そのほか、毎年、教職大学院フォーラムを開催し、各学生が発表することにより、学習成果・効果を把握するだけでなく、発表内容に係る本教職大学院担当教員以外の者からの意見等を踏まえ、知を深化させる仕組みを構築している。

上述の学士課程、大学院課程及び専門職課程における学習成果を適切に把握及び評価方法の適切性については、全学内部質保証推進組織である「企画評価会議」及び「FD 委員会」が行う全学の自己点検評価の仕組みが重要な役割を担っている。

企画評価会議は、全学の自己点検評価の一つである「基本データ分析による自己点検評価」において、「基本データ集」を作成している（根拠資料 2-8【ウェブ】，2-15）。当該データ集に基づき、各学域・研究科における標準修業年限内卒業（修了）率、就職率、医師や薬剤師等の資格取得状況を評価するほか、留年率、休学率等の学習成果の測定に係るデータを明示しており、自己点検評価を通じた各組織の改善促進及び支援を行っている。

また、FD 委員会は全学の FD 活動を通じて、成績評価方法、授業評価アンケート、卒業生アンケート等、学習成果の測定に係る在り方を全学的視点で分析・評価し、各組織の改善促進及び支援を行っている（根拠資料 2-10【ウェブ】）。

以上のことから、本学では、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると評価できる。

| |
|---|
| <p>点検・評価項目⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> |
|---|

【評価の視点】

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
 - ・学習成果の測定結果の適切な活用
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、教育課程及びその内容、方法の適切性について、複数の評価体制により検証している。

企画評価会議が行う「基本データ分析による自己点検評価」では、教育等の各種データを「基本データ集」として取りまとめ、その分析・評価を通じ、教育研究活動の更なる質の向上を図ることを目的として、毎年度実施している（根拠資料 2-8【ウェブ】、2-15）。当該評価では、各学域・研究科における標準修業年限内卒業（修了）率、就職率、医師や薬剤師等の資格取得状況等の学習成果やアクティブ・ラーニングの導入割合、授業科目の英語化、授業時間外学修時間といった教育方法等について、取組みの実施状況やその効果をデータの側面から分析・評価し、教育研究評議会や役員会等の審議機関の議を経て、評価結果を学長へ報告している。また、設定した評価基準を満たしておらず、改善が必要と認められる場合には、学長の指示の下、当該部局で立案した改善計画書に基づき速やかに改善に努めることとしており、例えば、入試における学生募集活動の強化、履修指導、研究指導の拡充、授業科目の英語化向上に係る取組など、改善・向上に向けた取組を実施することで、更なる教育研究等の質の向上が図られている。

また、「年度計画の実施状況に係る自己点検評価」では、中期目標・中期計画に基づき策定した年度計画の実施状況について、中間時と期末時に分け毎年度自己点検評価を実施している。年度計画には、教育に係る各種ポリシーに基づく教育活動をはじめ、「研究」、「社会貢献」、「国際」、「業務運営」、「財務」等の各種活動が包含されており、各担当理事又は各部局長の下で自己点検評価を実施し、当該実施状況報告を踏まえ、企画評価会議が総体として点検・評価を行っている（根拠資料 2-8【ウェブ】）。

中間時においては、各年度計画の進捗状況に応じてヒアリングを実施することとしており、年度計画の達成に向け早期の段階から改善を促す仕組みを構築しており、また、期末時においては、年度計画の自己点検評価結果に基づき、次年度の年度計画における教育プログラムやカリキュラムの改善、教育手法の改善や入試改革、教育組織改革等が行われており、教育研究等の質の向上が図られている（根拠資料 2-8【ウェブ】、2-14）。

また、企画評価会議においては、認証評価の受審に際し、認証評価基準に沿って、自己点検を行っており、この結果や認証評価の結果を踏まえ、改善を図っている。

そのほか、基幹会議である「教育企画会議」の下に設置した「FD委員会」において、FD活動を通じた教育の取組状況等に係る全学の自己点検評価を毎年度実施している（根拠資料 2-10【ウェブ】）。具体的には、「シラバスの記載状況」、「教育方法改善のための取組等の実施状況」、「成績評価基準等の作成状況」等、3つの教育ポリシーに基づく教育活動等に係る照会事項を設定し、履修状況、成績分布、授業評価アンケート結果、授業参観実施状況報告等に基づく実施状況を各部局に自己点検させた上で、FD委員会が全学的な点検・評価を実施している。

また、FD委員会委員長は、部局等のFD活動に改善が必要と認めた場合には、FD委員会の

議に基づき、改善のための適切な措置を講じることとしており、教育の質の向上や授業の改善等に係る問題点・課題等については、全学におけるFD活動報告書において明示の上、当該部局に対し改善のための適切な措置を求めており、例えば、「アクティブ・ラーニング」の導入促進による学生の主体性を涵養する教育方法の改善（令和元年度導入割合 98.2%）、新たな教育プログラムの構築、シラバスの記載見直しなど、各部局における継続的に改善により、教育の質の向上が図られている。

さらには、これらの「企画評価会議」を中核とした自己点検評価結果を踏まえ、大学改革推進委員会において、大学改革の基本方針や方策、その実施工程をまとめた「YAMAZAKI プラン」のフォローアップや見直しを行い、その方針に沿った、迅速な大学改革を展開したことにより、アクティブ・ラーニングや授業科目の英語化の拡大、科目ルーブリックの導入、新たな入試制度の導入、社会ニーズを踏まえた新たな学類や分野融合型の研究科創設など、大学全体の業務改善・大学改革が図られている。

これらのほか、令和3年度に「教学マネジメントセンター」を設置し、本学全体、学域・研究科等における学位プログラム及び授業科目レベルでの内部質保証システムをより強化し、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組むこととしている。

以上のことから、本学では、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行うとともに、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとして評価できる。

点検・評価項目⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（大学院の専門職学位課程）

【評価の視点】

- メンバー構成の適切性（【学専】【院専】）
- 教育課程の編成及びその改善における意見の活用（【院専】）

本学では、専門職学位課程として法学研究科及び教職実践研究科を設置している。

各研究科の下、専門職大学院設置基準の改正に伴い、産業界等との連携により、教育課程の編成及びその円滑かつ効果的な実施するため、教育課程連携協議会を設置している。

【1】法学研究科における教育課程連携協議会

法学研究科では、「金沢大学法科大学院教育課程連携協議会設置要項」を定め、「金沢大学法科大学院教育課程連絡協議会」を平成31年4月1日で設置し、本法科大学院の教育課程を編成し、その円滑かつ効果的な実施のために、授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項に係る審議を行っている（根拠資料4-62）。

また、併せて設置要項では、本協議会の委員についても規定しており、具体的には（1）本法科大学院の専任教員、（2）法曹としての実務の経験を有する者を必ず含み、（3）地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者及び（4）金沢大学の教職員以外の者を可能な限り含むものとしている。なお、その過半数は金沢

大学の教職員以外の者で構成されている（根拠資料 4-63）。

本協議会の審議結果は、法務専攻長が専攻会議に報告する旨明文化しており、例えば、「法学入門」を発展的に見直し、令和3年度から施行するカリキュラムに反映することとするなど、教育課程の編成及びその改善に活用している。

【2】教職実践研究科における教育課程連携協議会

教職実践研究科では、「金沢大学教職大学院教育課程連携協議会設置要項」を定め、「金沢大学教職大学院教育課程連携協議会」を平成31年4月1日付けで設置し、本教職大学院の教育課程を編成し、その円滑かつ効果的な実施のために、授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項に係る審議を行っている（根拠資料 4-64）。

また、設置要項では、本協議会の委員についても規定しており、具体的には、金沢大学理事（教育・高大接続担当）・副学長、金沢大学大学院教職実践研究科長、石川県教育委員会教育次長2名、石川県校長会長2名及び地域の事業者が委員となっている。その過半数は金沢大学の教職員以外の者で構成されている（根拠資料 4-65）。

本協議会での審議結果は、教職実践研究科長へ報告され、同研究科長は、当該結果を教職実践研究科会議に報告する旨、明文化しており、例えば、大学院 GS 科目として、「社会の担い手としてのヴィジョン探究」の新設、人を扱う際の倫理を学ぶために「研究者倫理」を必修科目とするなど、教育課程の編成及びその改善に活用している。

以上のことから、本学専門職学位課程における教育課程連携協議会は、過半数が外部有識者でメンバー構成されているとともに、審議結果を教育課程の編成・改善に活用しており、適切に機能していると判断する。

（2）長所・特色

学士課程においては、学問分野を緩やかに括った学域学類制の下、経過選択制による幅広い学修機会を提供し、学生個々の目標に沿った学びを提供するとともに、平成30年度には3学域17学類制へとさらに発展させ、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等を踏まえた教育課程を編成し、専門分野の特性に応じた特色ある教育を展開している。また、世界で活躍する「金沢大学ブランド」人材の育成に向け、本学が独自に定めた教育方針である、「金沢大学<グローバル>スタンダード」に基づき、学士課程及び大学院課程における基幹教育を推進するため、多くの国立大学で行っている全学出動体制による共通教育機構を全国に先駆けて刷新し、約60名の専任教員と共通教育科目に関連深い授業担当教員の協力による責任体制を構築した「国際基幹教育院」を平成28年度に設置している。同院の下、肥大化した共通教育における従来の1,100以上の科目すべてを見直し、30の科目へと再編・集約した「GS科目」をはじめ、初年次教育において、6つの科目区分からなる「共通教育科目」を配置し、基幹教育の段階から主体性、積極性、知的好奇心が涵養されるなど、教育方針に示す具体的な能力の基礎的素養を醸成し専門科目への効果的な連結を図っており、この点において、独自性・先駆性がある。

一方、大学院課程においては、高度な専門的知識・技能と学際性を兼ね備え、グローバル化する社会を積極的にリードする人材の育成に向け、科学技術の進展や社会の要請に応じ、教育組織改革を進め、我が国で唯一の「修士（融合科学）」、「博士（融合科学）」の学位授与を可能とした新学術創成研究科をはじめ、分野融合型の新たな教育を実践するための教育組織やプログラムを編成しており、高等教育における大学院の高度化・国際化を先導している。

加えて、徹底したグローバル化を目的とし、学士課程及び大学院課程において、英語による授業科目の配置及び英語で行われる授業科目のみで学位を取得できる教育プログラムを導入しており、本学における教育内容のグローバル化を図り、国際通用性のある人材育成が一層進展している。

また、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の充実を図り、学生の主体性を涵養する教育を実施するため、学士課程の専門教育において、「パイロット授業」の選定や「授業カタログ」の作成、「アクティブ・ラーニング・アドバイザー」による学生の能動的な学習支援の実施等により、全学的にアクティブ・ラーニングの導入が一層進展し、学生の主体性を涵養する教育の質的向上が図られている。

そのほか、令和元年度末に発生した「新型コロナウイルス感染症」の世界的感染拡大に伴い、厳しい環境下にあっても、迅速かつ的確な対応により、令和2年度当初からオンライン教育の実施により、学生の学習機会の確保と教育の質の確保を実現している。これは、本学が誇るアカンサスポータルや学修管理システム（LMS）等による実施環境の整備やWebカメラ・マイク等の配信機材の準備、履修登録から受講まで徹底した学生支援、感染対策の徹底等、全学を挙げて組織的かつ機動的に取り組んだことが大きな要因として挙げられる。今後も、感染の防止及び学修機会の確保の両立に向け、大学を挙げて組織的に取り組むこととしている。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学における目的・理念等の実現に向け、学域・学類又は研究科・専攻及び課程ごとに明確化した人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的や「金沢大学<グローバル>スタンダード」を踏まえ、授与する学位ごとに「学位授与方針」及び「教育課程の編成及び実施方針」を策定している。その上で、教育課程の編成・実施方針に基づき、学士課程、大学院課程及び専門職学位課程ごとに体系的な教育課程を編成している。

学士課程においては、本学の特色である学問分野を緩やかに括った学域学類制の下、経過選択制による幅広い学修機会を提供し、学生個々の目標に沿った学びを提供するとともに、平成30年度には3学域17学類制へとさらに発展させ、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等を踏まえた教育課程を編成し、専門分野の特性に応じた特色ある教育を展開している。また、国際基幹教育院の下、世界で活躍する「金沢大学ブランド」人材の育成に向け、本学が独自に定めた教育方針である、「金沢大学<グローバル>スタンダード」に基づき、6つの科目区分からなる「GS科目」をはじ

めとした「共通教育科目」を配置し、基幹教育の段階から主体性、積極性、知的好奇心、基礎的素養等を醸成し、専門教育への効果的な連結を図っている。これに加え、学域学類制の理念である経過選択制を実質化するための学域共通科目、コース専門科目等を年次進行に合わせ段階的に配置し、また、講義と実験、演習及び実習を組み合わせることにより、各学類における教育の目的に照らして十分な教育効果を与えるとともに、専門性の深化を図っている。これらは、カリキュラム・マップ・カリキュラム・ツリーを全学類で策定することにより、順次性・体系性を明確にしている。このほか、令和2年度に採択された「融合した専門知と鋭敏な飛躍知を持つ社会変革先導人材育成プログラム」や「地域基幹産業を再定義・創新する人材創出プログラム「ENGINE」)を活用し、学域学類制の理念の下、より多面的な能力の醸成に向け、文理融合教育やSTEAM教育、地方創生人材の育成に向けた教育プログラムの開発に着手している。

大学院課程においては、各研究科の授業科目では、各専門領域に応じた教育プログラムの下、主に少人数での対話・討論形成期の授業形態をもつ講義と実験、演習、実習とを組み合わせ、また、研究室での演習やフィールドワーク等による課題研究を同時に行なうことにより、幅広い学識、高度の専門性ととも、課題発見、課題解決力など実践力を養成する教育課程を編成している。また、「研究者倫理」及び「研究者として自立するために」等の「大学院GS科目」を開設し、基幹教育を推進している。

そのほか、近年では、高度な専門的知識・技能と学際性を兼ね備え、グローバル化する社会を積極的にリードする人材の育成に向け、科学技術の進展や社会の要請に応じ、教育組織改革を進め、我が国で唯一の「修士（融合科学）」、「博士（融合科学）」の学位授与を可能とした新学術創成研究科をはじめ、分野融合型の新たな教育を実践するための教育組織やプログラムを編成しており、高等教育における大学院の高度化・国際化を先導している。

また、専門職学位課程においては、実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導法を各研究科において確立し、効果的な教育を実施している。

これらに加え、各学域・研究科における適切なシラバスの作成により、準備学習も含めた授業時間外における学習計画を立てる上で必要となる具体的な情報を明示している。また、学生の学習を活性化し効果的に教育を行うために、オリエンテーションやアドバイスカウンセラー等による定期的な面談、オフィスアワー等による履修指導、大学院課程においては、研究指導計画に基づく主任指導教員・副指導教員の複数教員による多面的な研究指導を適切に実施している。そのほか、学士課程において、「パイロット授業」の選定や「授業カタログ」の作成、「アクティブ・ラーニング・アドバイザー」による学生の能動的な学習支援を実施するなど、全学的にアクティブ・ラーニングの導入を一層進展させ、学生の主体性を涵養する教育の質的向上を図っている。

成績評価・単位認定については、授業科目の単位の算出方法を金沢大学学則及び大学院学則において明確に規定し、単位制度の趣旨に沿った単位設定を行っている。また、単位認定については、学位授与方針及び学習成果に基づき成績評価基準を策定し、各科目のシラバスにおいて、評価項目やその割合とともに適切に明示するとともに、履修規程及び大学院学則に基づき、学修達成度に応じた厳格な成績評価を実施している。そのほか、厳格・公正な成績評価の実施に向け、平成30年度に絶対的評価基準を定めた「科

目ルーブリック」の導入を決定し、全学的に推進している。

卒業要件又は修了要件については、学士課程では金沢大学学則及び各学域規程、大学院課程では大学院学則及び各研究科規程において明確に定めている。また、専門職学位課程を除く全ての研究科・専攻で学位授与方針に沿った学位論文審査基準を策定し、学位論文審査委員会の下、厳格な審査を行っている。卒業・修了判定については、具体的な単位修得状況、修学年数等の要件充足状況を確認の上、各学類会議、研究科会議、教育研究会議等の議を経て、適切な学位授与を行っている。

学習成果の把握については、各学域・研究科において、成績分布の情報共有の把握をはじめ、授業評価アンケート、卒業・修了時アンケート等の学生の自己評価による達成度や満足度調査を通じて学位授与方針に明示した学習成果を組織的に把握している。そのほか、学士課程では、専門的な職業との関連性が深い学類において、外部試験や資格取得状況を活用した学習成果の把握に努めている。また、これらの学習成果の把握・評価方法等を含め、教育課程の適切性については、全学内部質保証推進組織である「企画評価会議」及び「FD委員会」が行う全学の自己点検評価の仕組みが重要な役割を担っており、点検・評価結果に基づいた改善の促進が図られている。さらには、これら組織の自己点検評価結果を踏まえ、大学改革推進委員会の下で改革方針の見直しやそれに基づく改革が展開されるなど、大学全体の業務改善・大学改革が図られている。さらに、令和3年度には「教学マネジメントセンター」を設置し、本学全体、学域・研究科等における学位プログラム及び授業科目レベルでの内部質保証システムをより強化することとしている。

そのほか、「新型コロナウイルス感染症」の世界的な感染拡大に伴い、厳しい環境下にあっても、迅速かつ確かな対応により、令和2年度当初からオンライン教育を実施し、学生の学習機会の確保と教育の質の確保を実現している。これは、本学が誇るアカンサスポータルや学修管理システム(LMS)等の優れた「デジタル力」を基盤とした実施環境の整備やWebカメラ・マイク等の配信機材の準備、履修登録から受講まで徹底した学生支援、感染対策の徹底等、全学を挙げて組織的かつ機動的に取り組んだことが大きな要因として挙げられる。今後も、感染の防止及び学修機会の確保の両立に向け、本学の優れた「デジタル力」を生かし、デジタルトランスフォーメーションを加速させるなど、大学を挙げて組織的に取り組むこととしている。また、オンライン教育における当該成績評価については、定期試験に加え、到達度確認のためのミニテストやレポート・課題提出等により、学生の理解度を把握し、当該授業科目における成績評価を行っている。併せて、オンラインで試験等を実施する際にも、学生等に対し、試験の受験心得等を通知することにより、試験等における不正行為の防止を徹底しており、これらの多様な手法により、厳格な成績評価を行っている。

これらのことから、「大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある」と判断する。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

| |
|---|
| 点検・評価項目① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。 |
| 【評価の視点】 ○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴，学力水準，能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法 |

【1】学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

本学では、「金沢大学憲章」において、「地域と社会に開かれた教育重視の研究大学」の位置づけをもって改革に取り組むこととし、教育の基本的な理念・目標について以下のように定めている。

| |
|---|
| 教育の理念・目標（金沢大学憲章抜粋） |
| 1. 金沢大学は、各種教育機関との接続，社会人のリカレント教育，海外からの留学，生涯学習等に配慮して，多様な資質と能力を持った意欲的な学生を受け入れ，学部とそれに接続する大学院において，明確な目標をもった実質的な教育を実施する。 2. 金沢大学は，学生の個性と学ぶ権利を尊重し，自学自習を基本とする。また，教育改善のために教員が組織的に取り組むFD活動を推進して，専門知識と課題探求能力，さらには国際感覚と倫理観を有する人間性豊かな人材を育成する。 |

（出典：根拠資料1-2【ウェブ】 金沢大学憲章）

この理念・目標を踏まえ，学士課程では学類ごと（保健学類では専攻ごと）に，大学院における各課程では専攻ごとに，アドミッション・ポリシーを定めている（根拠資料5-1-1【ウェブ】，5-1-3【ウェブ】～5-1-22【ウェブ】）。なお，本学では，学士課程において，平成30年度入試から「文系一括・理系一括入試」を実施しており，同入試による入学者については，1年次は国際基幹教育院総合教育部に所属して幅広い分野を学び，2年進級時に自らの所属する学域・学類を決定することから，別途アドミッション・ポリシーを定めている（根拠資料5-1-2【ウェブ】）。

また，本学では，平成28年3月31日公布，平成29年4月1日施行の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」による3つのポリシーの策定公表の義務化以前に，第2期中期計画に基づき，学士課程では学類ごと（保健学類では専攻ごと）に，大学院における各課程では専攻ごとに，アドミッション・ポリシー，ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの3つの方針を一体的に策定し，公表している。さらに，これら3つの方針の一貫性・整合性については，文部科学省の「卒業認定・学位授与の方針，

教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日）」等を踏まえ、各学域、研究科で確認・見直しを行うとともに、教育担当理事を座長とする WG の下、全学的見地から確認・精査を行った上で公表するに至っている。

このような学域・学類及び研究科・専攻ごと 3 つの方針に加え、本学では、平成 26 年度のスーパーグローバル大学創成支援事業の採択を機に、世界で活躍する「金沢大学ブランド」人材の育成に向け、大学憲章に定める本学の教育の理念・目標を現在の状況における人材育成方針としてより具体的に示すため、金沢大学<グローバル>スタンダード（以下、「KUGS」という。）を策定した（根拠資料 5-2【ウェブ】）。KUGS では、「各人の立ち位置に課された人類の一員としての自己の使命を国際社会で積極的に果たし、知識基盤社会の中核的なリーダーとなって、常に恐れることなく現場の困難に立ち向かっていける能力・体力・人間力を備えた人材の育成」を掲げており、本学では、KUGS に掲げる能力の涵養に向けた教育を実践するとともに、KUGS が目指す人材像に応じた優れた資質・能力・意欲を備えた学生の受け入れに努めている。各学類や専攻における 3 つの方針についても、KUGS の理念・目標を踏まえ、策定されている。

これらのアドミッション・ポリシー等については、入学者選抜要項や学生募集要項に掲載するとともに、本学 Web サイトや学域、研究科・専攻の Web サイトにおいて公表している（根拠資料 5-1【ウェブ】、5-3）。また、本学 Web サイトにおいては、全学の入試に係る情報をまとめた Web ページも作成し、これにより、入学希望者等が必要な情報を得やすいよう工夫している（根拠資料 5-4【ウェブ】）。

【2】入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像並びに入学希望者に求める水準等の判定方法の設定

学士課程の全学類及び一括入試並びに大学院課程の全専攻において、アドミッション・ポリシーの中で求める学生像を明確に記載している。

また、学士課程については、全学類及び一括入試について、アドミッション・ポリシーの中で、入学希望者に求める水準等の判定方法及び入学に際し必要とされる基礎学力についても明記しており、例えば、人間社会学域国際学類においては、以下のようにアドミッション・ポリシーを設定している。

○人間社会学域国際学類のアドミッション・ポリシー

国際学類は、実践的な英語などの語学力を活用して、将来、外務・対外援助機関や国際機関で働きたい人、海外の NPO、NGO で経験を積みたい人、多国籍企業で力を試したい人、外国人に日本語・日本事情を教えたい人、国内での国際交流活動に携わりたい人などに必要な、多民族・多宗教・多文化共生社会を生き抜く強靱な知性と深い共感力、国際的な場におけるコミュニケーションに必要な外国語運用能力、具体的な問題提起と解決立案を行うセンスを養うことを教育目標とします。

国際学類には国際社会、日本・日本語教育、アジア、米英、ヨーロッパの 5 つのコースがあり、また、国際社会、米英の両コースには、英語だけで卒業できる英語プログラムもあります。各コースへの所属は 2 年進級時に本人の希望、適性、学業成績等を考慮のうえ決定します。

求める人材

- ・多文化や多民族、及び国際社会における諸問題に積極的な興味を持つ人
- ・自国文化のアイデンティティを常に問い続ける、探究心あふれる人
- ・英語をはじめとする国際的に重要な外国語の実践的な運用能力を高めるために、努力を惜しまない人
- ・探究心とコミュニケーション能力を用いて、諸問題を粘り強く話し合い、国際的な場で相互理解と交渉妥結に達しようとする人
- ・将来、国際的な場での活動への従事を目指す人
- ・外国人に対する日本語教師を目指す人

選抜の基本方針

■一般選抜

基礎学力に加え、国語・英語の学力と数学の学力又は総合的な課題（総合問題）の理解力・論理的思考力・表現力等を重視します。なお、大学入学共通テストの「英語」については、4技能をみる所定の英語外部試験のスコアを提出することができます。

■ KUGS 特別入試（総合型選抜）

第1次選考では、4技能をみる所定の英語外部試験のスコア及び調査書、志願理由書、活動報告書、高大接続プログラム提出課題等の書類を総合的に審査します。第2次選考では口述試験を行います。口述試験では、論理的な思考や国際コミュニケーション能力、国際問題への関心などを中心に総合的に判定します。なお、調査書、志願理由書、活動報告書、高大接続プログラム提出課題等も口述試験の際の参考とします。

■超然特別入試（A-lympiad 選抜、超然文学選抜）

出願資格及び出願要件を満たした上で、自主的に課題を発見し解決する意欲を有し、国際交流に必要な表現力と英語を中心とした外国語コミュニケーション能力を修得して世界に向けて活躍する熱意を有する人を求めます。

口述試験（プレゼンテーションを含む）では、論理的な思考や国際コミュニケーション能力、国際問題への関心などを中心に総合的に判定します。なお、調査書、志願理由書、活動報告書等も口述試験（プレゼンテーションを含む）の際の参考とします。

■帰国生徒選抜

第1次選考では、4技能をみる所定の英語外部試験のスコア及び成績証明書（調査書）、推薦書、志願理由書の書類を総合的に審査します。最終選考では口述試験を行います。口述試験では、論理的な思考や国際コミュニケーション能力、国際問題への関心などを中心に総合的に判定します。なお、調査書、推薦書、志願理由書も口述試験の際の参考とします。

■国際バカロレア入試

出願資格を満たした上で、自主的に課題を発見し解決する意欲を有し、国際交流に必要な表現力と英語を中心とした外国語コミュニケーション能力を修得して世界に向けて活躍する熱意を有する人を求めます。

口述試験では、論理的な思考や国際コミュニケーション能力、国際問題への関心などを中心に総合的に判定します。なお、志願理由書も口述試験の際の参考とします。

■私費外国人留学生入試

パターンAでは英語及び日本語の文章を読ませ、それに関する問いに日本語で答えさせます。これによって、英語の知識とともに、社会・文化についての知識や論理的思考力及び日本語能力を総合的に評価します。また、口述試験では、基礎知識や日本語によるコミュニケーション能力、勉強意欲を十分に有しているかを判断し、日本留学試験の成績や所定の英語外部試験のスコアと合わせて、総合的に判定します。パターンBでは英語による文章を読ませ、それに関する問いに英語で答えさせます。これによって、社会・文化についての知識や論理的思考力及び英語能力を総合的に評価します。また、口述試験では、基礎知識や英語によるコミュニ

ケーション能力、勉強意欲を十分に有しているかを判断し、日本留学試験の成績や所定の英語外部試験のスコアと合わせて、総合的に判断します。

入学までに身につけて欲しい教科・科目等

国際学類では、グローバル化する世界を多様な観点から理解し、異文化とのくしなやかな共生)を実現することのできる真の国際人を送り出すことを目指しています。この目的の実現のために、本学入学前に「英語」や「政治・経済」、「世界史」、「地理」などの学習に積極的に取り組み、これらの教科の知識を十分に獲得しておくことを望みます。また真の国際人として活躍するためには、自国の歴史・文化についての教養も不可欠です。そこで志願者には、日本理解の基礎として「日本語」(国語)及び「日本史」の学習を強く推奨します。「日本語」での読み・書き・話すことへの能力は、大学で高度な知的訓練を受けるにあたり絶対必要な条件です。ただし、私費外国人留学生入試志願者で、英語プログラムを希望する場合は、日本語能力を必要としません。国内外において外国の人々と、積極的にコミュニケーションする意欲をもつことも望みます。入学後の研究テーマによっては、これらに加えてグローバル・イシューに関係する様々な教科を学ぶ必要があります。

(出典：根拠資料 5-3-1 学士課程入学選抜要項 (令和3年度))

また、大学院課程においては、入学希望者に求める水準等の判定方法及び入学に際し必要とされる基礎学力をアドミッション・ポリシーや学生募集要項に記載している。例えば、人間社会環境研究科人文学専攻(博士前期課程)においては、アドミッション・ポリシーにおいて、入学希望者に求める水準等の判定方法及び入学に際し必要な基礎学力を記載しており、新学術創成研究科(博士前期課程)においては、入学希望者に求める水準等の判定方法は学生募集要項の「選抜方法」に、入学に際し必要とされる基礎学力は学生募集要項の「出願資格」に含意し、記載されている。

○人間社会環境研究科人文学専攻(博士前期課程)のアドミッション・ポリシー

求める人材像(入学希望者に求める水準等の判定方法を含む)

人文学専攻は、人間科学、歴史学、言語・文学、文化資源学に関する特定領域又は横断的新領域について、(1)基礎知識と基礎技能を有し、(2)新しい問題の発見と解決に必要な思考力・判断力・表現力等を持つ、(3)主体的にかつ周囲と協働して学ぶ学生を求めます。入学選抜試験では、専門科目の筆記試験で主に(1)と(2)を、口述試験で主に(2)と(3)を、また筆記試験の外国語科目若しくは専門科目の中で外国語文献の読解能力(一部のプログラムを除く)を評価します。研究者をめざす学生だけでなく、様々な分野での専門的職業人を目指す学生、留学生や社会人を積極的に受け入れます。

※ 本専攻では、学生の履修の道すじを“プログラム”と呼びます。プログラムには、領域横断的研究領域である「学際総合型」と従来型研究領域である「専門深化型」の2タイプがあります。「学際総合型」は5プログラム、「専門深化型」は17プログラムによって構成されます。学生は入試時にこれら22のプログラムの中から1つを選択し、入試後はプログラムメニューを中心に履修します。

入学に際し必要な基礎学力

入学を志す学生は、志望する専攻プログラム(専門分野)において学ぶ専門的知識の理解に必要な当該分野の基礎知識、および専門的研究を進めるために必要な基礎的技術を身につけていることが求められます。一般にそれは、志望する研究分野に関する学士課程レベルの専門知識、関連知識、研究技術です。

(出典：根拠資料 5-3-11 人間社会環境研究科(博士前期課程)学生募集要項(令和3年度))

新学術創成研究科融合科学共同専攻（博士前期課程）のアドミッション・ポリシー等

入学者受入方針（アドミッションポリシー）

博士前期課程では、学士課程等で修得してきた分野の基盤的専門知識のほか、専門が異なる分野にも関心を持って他者との協奏的活動に取り組み、複雑で困難な問題を分野融合の力で解決し、社会の発展のための新しい価値を積極的に創造しようとする強い意欲を持つ者を受け入れます。

なお、本共同専攻は区分制大学院ですが、博士後期課程までの5年一貫型教育プログラムの履修希望者も積極的に受け入れます。

選抜方法

- ① 口頭発表
出願時に提出した小論文に関する口頭発表
●口頭発表時間は、2課題で合わせて10分以内
●発表時、手持ちの紙原稿の使用は認めますが、資料の配布、機器等の持ち込みは認めません。
- ② 面接
発表内容及び学士課程で行ってきた研究活動等に関する質疑応答（社会人経験者の場合は、実務経験の内容についても問う場合がある。）
- ③ 口頭試問
希望する主任研究指導教員の指導を受けるために必要な専門分野の基礎的な内容に対し、口頭にて出題。具体的な出題分野については、受験票印刷開始日以降に別途送付します。

出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者及び令和3年3月31日までに卒業見込みの者
- ② 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び令和3年3月31日までに学士の学位を授与される見込みの者
- ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和3年3月31日までに修了見込みの者
- ④ 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者及び令和3年3月31日までに修了見込みの者
- ⑤ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和3年3月31日までに修了見込みの者
- ⑥ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者
- ⑧ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和3年3月31日までに修了見込みの者
- ⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により本研究科以外の大学院に入学した者であって、当該者を本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

- ⑩ 次の1)から4)に該当する者であって、本研究科が、所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- 1) 令和3年3月31日までに学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学見込みの者
 - 2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者及び令和3年3月31日までに修了見込みの者
 - 3) 我が国において、外国の大学における15年の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者及び令和3年3月31日までに修了見込みの者
 - 4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者及び令和3年3月31日までに修了見込みの者
- ⑪ 本研究科において、個別の入学資格審査により、出願資格①に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時までに22歳に達するもの

(出典：根拠資料5-3-23 新学術創成研究科（博士前期課程）学生募集要項（令和3年度））

このように、学域・学類や研究科・専攻においてアドミッション・ポリシーを定めるとともに、求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法、入学に際し必要とされる基礎学力等についても分かりやすく明示することにより、入学希望者が本学のアドミッション・ポリシーを理解しやすいよう配慮している。

点検・評価項目② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【評価の視点】

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
- 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

【1】学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

本学の入学者選抜では、学士課程、大学院課程とも、多様な入学志願者を募り、アドミッション・ポリシーに沿った能力や個性をもった人材を受け入れるため、複数の選抜区分を設けた上で、筆記試験や書類審査、口述試験等を適切に実施している。

<学士課程>

学士課程においては、各学類で、一般選抜に加え、帰国生徒選抜や国際バカロレア入試、私費外国人留学生入試等の特別選抜を実施している。また、令和3年度入試からは、KUGSの理念に基づき、より多様な学生を幅広く受け入れるため、志願者の主体性・多様性・協働性を評価する「KUGS 特別入試」及び特異な才能を見出す「超然特別入試」の選抜区分を新たに設けた（根拠資料5-5【ウェブ】）。

これらの選抜区分において、各学類等のアドミッション・ポリシーに沿った資質や能力をもった人材を受け入れるため、筆記試験や書類審査、口述試験等を適切に実施している。例えば、人間社会学域国際学類においては、アドミッション・ポリシーに定める

「多文化や多民族，及び国際社会における諸問題に積極的な興味を持つ人」や「将来，国際的な場での活動への従事を目指す人」等の受入れのため，英語能力や国際コミュニケーション能力等に重点をおいた試験を実施しており，一般選抜では，4技能をみる所定の英語外部試験のスコアを提出することを可能としたり，超然特別入試では，論理的な思考や国際コミュニケーション能力，国際問題への関心などを判定する口述試験を課したりしている（根拠資料 5-3-1）。

さらに，本学の特色である“経過選択制”の適用を一層拡大させ，学生自身の志望や適性に合わせ学域・学類を決定する「文系一括・理系一括入試」を平成 30 年度入試から導入した（根拠資料 5-1-2【ウェブ】）。本入試では，KUGS に定める人材像に応じ英語の学力に重点をおいた試験を実施しているほか，同入試のアドミッション・ポリシーに定める「様々な分野にまたがって強い興味と関心をもち，幅広い分野に触れて自らの視野を広げながら主体的に学ぶ熱意があり，かつ，積極的に課題を発見して取り組む意欲のある人」を受け入れるため，特に「文系一括入試」においては，幅広い分野への興味・関心や論理的思考力，表現力等を評価するための総合問題を課している（根拠資料 5-3-1）。

<大学院課程>

大学院課程においては，留学生の積極的な受入れに向け，専門職学位課程を除く全研究科で 4 月期入学だけでなく 10 月期入学の選抜試験を実施しているほか，外国人留学生を対象とする特別選抜の選抜区分を設けている。さらに，人間社会環境研究科，自然科学研究科，医薬保健学総合研究科及び先進予防医学研究科において，計 22 件の二重学位（ダブル・ディグリー）プログラムを実施し，各連携大学の学生を対象とする選抜試験を実施している（根拠資料 5-6）。

また，社会人の積極的な受入れに向け，新学術創成研究科，先進予防医学研究科及び専門職学位課程を除く全研究科で社会人を対象とする特別選抜の選抜区分を設けており，そのうち法学研究科法学・政治学専攻（修士課程），人間社会環境研究科経済学専攻（博士前期課程），地域創造学専攻（博士前期課程）では，仕事を続けながら短期間で修士の学位取得を目指す社会人を対象にした短期（1 年）在学型選抜を実施している。

大学院課程においても，学士課程と同様に，各研究科・専攻のアドミッション・ポリシーに沿った資質や能力を備えた者を受け入れるため，筆記試験や書類審査，口述試験等を適切に実施している。例えば，人間社会環境研究科人文学専攻（博士前期課程）の一般選抜・社会人特別選抜・外国人留学生特別選抜においては，アドミッション・ポリシーに定める「人間科学，歴史学，言語・文学，文化資源学に関する特定領域又は横断的新領域について，基礎知識と基礎技能を有し，新しい問題の発見と解決に必要な思考力・判断力・表現力等を持つ，主体的にかつ周囲と協働して学ぶ学生」を受け入れるため，入学後に専攻しようとする分野に応じた筆記試験及び口述試験を課している（根拠資料 5-3-11）。

こうした入学者選抜方法については，入学者選抜要項や学生募集要項，Web サイトでの周知のみならず，学士課程では各キャンパスにおける説明会，サマーカレッジ（高校

1年生対象)、キャンパスビジット(高校2年生以上対象)、全国各地での進学相談会、高校や予備校等での説明会を通じて、広く情報提供に努めている。また、大学院においても、各研究科において説明会を開催するなど、同様に周知に努めている。さらに、スマートフォン利用者対象の「金沢大学入試情報アプリ」を開発し、令和元年度から導入しており、主に志願者やその関係者を対象に、最新の入試情報や各学域・研究科の特色等を積極的に発信している(根拠資料 5-7)。

あわせて、海外においても、本学の海外ネットワークを活用したジョイントシンポジウムの開催や、日本留学フェアへの参加等により、本学への留学に向けた情報発信に努め、留学生受け入れの促進を図っている。また、全ての学域、研究科において出願方法や入学手続きを Web 形式としているほか、大学院において海外在住の出願者を対象とする遠隔の選抜試験を実施するなど、優秀な外国人留学生の確保に向けた便宜を図っている(根拠資料 5-8~5-10)。

なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、サマーカレッジ及びキャンパスビジットを本学初のオンライン形式により開催(8月9日~10日開催)するとともに、対面型のキャンパスビジットについては、例年よりも規模を縮小し、複数回に分けて開催(10~11月)するなど、感染拡大防止策を講じながら、情報の発信に努めた(根拠資料 5-11【ウェブ】)。

【2】授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業料その他の費用については、学生募集要項や本学 Web サイトに掲載することにより、情報提供を行っている(根拠資料 5-3-2~5-3-27, 5-9【ウェブ】、5-12【ウェブ】)。

また、学生への経済的支援について、学士課程においては、「大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)」に基づき、従来の制度を見直し、令和2年4月に入学料・授業料の減免制度を創設するとともに、給付奨学金の対象を拡大した(根拠資料 5-3-1~5-3-10, 5-13【ウェブ】~5-14【ウェブ】、5-15)。同制度により、令和2年度においては、501名の学生に対し、総額約2億3千万円の授業料減免及び入学料減免を行った。なお、同制度の対象とならない者についても、別途、入学料の徴収猶予制度を設けている(根拠資料 5-13【ウェブ】、5-15)。また、大学院課程においては、本学独自の入学料・授業料の減免制度、入学料の徴収猶予制度を設けている(根拠資料 5-13【ウェブ】、5-15)。このほか、英語能力試験受験に必要な経費を給付する英語学習奨励支援等の本学独自の給付型奨学金制度や、海外留学に係る奨学金制度等、多様な経済的支援制度を設けている(根拠資料 5-16【ウェブ】)。これらの支援に関する情報についても、学生募集要項や本学 Web サイトに掲載することにより、情報提供を行っている。

さらに、本学 Web サイトのトップページに、チャットボットによる案内システムを設置しており、これにより、入学者等が授業料その他の費用や経済的支援に関する情報にアクセスしやすいよう工夫している。

【3】入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

<学士課程>

学士課程の一般選抜及び特別選抜については、日程、選抜要項、募集要項、試験室設定等の試験実施に関する全般的な事項について、基幹会議である「金沢大学教育企画会議」の下の「金沢大学入学試験委員会」において企画・立案を行っている（根拠資料 5-17）。編入学試験については、実施学類の下で企画、実施について審議している。

また、学士課程の一般選抜に係る問題作成については、各出題教科科目等の問題の具体的な作成業務に当たる学力検査問題作成委員及び問題の点検・校正業務を行う学力検査問題点検委員による問題作成体制がとられている（根拠資料 5-18）。なお、委員の委嘱に当たっては、3親等内に受験者や特定の高校教員等がいる教員は原則として対象外としている。特別選抜に係る問題作成については、実施学類における問題作成・点検を経た後に、大学全体として最終点検と調整を行う体制となっている。編入学試験については、実施学類において問題作成及び点検の体制を整備している。なお、問題の作成及び点検に当たっては、チェック項目等が定められており、これに基づき、問題作成や点検の業務を行うことでミスのない適正・適切な問題作成ができるようにしている。

学士課程における一般選抜の実施当日は、各学類長を長とする試験場本部を各学類試験場に設置し、各試験場本部は、全体を統括する試験実施本部と連絡を密に取りながら試験を実施している。また、試験時間中は問題作成委員が待機し、受験者からの質問などに迅速に対応できる体制としている。各試験場の実施体制については、試験監督及び室外連絡員を、金沢大学入学試験委員会においてあらかじめ決定した基準に従い配置している。加えて、保健管理センターの医師・看護師の配置により、当日の救急体制も整備している。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、入学者選抜試験の実施に当たっては、金沢大学入学試験委員会において「入学者選抜試験試験室設定要件」を定め、試験室の机や椅子の消毒、試験場入口及び試験室ごとの手指用アルコール製剤の設置、試験日一週間前からの試験実施フロアへの立ち入り禁止等の感染防止対策を実施した（根拠資料 5-19）。なお、学士課程における特別選抜も一般選抜に準じた体制で実施されている。

学士課程における編入学試験については、監督者、面接委員等が当該学類から選出され、自学類の試験の実施に当たっている。なお、筆記試験及び小論文の試験時間中は問題作成者が待機し、受験者からの質問などに迅速に対応している。

<大学院課程>

大学院課程における入学者選抜試験は、各研究科において、企画、立案、実施について審議しているとともに、各専攻において問題作成及び点検を行う体制を整備している。大学院課程における入試の実施当日は、各研究科長がそれぞれの研究科・専攻の試験を統括しており、各専攻から選出された監督者、面接委員等が自専攻の試験の実施に当たっている。また、筆記試験の試験時間中は問題作成者が待機し、受験者からの質問などに迅速に対応している。

【4】公正な入学者選抜の実施

各入試について、学類、研究科等において、試験実施マニュアルやチェックリストを作成・活用の上、点検を行うなど、ミスの未然防止及び早期発見に努めている。また、入試の透明性を高めるため、学士課程一般選抜（前期日程）において解答例の公表を実施している。さらに、他大学において入試における出題・採点等の業務上のミスが多発した状況に鑑み、平成31年度入試からは、学士課程編入学試験及び大学院入試（博士課程及び博士後期課程を除く）においても、筆記試験の問題及び解答例について原則公表することとした。このほか、学士課程の一般選抜において、出願時に成績開示を希望した志願者に対し、大学入試センター試験や個別学力検査の得点等、入学試験の個人成績を一定期間開示しており、さらに、令和2年度からはWeb上で開示を行うなど、信頼性の確保に努めている（根拠資料 5-20）。

【5】入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

公平な入学者選抜を行うため、病気や障がい等により、受験及び修学上の配慮が必要となる入学志願者への対応に関し、本学Webサイトにおいて周知しているほか、入学者選抜要項や学生募集要項において「障がいのある者等の出願」の項目を設け、受験者から提出される事前相談書や診断書等に基づき、入試における特別措置を個別に検討・実施している（根拠資料 5-3-1, 5-21【ウェブ】）。

また、令和3年度入試の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大による入学志願者への影響に鑑み、新型コロナウイルス感染症の罹患者等を対象に特例措置を決定し、追選考の実施や入学検定料の一部返還を行う制度を整備した（根拠資料 5-22）。

| | |
|--|---|
| 点検・評価項目③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。 | |
| 【評価の視点】 | |
| ○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 | |
| <学士課程> ・入学定員に対する入学者数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 | <大学院課程> ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 |

<学士課程>

学士課程（編入学を含む）の収容定員については、「金沢大学学則」別表第一において定めている（根拠資料 5-23）。

学士課程における過去5年間の平均（開設後間もなく、5年間平均を算出できない学類は対象外とする。）の入学定員に対する入学者数比率（以下、「入学定員充足率」という。）は、

人間社会学域法学類の編入学が 0.58（編入学定員 10 名）、医薬保健学域保健学類の編入学が 0.53（編入学定員 30 名）であり、0.90 を下回っているものの、これら以外については、0.90 以上 1.20 未満である（大学基礎データ表 2）。例えば、人間社会学域地域創造学類では、過去 5 年間の平均入学定員充足率は 1.05 であり、また、令和 2 年度入試については入学定員 80 名（前期日程：50 名、後期日程：10 名、推薦入試：15 名）に対し 331 名（前期日程：85 名、後期日程：208 名、推薦入試：38 名）が志願し、84 名（前期日程：59 名、後期日程：10 名、推薦入試：15 名）が入学したことから、入学定員充足率は 1.05 であった。なお、編入学については、いわゆる「歩留まり」を読むことが難しく、合格者数が適正であっても実入学者数が定員を下回ることがある。また、人間社会学域法学類では、令和元年度編入学試験における入試時期や出願資格の見直しにより、志願倍率が一時的に低下したものの、変更内容の周知徹底等の結果、令和 2 年度には志願倍率が 2.0 倍まで回復しているとともに、入学定員充足率についても 0.80 まで上昇している。さらに、人間社会学域法学類及び医薬保健学域保健学類の双方について、入学者数の適正化に向け、全学的な組織改編を踏まえた編入学定員の見直しについても検討しているところである。

また、令和 2 年 5 月 1 日時点における収容定員に対する在学生数比率（以下、「収容定員充足率」という。）については、学年進行中の旧組織や完成年度を迎えていない組織を除き、全ての学類において、0.90 以上 1.20 未満である（大学基礎データ表 2）。例えば、人間社会学域地域創造学類では、令和 2 年 5 月 1 日時点において収容定員 340 名に対し 366 名が在籍しており、収容定員充足率は 1.08 である。

<大学院課程>

大学院課程の収容定員については、「金沢大学大学院学則」別表第一において定めている（根拠資料 5-24）。

令和 2 年 5 月 1 日（秋入学を実施している場合は令和 2 年 10 月 1 日）時点における収容定員充足率については、修士課程及び専門職学位課程において、学年進行中の旧組織や完成年度を迎えていない組織を除き、全ての研究科・専攻において、0.50 以上 2.00 未満である（大学基礎データ表 2）。例えば、自然科学研究科数物科学専攻（博士前期課程）では、令和 2 年 10 月 1 日時点において、収容定員 112 名に対し 123 名が在籍しており、収容定員充足率は 1.10 である。また、教職実践研究科教職実践高度化専攻（専門職学位課程）では、令和 2 年 5 月 1 日時点において、収容定員 30 名に対し 28 名が在籍しており、収容定員充足率は 0.93 である。

さらに、博士課程についても、完成年度を迎えていない組織を除き、全ての研究科・専攻において、0.33 以上 2.00 未満である（大学基礎データ表 2）。例えば、医薬保健学総合研究科医学専攻（博士課程）では、令和 2 年 10 月 1 日時点において、収容定員 256 名に対し 295 名が在籍しており、収容定員充足率は 1.15 である。

| |
|---|
| <p>点検・評価項目④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> |
|---|

【評価の視点】

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

【1】企画評価会議の下での点検・評価

本学は、「国立大学法人金沢大学自己点検評価規程」及び「国立大学法人金沢大学における全学の自己点検評価実施要項」に基づき、企画評価会議において、「年度計画の実施状況に係る自己点検評価」を行っており、中期目標・中期計画の達成に向け毎年度策定する年度計画について、各担当理事等からの実施状況報告及び自己評価を踏まえた点検・評価を実施している（根拠資料 2-2～2-3）。その結果については、各年度の「年度計画の実施状況に係る自己点検評価書」により、各理事、各部局にフィードバックされ、改善方策の立案・実施及び次年度以降の年度計画の立案に活かされており、これにより、本学の入学者選抜の改革・改善に向けた取組が着実に実施されている（根拠資料 5-25）。例えば、本学では、「学域学類制に応じた入試制度改革を行う。」という中期目標の下、「KUGS が目指す人材像に応じた優れた資質・能力・意欲を備えた学生を確保するため、英語外部試験の活用の拡大や「文系一括、理系一括」入試の導入等、入学者選抜方法を改善する。」という中期計画を掲げている。当該中期目標・中期計画に係る毎年度の年度計画の策定や「YAMAZAKI プラン」の改定に際し、企画評価会議における点検・評価の結果を踏まえ、本学の学域学類制の特色である経過選択制を拡大した「文系一括・理系一括入試」に加えて、志願者の主体性・多様性・協働性を評価する「KUGS 特別入試」及び特異な才能を見出す「超然特別入試」を企図し、当該計画に明示した上で制度設計を組織的・計画的に進め導入に至っている。「KUGS 特別入試」及び「超然特別入試」では、本学独自の「KUGS 高大接続プログラム」の受講や、本学が主催する「超然文学賞」又は「日本数学 A-lympiad」での入賞を出願の前提とすることにより、これらのプログラムやコンテストを通じて志願者の多面的な能力・資質・意欲や特異な才能の評価を行っている。このように、本学の入学者選抜の改革・改善に向けた取組が着実に行われ、KUGS が目指す人材像に応じた優れた資質・能力・意欲を備えた学生をより多く受け入れるための仕組みの構築に至っている。

また、企画評価会議において、毎年度、「基本データ分析による自己点検評価」を実施しており、教育・研究等の各種データを「基本データ集」として取りまとめ、その分析・評価を行っている。学生の受け入れに関して、志願倍率（学士課程）、実質倍率（大学院課程）、入学定員充足率及び収容定員充足率を評価項目に設定し、評価基準に基づき、適切な状況となっているかどうかについて点検・評価した上で、「基本データ分析による自己点検評価書」を作成し、学類や専攻にフィードバックしている（根拠資料 5-26）。さらに、評価基準を満たしていない学類や専攻には、改善計画書の立案及び当該改善計画に基づく取組を促進している。このように、全学の質保証を担う企画評価会議における点検・評価サイクルを確立していることにより、本学の志願倍率、入学定員充足率及び収容定員充足率の適正化が図られている。

【2】教育担当理事の下での点検・評価

企画評価会議の構成員である教育担当理事の下、学士課程では、各学類のセンター試験と個別学力検査等の最高点、最低点及び平均点を算出し、その結果を Web 上で公表している。また、各学類では、上記の公表資料等に基づき、試験方法等の改善について検討を行っており、検討の結果、大幅な変更を行う場合には、基幹会議である金沢大学教育企画会議の下で審議し、最終的に教育研究評議会での承認を受けた上で、改善を実施している。加えて、教育担当理事の下、入試成績と入学後の学業成績の相関関係や学業成績の推移等を全学的観点から分析しており、各学類では、これに基づき、長期的視点からの学生受入のあり方についても検証・改善を行っている。大学院課程についても、各研究科の下で検証・改善を行っている。

また、教育担当理事や学類、研究科の下での検証結果等に基づき、入試方法等を改革・改善した事例としては、学士課程では、本学の特色である経過選択制をさらに進展させた「文系一括・理系一括入試」や、多様な学生の受入れに向けた「KUGS 特別入試」及び「超然特別入試」、薬学類における本学大学院進学を出願要件とする薬学類・高大院接続入試の導入などが挙げられる。また、大学院課程では、海外在住の優秀な留学生を増やすための新たな選抜の実施（人間社会環境研究科、法学研究科法学・政治学専攻、自然科学研究科）や、英語筆記試験を英語外部試験スコア提出に代える取組（医薬保健学総合研究科）を行っている。このように、教育担当理事の下、入学者選抜の適切性の確保及び改善・改革に向けた PDCA サイクルを機能させている。

なお、教育担当理事の下での点検・評価結果に基づく取組の状況や、その成果については、【1】で述べたとおり、企画評価会議における「年度計画の実施状況に係る自己点検評価」や「基本データ分析による自己点検評価」により確認され、中期計画に係る年度計画に反映しているほか、大学改革推進委員会における「YAMAZAKI プラン」を基軸とした大学改革に係る方策にも反映している（根拠資料 1-16【ウェブ】）。

(2) 長所・特色

本学の目指す人材像に応じた入試制度改革

本学では、世界で活躍する「金沢大学ブランド」人材の育成に向け、金沢大学憲章に定める教育目標を現在の状況における人材育成方針としてより具体化するため、平成 26 年度に KUGS を策定した。KUGS においては、「各人の立ち位置に課された人類の一員としての自己の使命を国際社会で積極的に果たし、知識基盤社会の中核的なリーダーとなって、常に恐れることなく現場の困難に立ち向かっていける能力・体力・人間力を備えた人材」を育成することを掲げている。KUGS の理念に合致した優れた資質・能力・意欲を備えた学生をより多く受け入れ、社会の大変革期において活躍できる人材を育成するため、入試制度改革を推進している。

平成 30 年度入試からは、KUGS の理念に基づき、様々な分野にまたがって強い興味と関心を持ち、幅広い分野に触れて自らの視野を広げ、積極的に課題を発見して取り組む意欲のある学生を受け入れるため、新たに「文系一括・理系一括入試」を導入した。一括入試により入学した学生は、国際基幹教育院総合教育部に 1 年間在籍し、文系の場合は、人文科学・社会科学に関する分野を、理系の場合は自然科学に関する分野を広く学

んだ上で、自らの所属する学類を決定することとしている。これにより、本学の学域学類制の特色であり、入学後に学生自身の志望や適性に合わせ専門性を追求する“経過選択制”の適用が拡大され、様々な分野を学び、自分自身の立ち位置や使命を自覚した上で、幅広い分野の知識を生かして国際社会で活躍できる人材を養成するための体制が強化された。

また、令和3年度入試からは、多様なバックグラウンドや能力を持った学生が集まり切磋琢磨することで、困難な課題を解決に導くことのできる人材をより多く育成するため、新たに「KUGS 特別入試」及び「超然特別入試」を導入した。「KUGS 特別入試」の実施に向け、令和元年度には、同入試の出願の前提となる KUGS 高大接続プログラムを開発し、本プログラムを通して志願者の能力・資質・意欲を多面的・総合的に評価する仕組みを整備した。また、「超然特別入試」の実施に向け、平成30年度には、同入試の出願の前提となる本学主催のコンテストである「超然文学賞」及び「日本数学 A-lympiad」を創設し、これらのコンテストを通して特異な才能を見出す仕組みを整備した。このように、「KUGS 特別入試」及び「超然特別入試」の創設により、画一的な学力試験の正答による知識量の判定から脱却し、多様な背景を持つ一人ひとりが積み上げてきた多様な能力を評価できる仕組みが構築された。

以上のように、本学の目指す人材像に合致する学生をより多く受け入れることができるよう、本学の特色に応じた入試制度改革が行われている。

(3) 問題点

学士課程における過去5年間の平均入学定員充足率は、人間社会学域法学類の編入学が0.58（編入学定員10名）、医薬保健学域保健学類の編入学が0.53（編入学定員30名）であり、0.90を下回っている（大学基礎データ表2）。しかしながら、編入学については、いわゆる「歩留まり」を読むことが難しく、合格者数が適正であっても実入学者数が定員を下回ることがある。また、人間社会学域法学類では、令和元年度編入学試験における入試時期や出願資格の見直しにより、志願倍率が一時的に低下したものの、変更内容の周知徹底等の結果、令和2年度には志願倍率が2.0倍まで回復しているとともに、入学定員充足率についても0.80まで上昇している。さらに、人間社会学域法学類及び医薬保健学域保健学類の双方について、入学者数の適正化に向け、全学的な組織改編を踏まえた編入学定員の見直しについても検討しているところである。

このように、学士課程の編入学において、入学定員充足に関して課題があるものの、既に入学定員の見直しの検討や組織の見直しなど、入学者数の適正化に向けた取組が実施されている。

(4) 全体のまとめ

全ての学域・学類及び研究科・専攻においてアドミッション・ポリシーを定めており、これらは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと一貫性・整合性をもって策定されている。さらに、本学では、世界で活躍する「金沢大学ブランド」人材の育成に向け、大学憲章に定める本学の教育理念を現在の状況における人材育成方針としてより具体化するため、KUGSを策定し、KUGSが目指す人材像に応じた優れた資質・能

力・意欲を備えた学生の受け入れに努めることとしている。また、求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法及び入学に際し必要とされる基礎学力等をアドミッション・ポリシーや選抜方法、出願資格等に明記することにより、入学希望者が本学のアドミッション・ポリシーを理解しやすいよう配慮している。

学域・学類及び研究科・専攻のアドミッション・ポリシーについては、入学者選抜要項、募集要項、Web サイト等で広く公表した上で、入学者選抜を実施している。また、学士課程、大学院課程とも、アドミッション・ポリシーに沿った能力や個性をもった人材の受け入れを行うとともに、入学志願者の学修歴の多様化にも対応するために、一般選抜に加えて複数の特別選抜を実施するとともに、これらの選抜区分において筆記試験や書類審査、口述試験等を適切に実施している。

学士課程及び大学院課程について、入学者選抜を適切に行うための体制が整えられている。この体制の下、入学者選抜実施に係るマニュアルの整備やチェック体制の強化、情報公開の促進等を実施しており、入学者選抜の透明性・公平性に配慮している。

本学の定員充足の状況については、学士課程における過去5年間の平均入学定員充足率について、人間社会学域法学類及び医薬保健学域保健学類の編入学試験において0.90を下回っているものの、これら以外については、0.90以上1.20未満であるとともに、令和2年5月1日時点における収容定員充足率は、学年進行中の旧組織や完成年度を迎えていない組織を除き、全ての学域・学類において、0.90以上1.20未満である。なお、人間社会学域法学類及び医薬保健学域保健学類の編入学試験においても、入学定員の見直しの検討や組織の見直しなど入学定員充足率の適正化に向けた取組が行われている。大学院課程では、令和2年5月1日（秋入学を実施している場合は令和2年10月1日）時点における収容定員充足率について、学年進行中の旧組織や完成年度を迎えていない組織を除き、修士課程及び専門職学位課程の全ての研究科・専攻において0.50以上2.00未満であり、かつ、博士課程の全ての研究科・専攻において0.33以上2.00未満である。

学生の受け入れの適切性の検証及び検証結果に基づく改善については、企画評価会議において、「年度計画の実施状況に係る自己点検評価」及び「基本データ分析による自己点検評価」を行うことにより、入学者選抜の改革・改善の状況並びに志願倍率（学士課程）、実質倍率（大学院課程）、入学定員充足率及び収容定員充足率の適切性について点検・評価し、組織的にその結果に応じて改善を図っていると同時に、教育担当理事の下、入学者選抜試験と入学後の学業成績の比較分析や、当該分析結果に基づく入試制度の改革・改善策を講じている。また、教育担当理事の下での点検・評価結果に基づく取組の状況やその成果については、企画評価会議や大学改革推進委員会等において確認されている。

これらのことから、本学の学生の受け入れの状況は「大学基準に対して良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である」と判断する。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

| |
|---|
| 点検・評価項目① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。 |
|---|

【評価の視点】

- | |
|--|
| ○大学として求める教員像の設定 ・教員に求める専門分野に関する能力、教育・研究に対する姿勢等 ○教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示 |
|--|

【1】大学として求める教員像の設定

本学は、その拠って立つ理念・目標として「金沢大学憲章」を定めており、同憲章において、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の位置づけをもって改革に取り組むことを掲げ、教育、研究、社会貢献及び運営の基本的な目標を設定している（根拠資料 1-2【ウェブ】）。同憲章に掲げる理念・目標を達成するためには、本学の最も重要な資源の一つである教員一人一人が、自身の教育・研究能力を発揮することが必要不可欠であることから、本学では、本学の理念・目標を実現するための能力を有し、その能力を生かして主体的に教育・研究活動に取り組むことのできる教員を求めている。なお、金沢大学憲章については、本学の Web サイトに公表し、構成員等に明示している。

また、教員の採用及び昇任のための全学的な選考基準として、「国立大学法人金沢大学教員選考基準」を設け、教授、准教授、講師、助教のそれぞれについて必要な資格を定めているとともに、研究域等の組織単位において、それぞれの「教員選考内規」等を策定し、教員に求める業績等の基準を定めている（根拠資料 6-1～6-2）。加えて、実際の採用に当たっては、公募要項に個々の職務内容や応募資格等を記載することにより、当該教員に求める専門分野に関する能力や教育・研究に対する姿勢等について明示している（根拠資料 6-3）。

【2】教員組織の編制に関する方針の適切な明示

本学は、平成 20 年 4 月の学域学類制の導入と併せ、それまで同一であった教育組織と研究組織を、学域・学類及び研究科・専攻からなる教育（学生）組織と、研究域・系、研究所、センター等からなる研究（教員）組織に分離した（根拠資料 6-4）。また、それぞれの教育組織及び研究組織においては、学則第 22 条に基づき、学域長、研究域長や、その下の学類長、系長等の部局長等を置き、各組織の責任所在を明確にしている（根拠資料 1-1）。

教育組織及び研究組織の編制に関する全学的な方針については、大学憲章に定める理念・目標の実現に向け、これまでの教育実績や成果、ミッションの再定義を含めた国の制度改革、各種有識者会議等の提言・答申等を踏まえ策定した「国立大学法人金沢大

学中期目標」において、教育及び研究の実施体制等に関する目標を掲げており、第3期中期目標においては、「教育の実施体制等に関する目標」を、「学士課程における先導的な教育実施体制である学域学類制の深化を図るとともに、大学院課程における分野融合型教育を推進するための教育実施体制を整備する」とし、「研究実施体制等に関する目標」を、「世界最高水準の研究拠点を目指し、研究実施体制を強化する」としている（根拠資料 1-3）。

さらに、学長のリーダーシップの下、本学の大学戦略を踏まえた教育研究体制を整備し、改革を推し進めるため、平成26年度から、学長を議長とする教員人事戦略委員会の下、研究域、国際基幹教育院、研究所、センター等ごとの「教員配置計画」を策定している（根拠資料 6-5～6-6）。同計画においては、教育研究分野ごとの強み・特色を伸長させるため、研究域、国際基幹教育院、研究所、センター等における人事方針や、その下の系等における人事方針を定め、これらの方針に従い、教員の採用及び昇任を行っている。また、研究分野の枠を超えた融合的な研究の推進等により、教育研究活動の活性化を図るため、同計画において、教員をグループ化の上、研究課題を設定し、これに基づく教育研究活動を展開している。さらに、平成30年度からは、更なる研究力強化に向け、新たに法人主導（トップダウン）型研究課題を設定するとともに、従来の主要研究課題を部局主導（ボトムアップ）型研究課題と改め、研究課題設定の位置付けについても明確化している。

○教員配置計画における研究課題及びグループ化の例

| 区分 | 研究域等 | 研究課題 | 人数 |
|----------|-----------|--|----|
| 法人 主導 | 人間社会研究域 | 地域特性データ解析に基づく予防型政策デザインの共創的研究 | 9 |
| | 理工研究域 | 心と体をつなぐサイボーグ化技術の開発研究 | 8 |
| | 医薬保健研究域 | 機械学習を用いた医療関連情報の解析とデータサイエンス人材の育成 | 10 |
| | 国際基幹教育院 | AI・IoT が結ぶ、健康寿命延伸に向けた健康・医療・介護分野における金沢大学型異分野融合次世代ヘルスケアシステムの構築プロジェクト | 8 |
| | 国際基幹教育院 | 超高齢社会の中で最適に生きるために | 10 |
| | 新学術創成研究機構 | AI と数理モデルを基盤とした画像解析によって、肝臓の臨床画像データから癌・糖尿病の診断及び発症を予測する基本技術の開発 | 10 |
| 部局 主導 | 人間社会研究域 | グローバル化時代における人間・地域・社会の持続と変容に関する研究 | 9 |
| | 人間社会研究域 | 国際文化資源学の理論構築と世界展開 | 15 |
| | 理工研究域 | 諸現象を解析するための数理科学とその基盤となる数学の探求 | 23 |

| | | |
|---------|------------------------------|----|
| 理工研究域 | 工学的手法による材料・設計生産システムの創成とその新展開 | 13 |
| 医薬保健研究域 | 環境因子の人への影響と応答の研究 | 19 |
| 医薬保健研究域 | プレジジョンメディシン研究 | 11 |

(事務局作成)

なお、教員配置計画については、教員人事戦略委員会の構成員である部局長等の下、各教員に共有されている。

点検・評価項目② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【評価の視点】

- 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
- 適切な教員組織編制のための措置
 - ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
 - ・各学位課程の目的に即した教員配置
 - ・国際性，男女比
 - ・実務家教員の適正な配置（【院専】）
 - ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
 - ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置
 - ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- 教養教育の運営体制

【1】大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

大学全体の収容定員に応じた専任教員数及び専任の教授数について、令和2年5月1日時点において、大学設置基準に定める必要数を確保している。

学士課程における専任教員数についても、令和2年5月1日時点で、全ての学域・学類において同設置基準に定める必要数を満たしており、かつ、専任の教授数についても、同設置基準に定める専任教員数の2分の1以上（人間社会学域学校教育学類については15人以上、医薬保健学域医学類については30人以上）を満たしている。さらに、医薬保健学域薬学類における専任の実務家教員数についても、同設置基準に定める専任教員数の6分の1以上を満たしている。

大学院課程における研究指導教員及び研究指導補助教員の数についても、令和2年5月1日時点で、全ての研究科・専攻において、大学院設置基準に定める必要教員数を満たしており、かつ、各研究科・専攻における研究指導教員のうちの教授数についても、同設置基準に定める研究指導教員数の3分の2以上となっている。

専門職学位課程における専任教員数についても、令和2年5月1日時点で、全ての研究科・専攻において専門職大学院設置基準に定める必要教員数を満たしており、かつ、専任の教授数は、同設置基準に定める専任教員数の2分の1以上を満たしている。また、

実務家教員数も、法学研究科法務専攻では同設置基準の定める専任教員数の2割以上、教職実践研究科教職実践高度化専攻では同設置基準の定める専任教員数の4割以上を満たしている（大学基礎データ表1）。

【2】適切な教員組織編制のための措置

＜教育における教員の編制＞

教育においては、学域学類制への移行と併せ、各研究域・系に所属する教員を原則として対応する学域の一つの学類の専任教員としているほか、他の一つの学類の兼任教員とすることを可能としている。また、研究域・系ではなく、研究所、センター等に所属している教員についても、専任教員や研究指導教員として学士課程や大学院課程の教育に携わっている。このように、研究域・系、研究所、センター等それぞれに所属する教員を、各教員の専門性に応じて、学類や研究科の専任教員や研究指導教員とすることにより、教員の所属による制限なく、各学域・研究科の目的に即した教育を機動的に実施できる体制としている。

なお、本学における強み・特色を生かし、社会の変化に対応した教育を実施するため、平成30年度には、理工学域において、理学と工学を基盤に学際的な知見を備え、新たな価値を創出できる理工系人材育成の観点から抜本的な学類改組を行い、教員組織編制についてもこれと併せて見直し、「フロンティア工学系」、「地球社会基盤学系」等を創設するなど、学域学類制の深化に向けた教育実施体制の整備を行っている。さらに、大学院課程においては、科学技術の進展や社会の要請に応じ、平成28年度には千葉大学、長崎大学との共同教育課程である先進予防医学研究科先進予防医学共同専攻（博士課程）、平成30年度には北陸先端科学技術大学院大学との共同教育課程である新学術創成研究科融合科学共同専攻（修士課程）、さらに、令和2年度には、新学術創成研究科ナノ生命科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）や我が国で唯一の「博士（融合科学）」の学位授与が可能な新学術創成研究科融合科学共同専攻（博士後期課程）を設置するとともに、これらの新たな組織において分野融合型教育を推進するための教員配置等を行っている。

また、学士課程の主要授業科目のうち、専門教育科目については、各学類の全開設授業科目における専任担当率は89.8%～99.6%となっており、専任教員を中心とする授業の実施体制が整備されている（大学基礎データ表4）。なお、兼任教員が担当する授業については、例えば、授業時間のうちの1～2コマ程度を兼任教員が担当するオムニバス形式の授業などがあり、授業の目的に沿い、多様な教員の専門性を生かした教育を実施できるようにしている。

大学院課程（専門職学位課程を除く）における研究指導教員の資格等については、全学で「大学院の研究指導體制と専任制度に関する申合せ」を策定している（根拠資料6-7）。また、例えば、自然科学研究科では、『自然科学研究科における「大学院の研究指導體制と専任制度に関する申合せ」の運用について』を定め、主任指導できる職階を、博士前期課程においては助教以上、博士後期課程は准教授以上としており、認定に当たっては、各専攻会議における資格審査を経て、自然科学研究科会議代議員会において資格の可否を審議することとするなど、研究科における研究指導教員の資格基準や認定

手続きについて定めている（根拠資料 6-8）。

<研究における教員の編制>

研究においては、「教員配置計画」における教員のグループ化により、社会課題の解決を目指す分野融合研究等を展開していることに加え、多様な人事制度を運用し、優秀な研究者を呼び込むことにより、研究実施体制の強化に努めている。

例えば、研究に専念する環境を整備し、優れた研究力を有する教員を確保するとともに本学全体の研究力強化を図るため、リサーチプロフェッサー制度を平成27年1月に導入した（根拠資料 6-9）。リサーチプロフェッサーに任命された教員は、管理運営業務の免除や教育業務の軽減等、研究に専念するための特別の措置を受けることができることとしている。令和2年3月31日時点において、極めて顕著な研究業績を有する「招へい型」に6名、顕著な研究業績を有する「登用型」に8名、将来の飛躍的な研究進展が見込まれる「若手型」に14名、研究に専念すると同時に、特定分野における研究拠点運営にも注力することが可能となる「拠点型」に25名を配置している。また、リサーチプロフェッサーの実質化と本学の研究力の更なる強化を図るため、リサーチプロフェッサーに任命された教員には、評価結果を給与処遇に反映する教員評価に加え、期末の業績報告を義務付け、その業績については、リサーチプロフェッサー選考・評価小委員会における審査を経て、学長が評価し、評価結果を次期の研究展開に反映させている。

また、若手研究者が本学をフィールドとして、新たな研究領域に挑戦し、安定的かつ自立して研究を推進することができるよう、平成28年度から文部科学省の卓越研究員事業を活用し、令和元年度までに16名を採用するなど、シニア教員ポストの若手研究者ポストへの振替を積極的に実施している。なお、この採用者数は全国で第2位であり、全学の教員数に鑑みると、その採用規模は全国でも突出したものとなっている（根拠資料 6-10）。さらに、本学独自の「戦略的研究推進プログラム」による若手研究者の海外派遣の推進による国際ネットワークの拡大や、若手教員主任研究者（PI）の登用等、次世代を担う優秀な研究者の育成に取り組んでいる。

このほか、優秀な女性研究者の確保・育成に向け、平成28年4月に「国立大学法人金沢大学女性活躍推進行動計画」を策定の上、女性限定公募や、クロスアポイントメント制度を活用した企業から優秀な女性研究者の採用等を実施している（根拠資料 6-11～6-13）。また、ワークライフバランスを踏まえた女性研究者への支援制度として、本学独自の「研究パートナー制度」を設けており、研究パートナーが、データ解析や文献調査、統計処理等の研究補助業務を行うことによって、女性研究者が働きやすい環境の整備に努めている（根拠資料 6-14【ウェブ】）。

このように、戦略的かつ計画的な教員人事を行うとともに、多様な人事制度の活用や優秀な研究者を受け入れるための環境整備を行った結果、全学における40歳未満の若手教員比率は24.7%（平成28年5月1日から1.8%増）、女性教員比率は18.5%（平成28年5月1日から1.9%増）、外国人教員比率は5.4%（平成28年5月1日から2.4%増）となっている（根拠資料 6-15）。また、本学の「招へい型」のリサーチプロフェッサーであるジャン＝ピエール・ソヴァージュ氏が平成28年にノーベル化学賞を受賞す

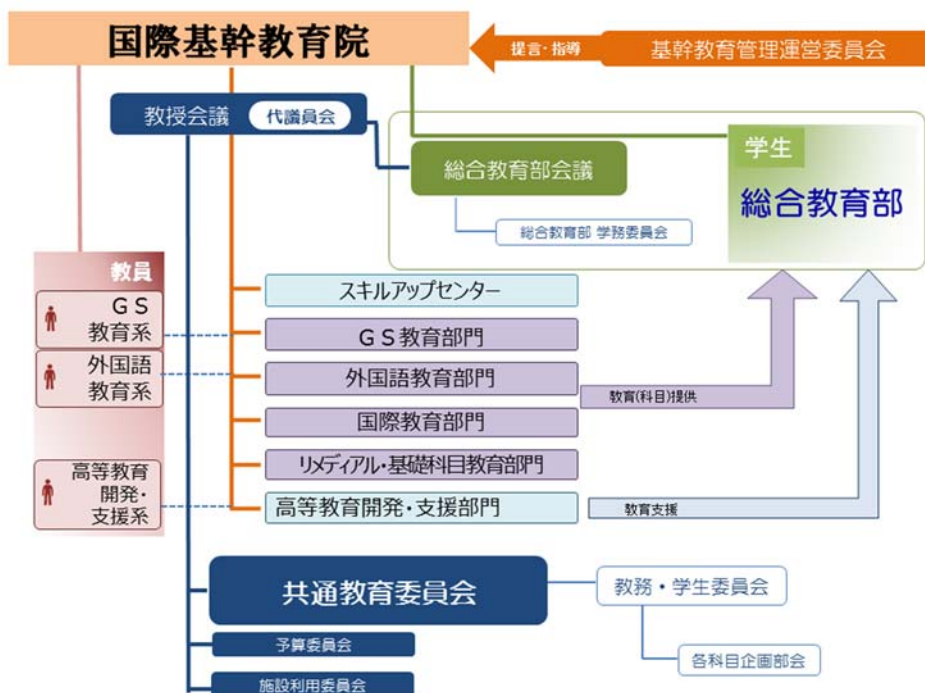
るなど、世界第一線級の研究力を有する研究者の配置が行われている。

以上のとおり、教育研究上の成果の創出に向け、多様な教員が確保され、研究実施体制の強化が図られている。

【3】教養教育の運営体制

本学では、教養教育について共通教育という名称を用いており、これまでは、その実施主体として共通教育機構を設置した上で、全学出動体制により実施していたが、平成28年度からは、本学における教育の高度化と国際化を牽引することを目的に設置した国際基幹教育院において、学士課程から大学院課程における全学の共通教育を担当している。国際基幹教育院では、国際基幹教育院教授会議を置き、その下の共通教育委員会において、共通教育に係る科目構成や科目実施計画等に関する専門的事項について審議している（根拠資料 6-16）。共通教育委員会は、国際基幹教育院長を議長とし、副教育院長、各学類から選出された教員、国際基幹教育院を構成する各部門から選出された教員等をもって構成されている。さらに、共通教育委員会の下に、教務・学生委員会を置き、共通教育科目の時間割編成や運営、履修、単位認定に関すること等について審議している。また、共通教育科目に係る開講科目の企画や担当教員の調整等の業務を行うため、教務・学生委員会の下に、導入科目企画部会、GS科目企画部会、英語・初習言語科目企画部会、日本語科目企画部会、基礎科目企画部会及び自由履修科目・シティカレッジ企画部会を置いており、国際基幹教育院の関連部門に所属する教員を中心に構成されている。（根拠資料 6-17）。

国際基幹教育院組織図



(出典：国際基幹教育院 Web サイト)

点検・評価項目③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

【評価の視点】

- 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
- 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の採用及び昇任のための選考に関し、「国立大学法人金沢大学教員選考基準」を設けており、教授、准教授、講師、助教のそれぞれについて必要な資格を定めている（根拠資料 6-1）。また、各研究域等において「教員選考内規」等を定め、教員に求める業績等の基準を定めている（根拠資料 6-2）。さらに、選考に当たっての手続き等については、「国立大学法人金沢大学教育職員人事規程」、「国立大学法人金沢大学教育職員の採用・昇任に係る選考手続きに関する規程」及び「国立大学法人金沢大学教育職員の採用・昇任に係る選考手続きに関する運用方針」に定められている（根拠資料 6-5, 6-18～6-19）。

これらの規程に従い、教員の採用及び昇任については、全て、教員人事戦略委員会において、各部局の研究課題、担当教員、部局全体の職位別配置人数等を審議した上で学長が承認する「教員配置計画」に基づいて行われている。具体的な選考手続きについては、教員人事会議において、申請部局の教員配置計画との適否、候補者の職種に応じた能力・実績の有無等を審議していることに加え、同会議における審議内容、コメント等を踏まえ、全ての候補者について学長自らが経歴、業績等を厳格に審査した上で最終的な決定を行っており、適切な選考が行われている（根拠資料 6-20）。

点検・評価項目④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

【評価の視点】

- ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
- 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

【1】ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本学では、教育担当理事の下、全学のFD委員会を置き、各部局のFD委員会と連携し、FD活動を実施している（根拠資料 2-9）。また、「金沢大学におけるFD活動指針」を策定し、FD活動における基本的事項を明示することにより、各部局における取組と全学的な取組の双方を推進している（根拠資料 2-5【ウェブ】）。

学類や研究科においては、定期的な研修会を実施しているほか、一部の学類、研究科では教員相互による授業参観、授業評価等を実施している。これらの取組について、全学のFD委員会において、学類、研究科からの報告に基づき、毎年度の全学のFD活動報告書を作成している（根拠資料 2-10【ウェブ】）。同報告書の作成に当たっては、FD委員会が学類、研究科の活動状況を、教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発・

改善等の観点から確認し、課題等が見受けられる場合には、当該学類、研究科に対し、改善のための適切な措置を求めるなど、学類、研究科へフィードバックするシステムを確立している。加えて、同報告書では、各学類、研究科の当該年度の活動に対する自己評価や、次年度以降の改善に向けた取組予定についてまとめているほか、特色のあるFD活動についてもピックアップしており、これらの点について、各学類、研究科が他の学類、研究科の状況を確認し、FD活動を相互に促進しあうことによって、本学全体のFD活動が継続的かつ実質的に向上できるよう努めている。また、同報告書は、基幹会議である教育企画会議や教育研究評議会に報告することにより、評価の客観性・妥当性の確保に努めている。

以上のように、FD委員会を中心に、全学レベル、部局レベル双方において教育の取組状況等に係る点検・評価活動を組織的に行うことにより、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上を図るシステムを確立している。

【2】教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学における教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価については、それまでの自己研鑽を主な目的とする業績評価制度を見直し、年俸制（以下、「1号年俸制」という。）適用教員については平成27年度から、月給制適用教員については平成28年度から、評価結果を給与等の処遇に反映する新たな業績評価制度を導入している。さらに、文部科学省の「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」を踏まえ、令和元年度には「新たな年俸制」（以下、「2号年俸制」という。）を導入し、平成31年4月以降の新規採用教員については、原則、2号年俸制を適用することとしている。なお、2号年俸制適用教員については、月給制と同様の評価制度により、業績評価を実施している。

1号年俸制の評価については、「国立大学法人金沢大学年俸制適用教員の業績評価に関する規程」に基づき、各教員が年度当初に目標を設定した教育、研究、社会貢献、診療、その他（管理・運営等）の各領域について、目標達成度等の提示を行い、部局長による「一次評価」及び教員理事の合議体による「二次評価」を実施する。その後、「一次評価」及び「二次評価」の結果を踏まえて学長が評価結果を確定し、この結果を処遇に反映する仕組みとなっている（根拠資料 6-21）。なお、2回連続して改定に係る評価区分が「C以下」となった場合は降号させることができ、さらに、4回以上連続した場合は、降号に替えて降任させることもできる制度となっている（根拠資料 6-22）。

また、月給制及び2号年俸制の評価については、「国立大学法人金沢大学教員評価規程」等に基づき、各教員が年度当初に目標を設定した教育、研究、社会貢献、診療、その他（管理・運営等）の各領域について、自己評価及び活動状況の提示を行い、それに対して、複数の教員によるピアレビュー方式の「一次評価」や一次評価結果を基に勤務状況に係る評価も含め部局長が総合的に評価する「一次評価の確定評価」を実施する（根拠資料 6-23～6-24）。その後、月給制については「国立大学法人金沢大学教員評価結果の昇給等への反映に関する規程」、2号年俸制については「国立大学法人金沢大学教員評価結果の基本給等の改定への反映に関する規程」に基づき、学長から教員理事の合議体による教員理事審査委員会に審査を付託し、その審査結果を踏まえ、学長が

「二次評価」を行い、教員評価の結果を処遇に反映する仕組みとなっている。なお、2回連続して昇給又は改定に係る評価区分が「勤務成績が良好でない」となった場合は降号させることができ、さらに、4回以上連続した場合は、降号に替えて降任させることもできる制度となっている（根拠資料 6-25～6-26）。

なお、どの評価制度においても、被評価者への評価結果の提示に際し、説明請求や不服申立てを受け付けており、これにより公正性、透明性を確保した上で、業績を処遇に反映する制度としている。

このように、教員の業績を厳格に評価し、評価結果を給与等の処遇に直接反映することにより、教員のモチベーションを高め、教育研究活動の活性化を図っている。

本学の教員評価制度については、特に、月給制適用教員の業績評価について、複数の教員によるピアレビュー方式の評価を取り入れることにより、評価の客観性・公平性を高めるとともに、評価者の負担軽減にも配慮されており、同評価制度の導入については、国立大学法人評価委員会が実施する「平成29年度に係る業務の実績に関する評価」において「注目される」事項として取り上げられ、外部からも高く評価されている。また、同評価制度は“業績に基づく給与処遇”を全国に先駆けて導入したものであり、文部科学省の「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」において参考事例として掲載されたほか、国立大学協会、大学経営協会及び私学振興事業団から取組のプレゼンを依頼されるなど、本学での運用にとどまらず、全国的な波及効果を生み出している。

| |
|---|
| 点検・評価項目⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。 |
|---|

| |
|----------------|
| 【評価の視点】 |
|----------------|

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価○点検・評価結果に基づく改善・向上 |
|--|

本学は、自己点検評価規程に基づき、企画評価会議において、年度計画の実施状況に係る自己点検・評価を行っており、中期目標・中期計画の達成に向け、毎年度策定する年度計画について、各担当理事等からの実施状況報告及び自己評価を踏まえた点検・評価を実施している。その結果については、各年度の「年度計画の実施状況に係る自己点検評価書」により、各部局にフィードバックされ、改善方策の立案・実施及び以降の年度計画の立案や「YAMAZAKI プラン」に生かされており、これにより、本学の教育研究力の向上に向けた教員組織編制の改革・改善に向けた取組が着実に推進されている（根拠資料 5-25）。

例えば、教員組織の適切性に関しては、「世界最高水準の研究拠点を目指し、研究実施体制を強化する。」という中期目標の下、「世界トップレベルの研究力の醸成に向け、リサーチプロフェッサー制度や年俸制等の多様な教員人事制度を運用するとともに、若手研究者、女性研究者に対するキャリアシステムの構築、海外協定校等の研究ネットワークを活用した研究力強化等、次世代を担う優秀な研究者の確保・育成に向けた取組

を実施する。」という中期計画を掲げている。当該中期目標・中期計画に係る毎年度の年度計画について、企画評価会議における点検・評価及びその結果に基づく改善等がなされた結果、世界第一線級の優れた研究力を有する研究者の配置や国際ネットワークの拡大等が行われ、本学に優位性のある分野の研究が進展し、新学術創成研究機構やナノ生命科学研究所、ナノマテリアル研究所、設計製造技術研究所等の国際頭脳循環のハブとなる組織を創設するに至っている。

また、企画評価会議において、毎年度、「基本データ分析による自己点検評価」を実施しており、教育・研究等の各種データを「基本データ集」として取りまとめ、その分析・評価を行っている。教員組織の適切性に関する点検・評価項目としては、各教育組織における専任教員数、専任教員一人当たりの学生数、各研究組織における女性研究者数、若手研究者数、外国人教員数を設定し、評価基準に基づき、適切な状況となっているかどうかについて点検・評価した上で、その結果を「基本データ分析による自己点検評価書」に取りまとめ、学域、研究科や研究域にフィードバックしている（根拠資料 5-26）。また、評価基準を満たしていない教育・研究組織には、改善計画書の立案及び当該改善計画に基づく取組を促進している。

このように、全学の質保証を担う企画評価会議における点検・評価サイクルを確立していることにより、適切な教育実施体制が整備されているとともに、平成 28 年 5 月 1 日時点と令和 2 年 5 月 1 日時点とを比較し、40 歳未満の若手教員比率は 1.8%増、女性教員比率は 1.9%増となっているなど、多様な教員の確保へとつながり、教員組織の改善・向上が図られている。

(2) 長所・特色

【1】多様な人事制度の運用による教育研究体制の強化

適切な教員組織編制を行い、本学の教育研究力の強化を図るため、教員配置計画による組織的・戦略的な教員配置、「リサーチプロフェッサー制度」による研究専念環境の整備、「卓越研究員制度」や「戦略的研究推進プログラム」による若手研究者の確保・育成、「女性限定公募」や「研究パートナー制度」による女性研究者の積極的な採用などの取組を実施している。これらの取組により、令和 2 年 5 月 1 日時点において、40 歳未満の若手教員比率は 24.7%（平成 28 年 5 月 1 日から 1.8%増）、女性教員比率は 18.5%（平成 28 年 5 月 1 日から 1.9%増）、外国人教員比率は 5.4%（平成 28 年 5 月 1 日から 2.4%増）となっているほか、リサーチプロフェッサー制度の「招へい型」におけるノーベル賞受賞者の配置をはじめとした世界第一線級の優れた研究力を有する者の配置が行われるなど、教育研究上の成果の創出に向けた多様な教員の確保に至っている。

【2】評価結果を給与等の処遇に反映する業績評価制度の導入

本学における教員の活動に係る評価については、それまでの自己研鑽を主な目的とする業績評価制度を見直し、年俸制適用教員については平成 27 年度から、月給制適用教員については平成 28 年度から、評価結果を給与等の処遇に反映する新たな業績評価制度を導入している。

特に、月給制適用教員の業績評価については、複数の教員によるピアレビュー方式の評価を取り入れることにより、評価の客観性・公平性を高めるとともに、評価者の負担軽減にも配慮されており、同評価制度の導入については、国立大学法人評価委員会が実施する「平成 29 年度に係る業務の実績に関する評価」において「注目される」事項として取り上げられた。また、本学の教員評価制度については、“業績に基づく給与処遇”を全国に先駆けて導入したものであり、文部科学省の「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」において参考事例として掲載されたほか、国立大学協会、大学経営協会及び私学振興事業団から取組のプレゼンを依頼されるなど、本学での運用にとどまらず、全国的な波及効果を生み出している。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

金沢大学憲章に掲げる本学の理念・目標を達成するためには、本学の最も重要な資源の一つである教員一人一人が自身の教育・研究能力を発揮することが必要不可欠であることから、本学では、本学の理念や目標を実現するための能力を有し、その能力を生かして主体的に教育・研究活動に取り組むことのできる教員を求めている。また、教員の採用及び昇任のための全学の選考基準として、「国立大学法人金沢大学教員選考基準」を設けており、教授、准教授、講師、助教のそれぞれについて必要な資格を定めるとともに、研究域等の組織単位において、「教員選考内規」等を策定し、教員に求める業績等の基準を定めている。さらに、実際の採用に当たっては、公募要領に個々の職務内容や応募資格等を記載することにより、当該教員に求める能力や教育・研究に対する姿勢等について明示している。

教育組織及び研究組織の編制に関する全学的な方針については、第 3 期中期目標において、「教育の実施体制等に関する目標」として、学士課程における先導的な教育実施体制である学域学類制の深化を図るとともに、大学院課程における分野融合型教育を推進するための教育実施体制を整備することを、「研究実施体制等に関する目標」として、世界最高水準の研究拠点を目指し、研究実施体制を強化することを掲げている。また、学長のリーダーシップの下、本学の大学戦略を踏まえた教育研究体制を整備し、改革を推し進めるため、「教員配置計画」を策定し、研究域、国際基幹教育院、研究所、センター、系等における人事方針を定めるとともに、教員をグループ化の上、研究課題を設定し、教育研究活動を展開している。教員の採用及び昇任については、全て「教員配置計画」に基づき実施されており、関係規程等に従い、教員人事会議における審議を経て、法人の長である学長が教員の採用及び昇任に係る最終的な決定を行っている。さらに、リサーチプロフェッサー制度、卓越研究員制度、女性限定公募、クロスアポイントメント制度等の多様な人事制度を運用することにより、教育研究上の成果の創出に向けた多様な教員が確保されている。

本学の FD 活動については、教育担当理事の下、全学の FD 委員会を置き、各部局の FD 委員会と連携し、FD 活動を実施している。また、「金沢大学における FD 活動指針」

を策定し、FD 活動における基本的事項を明示することにより、各部局における取組と全学的な取組の双方を推進している。また、全学のFD 活動報告書を作成し、本学全体のFD 活動が継続的かつ実質的に向上できるよう努めている。

さらに、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価については、部局長による評価や学長による評価等、複数の階層による厳格な評価を実施するとともに、評価結果を給与等の処遇に直接反映する制度としており、これによって、教員のモチベーションを高め、教育研究活動の活性化を図っている。

教員組織の適切性に係る点検・評価については、企画評価会議の下での年度計画の達成状況に係る点検・評価並びに基本データ分析による自己点検評価を実施している。これらの点検・評価結果を学域・学類や研究科・系にフィードバックする仕組みを構築していることで、中期計画に係る年度計画や「YAMAZAKI プラン」に反映し、本学の教員組織の改善・向上へとつながっている。

これらのことから、本学の教員・教員組織の状況は「大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取組が卓越した水準にある」と判断する。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

| |
|---|
| 点検・評価項目① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。 |
|---|

| |
|----------------|
| 【評価の視点】 |
|----------------|

| |
|--|
| ○大学の理念・目的，入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示 |
|--|

本学では、大学憲章に謳われた教育の理念に基づき、中期目標・中期計画において、学生支援における方針を示してきたが、これに加え、第3期中期目標期間中の平成29年度に、学生支援に特化した長期的な方針として、「金沢大学バックアップポリシー」を制定した。多様性と包摂性を重視する立場から、すべての学生が、いかなる差異、いかなる困難にもかかわらず、できる限り等しい条件の下で教育の果実に与ることができるよう、経済的支援、自律的生活の支援、社会的責任の自覚の涵養などを含めた包括的な学生支援を行うための枠組みを、3つのポリシー（DP・CP・AP）の実現を学修環境面から支えるための方針である。当該ポリシーでは、「1. 学修支援」「2. キャリア形成支援」「3. ヘルスケア支援」「4. 障がい学生支援」「5. 性的マイノリティ支援」の5つの方針を定め、さらにFD・SD活動の実施、支援介入度の基準設定などの全学的な支援体制の整備によって、1～5の支援に携わる教職員、支援学生スタッフ等、すべての支援担当者が行う持続可能で質の高い活動を支援することを掲げている。当該ポリシーは大学ホームページに掲載し、広く学内外に周知している。（根拠資料7-1【ウェブ】）。

以上により、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、大学としての学生支援に関する方針を適切に明示していると判断できる。

| |
|---|
| 点検・評価項目② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。 |
|---|

| |
|----------------|
| 【評価の視点】 |
|----------------|

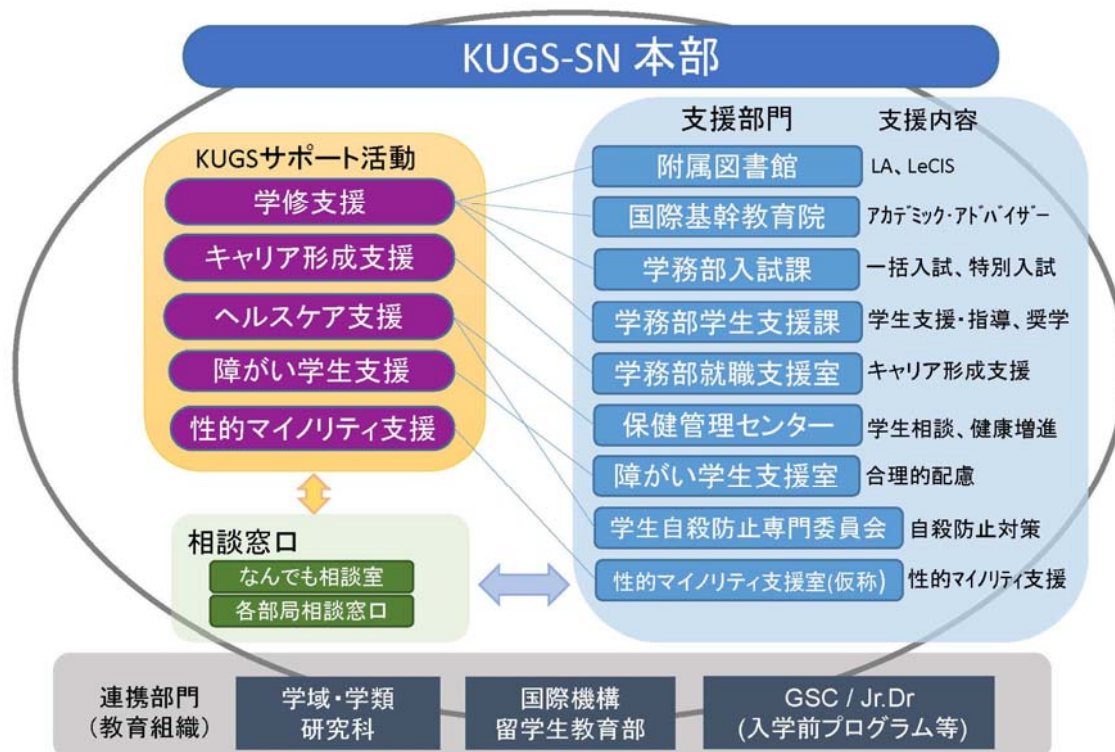
- | |
|---|
| ○学生支援体制の適切な整備 ○学生の修学に関する適切な支援の実施 ○学生の生活に関する適切な支援の実施 ○学生の進路に関する適切な支援の実施 ○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施 ○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施 |
|---|

【1】学生支援体制

全学的な学生支援体制として、これまで教育担当理事の下、国際基幹教育院や各学域・学類・研究科、学務部等において、それぞれの所掌の範囲で各種支援を行ってきた

が、金沢大学バックアップポリシーに基づき、経済的支援、自律的生活の支援、社会的責任の自覚の涵養などを含めた包括的な学生支援を行うことを目的とし、平成 29 年度に、KUGS サポートネットワークを設置した(根拠資料 7-2【ウェブ】)。支援業務として、具体的には、国際基幹教育院、保健管理センター、附属図書館、障がい学生支援室等の支援組織と、各部局(学域・学類/研究科等)、なんでも相談室等が連携し、学修支援、キャリア形成支援、ヘルスケア支援、障がい学生支援、性的マイノリティ支援等の各種学生支援を行っている。学生には、入学時に配布する学生サポートブック「安全で快適な学生生活のために『きいつけまっし』(根拠資料 7-3)」や大学ホームページにて各種相談窓口を周知している(根拠資料 7-4【ウェブ】)が、KUGS サポートネットワーク体制により、「どこに相談してよいかわからない」、「該当するところは相談しにくい」という場合においても、所属学類の学生課やアドバイス教員等、最も相談しやすい窓口で相談すると、適切な支援を受けられるワンストップ・サービス体制となっている。また、これらの支援業務を統括するため、金沢大学教育戦略会議(基幹会議である教育企画会議とは別に、本学の教育戦略を企画立案するとともに、教育に係る重要な課題に関し教育担当理事に対し助言を行う会議)の下に、サポートネットワーク本部を置き、ネットワーク本部会議にて学生支援について協議している。ネットワーク本部会議における学生支援の改善事例として、平成 30 年度には、ネットワーク本部にて、障がい学生の支援に係る検討を行い、色覚障がいのある学生への対応として、色覚チョークや緑色レーザーポインターの使用を全学的に推奨するなどの取組を行っている。

KUGSサポートネットワーク 体制図(概略図)



(出典：KUGS サポートネットワーク Web サイト)

【2】修学支援体制

学生の能力に応じた補習教育，補充教育について，国際基幹教育院には，補習教育担当の専任教員を配置している。高校で習っていない科目や苦手な科目の復習などのために，「数学」・「物理」・「化学」を授業時間割に組み込んでいる。

また，附属図書館には「ラーニング・サポートデスク」があり，学生一人ひとりの学習面での疑問や悩みに応え，「レポート，論文の書き方」，「プレゼンテーションの方法」，「講義の受け方，ノートのとおり方」，「テキストの読み方」，「資料や文献の探し方」など，アカデミック・アドバイザー教員(AA)がアドバイスやサポートを行っている。さらに，アカデミック・アドバイザー教員(AA)とともに，ライブラリー・ラーニング・アドバイザー(LiLA)と呼ばれる学生サポーター(令和2年第2クォーターまでは，ラーニング・アドバイザー(LA)及び留学生ラーニング・コンシェルジュ(LeCIS)として実施していた2つのアドバイザー名称を統合)が，日本人学生・留学生を問わず，大学での学びに必要な基本的なアカデミックスキル(レポート，プレゼンテーション資料作成など)から，基礎科目(数学・物理・化学・地学)，語学学習などに至るまで，多岐にわたるサポートを行っている(根拠資料7-5【ウェブ】，根拠資料7-6)。LiLAは令和2年10月現在14名(うち留学生8名)で活動している。学生サポーターによる相談件数は令和元年度は計201件(うち留学生89件)で，令和2年度はコロナ禍の登学禁止により相談件数は減少しているものの，オンラインでの相談体制を整備し，令和2年2月までに23件オンライン相談を実施している。

また，平成26年度に採択された文部科学省の大学教育再生加速プログラム(AP)を活用し，アクティブ・ラーニング推進方策の一つとして，学生の自学自習支援を目的としアクティブ・ラーニング・アドバイザー(ALA)制度を平成27年度に創設した。ALAは，アクティブ・ラーニング型授業において，授業時間内外で受講生の学修の支援をする学生であり，学士課程2年生以上の優秀な学類生及び大学院生を採用している。教員一人では十分に目を行き届かせることが難しい大人数授業でのグループワーク(ディスカッション，発表等)や授業時間外での演習課題におけるファシリテーション(主体的な思考及び行動を促す助言や問いかけ)，成果物(発表，レポート等)の作成や発表準備の予習・復習等における助言等の学修支援を行っており，令和元年度には289名のALAを採用している。

ALAには事前研修を義務付け，また，活動終了後には報告書を作成し，新規採用ALAとの意見交換会を兼ねた報告会に参加することで，経験の振り返りと共有を行っており，実際の学修支援に当たり，その質を保証している。加えて，授業見学，授業担当教員へのアンケート調査やヒアリング，受講者へのアンケート調査，ALAの活動報告書の分析等により，ALAによる学修支援が学修活動の活性化や質の向上，学修内容の理解促進等，さまざまな面において受講者に対する教育効果が高いことが確認されている。また，ALA自身についても，授業内容に関する学門分野の理解を深め，教える力やコミュニケーション能力等の多様な能力が醸成される等，その教育効果が高いことも示されている。なお，ALAについては，令和2年度にクラス・ラーニング・アドバイザー(CLA)と名称変更している(根拠資料4-43)。

障がいのある学生に対する修学支援については，金沢大学における障がいのある学

生の修学等の支援に関する規程に基づき、障がい学生支援室及び障がい学生支援委員会を設置し、受験時に出願前の相談を実施するとともに、入学決定後は、当該学生在籍部局及び国際基幹教育院と連携し、支援方針を立て、ノートテイク・PC テイク等の授業時情報保障等の支援を実施しているほか、障がいのある学生の指導教員等に対するサポートも行っている（根拠資料 7-7）。

成績不振者や留年者等の学習の継続に困難を抱える学生への対応は、全学類・研究科において、学生一人ひとりにアドバイス教員を配置し、学務課や各部局の学生支援委員会と連携して状況を把握し、直接学生と面談する等、適切に対応している。

このほか、全教員に、「教職員必携学生サポートガイドブック」を配布し、学習相談、助言に活用するよう促している（根拠資料 7-8）。「教職員必携学生サポートガイドブック」はアカンサスポータルにも掲載し、全教職員が閲覧できるようにしている。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応としては、令和2年度第1クォーターにおいて原則登学禁止とし、遠隔授業を全面实施したことに伴い、遠隔授業の履修の手引きや各種支援情報をまとめたポータルサイト等を作成し、履修登録から受講まで徹底した支援を行った。その上で、自宅等において通信環境等が整っていない一部の学生については登学を許可し、パソコンの貸与や図書館・講義室等の一部開放により、本学のWi-Fi環境を活用し履修できるよう配慮することで、学修機会の確保を実現した。

【3】経済的支援

学生に対する経済面の主な援助制度としては、奨学金制度、入学料免除制度、授業料免除制度等を設けている。このほか、学生寄宿舎を設けるとともに、留学生に対する貸付金制度も設けている。

本学の奨学金には、学生の学習・研究意欲を向上させるとともに、学生生活において国際交流・社会貢献に対する意欲を引き出すことを目的とした、金沢大学学生特別支援制度（アカンサス支援制度）や、海外の大学等に留学する本学の学生及び海外から本学に留学する学生を支援する金沢大学留学支援制度等の本学独自の給付型奨学金制度等があり、令和元年度においては444名に約6千3百万円を支給した（根拠資料 7-9, 7-10, 大学基礎データ表 7）。このほか、日本学生支援機構、自治体、民間育成団体が行っている奨学金制度についても、学生に周知するとともに、申請に係る相談に対応する等、奨学金受給に係る支援を行っている。

入学料免除制度、授業料免除制度については、令和2年4月から大学等における修学の支援に関する法律による入学料・授業料等減免制度を適用し、住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生に入学料・授業料の減免と給付型奨学金の支給を実施している。入学料・授業料は令和2年度において501名に対し総額約2億3千万円を減免した。

学生寮は男子寮「泉学寮」と女子寮「白梅寮」の2棟の他、国際交流を推進しグローバル人材を育成することを目的に、外国人留学生と日本人学生が1つのユニット（男女別）で生活するシェアハウス型の学生留学生宿舎がある。学生留学生宿舎は、平成24年に設置された1～5号棟（「先魁 SAKIGAKE」）と平成29（2017）年に設置された6～9号棟（「北溟 HOKUMEI」）がある（根拠資料 7-11【ウェブ】）。シェアハウス型の学生留学生宿舎の入居状況は、令和元年度時点で先魁、北溟で計250名（うち留学生191名）と

なっている。

これらの経済的支援制度等については、オリエンテーションや説明会において周知するとともに、大学ホームページ、アカンサスポータル、学生募集要項、学生便覧等への掲載、事務局及び各部局の奨学金専用掲示板での掲示等により、学生に周知している。留学生向けの奨学金制度については、入学前から確認できるよう、本学 Web サイトの留学生対象ページに多言語で情報を掲載している(根拠資料 7-12～7-13, 根拠資料 7-14～7-15【ウェブ】)。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、アルバイト等が行えず経済的に困窮した学生が、安心して勉学に取り組める環境を整えるため、月額5万円を無利子・無保証人で貸与する、本学独自の「緊急学生支援金」を策定し、令和3年2月時点で延べ900名以上の学生に経済支援を行った(根拠資料7-16)。

【4】ハラスメント防止体制の整備

本学では「国立大学法人金沢大学ハラスメント防止等に関する規程」に基づき、「金沢大学ハラスメント防止委員会」を設置し、全学的なハラスメント防止に関する基本的事項や具体的事案への重要事項等を審議している。また、「国立大学法人金沢大学ハラスメントの防止・対策に関する指針」において、ハラスメントの防止・対策に関し必要な事項を定めている(根拠資料7-17～7-18【ウェブ】)。

さらに、構成員及びその他関係者からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応するため、理事(情報担当)を室長とする「総合相談室」を設置している。相談窓口として、総括相談員、副総括相談員と部局の相談員が配置され、総合相談室が、相談員と連携しながら相談の受付・問題対応に当たっている。

これらのハラスメント防止体制、相談窓口については、大学ホームページや学生サポートブック「安全で快適な学生生活のために『きいつけまっし』」にて学生、教職員に周知している。

【5】キャリア形成支援

全学的なキャリア形成支援体制として、金沢大学キャリア形成支援委員会及び就職支援室を設置している。就職支援室では就職相談員(3名)による相談を行っている他、就職ガイダンス、キャリア支援イベント、企業説明会、官公庁説明会など、さまざまな支援行事を実施している。令和元年度においては、ガイダンス・イベント等に延べ4,391名、就職相談・面接練習会等に延べ935名が参加した(根拠資料7-19)。また、首都圏での就職活動の拠点として、東京事務所を、エントリーシート等の作成、面接準備、時間調整、休憩、荷物預かり等に利用できるようにしている。

なお、学生の進路相談・助言については、就職支援室のほか、各学域学類等に就職担当教員を配置し(根拠資料7-20【ウェブ】)、大学院課程においては、各学生の指導教員も行っている。

博士課程における、学識を教授するために必要な能力を養うための機会として、前述した、ALA(令和2年度からはCLA)のほか、ティーチング・アシスタント(TA)や、より高度な講義補助を担当する高度TA制度があり、自身の教育能力を向上させ、大学院

修了後にアカデミアで教育・研究者として活躍できる基礎力を涵養している（根拠資料 7-21）。これらの募集情報は、各研究科等の募集担当係から教員へ通知し、各指導教員から学生に周知されている。令和元年度において、TA 及び高度 TA は教育補助業務に計 26,884 時間従事している。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応としては、就職支援室では就職相談員による就職相談（ES 添削、面接練習含む）を WEB または電話にて行った。

【6】正課外活動支援

大学公認の課外活動団体として、全学公認課外活動団体、部局公認の課外活動団体がある。各課外活動団体には、専任教員を顧問として置き、「顧問教員について（申合せ）」に基づき助言・指導を行うとともに、顧問代表者説明会を開催し、必要な連絡調整を行っている（根拠資料 7-22）。

また、施設面での課外活動団体活動支援として、課外活動共用施設、大学会館、体育館、合宿施設、屋外運動場等の施設（根拠資料 7-23【ウェブ】）を整備しており、その利用に係る手続き等について本学 Web サイトで公開しているほか、「課外活動団体一覧」を作成し、オリエンテーション時に新入学生に配布している。

一方、各課外活動団体に対しては、体育系、文化系に分けて、課外活動団体代表者と事務担当者の懇談の機会を定期的に設けた上で、財政面の支援として、課外活動経費を確保し、物品等の支給や、活動に必要な各種物品の貸与も行っている。

また、平成 30 年度に「課外活動振興基金」を設置し、各課外活動団体の OB・OG、本学の課外活動団体活動に共感される方々からの寄付を募集し、その課外活動団体活動の支援の充実を図っており、令和元年度までに約 7 百万円の寄付があった。

このほか、学生の自主的活動として、金大祭、北陸地区国立大学体育大会及び北陸三県大学学生交歓芸術祭が開催されており、その際の施設及び予算の確保、ポスターやパンフレットの配布等の事務支援等を行っている。また、課外活動団体リーダーを対象に、安全に活動するための研修会を年 2 回実施している。

【6】その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

複雑化していた授業料免除の申請手続きについて、支援業務の効率化を図るとともに学生支援の更なる充実を図ることを目的とし、平成 30 年度に実施した満足度調査の結果等を踏まえ、授業料免除に関する問合せ対応におけるチャットボットシステムを平成 31 年 4 月から本格的に運用開始している。学生からの授業料免除に係る問い合わせについてチャットボットが自動回答することにより、相談・対応の 24 時間体制を実現し、令和元年度末までに延べ 2,250 名が利用した。

点検・評価項目③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠（資料，情報）に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

中期目標・中期計画及び年度計画の中で、大学の理念に基づいた学生の支援に関する中期目標と、それを達成するための中期計画・年度計画を策定しており、企画評価会議において、全学の自己点検・評価を行っている。具体的には、毎年度策定する年度計画について、教育担当理事の下、教育企画会議、学務部等を中心に、年度計画の実施状況の自己点検・評価を実施し、企画評価会議及び部会において、その報告を受けて審議している。審議結果は、各年度の「年度計画の実施状況に係る自己点検評価書」を通して、担当部局にフィードバックされ、改善方策の立案・実施及び以降の年度計画の立案に反映している。

また、「基本データ分析による自己点検評価」では、教育等の各種データを「基本データ集」として取りまとめ、企画評価会議による分析・評価を通じ、教育研究活動の更なる質の向上を図ることを目的として、毎年度実施している。

例えば、学生支援に係る「第2期中期目標期間において整備した自学自習を推進するための学内体制を更に発展させ、アクティブ・ラーニング・アドバイザーを160人程度にまで拡充し、学修支援を展開する。」という中期計画において、年度計画の実施状況及びデータ分析による自己点検評価を毎年度行い、各学域等に結果をフィードバックしてPDCAを廻すことにより、令和元年度で289名のALAを採用し、中期計画に掲げる目標値を大きく上回っていることに加え、前年度比約26%増加を達成している。

企画評価会議による中期目標・中期計画の全体的な点検評価に加え、担当理事や各学域等の部局、学務部の学生支援に関わる各セクション等においても、種々の点検評価等の結果を踏まえ、日常的に改革・改善等の取り組みを行っている。

このほか、自己点検評価の結果等を踏まえ、大学改革推進委員会において、大学改革の基本方針や方策、その実施工程をまとめた「YAMAZAKIプラン」のフォローアップや見直しを行い、その改訂時に、学生支援に特化した長期的な方針である金沢大学バックアップポリシーの策定や、包括的な学生支援を行うためのKUGSサポートネットワークの設置を方策として明示し、計画的・組織的に方策を実行しており、前述のような制度構築等に至っている。

以上のように、企画評価会議や大学改革推進委員会、担当理事、部局等において、計画的・組織的・継続的に、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに大学改革や方策の改善・向上に向けた取り組みを展開している。

(2) 長所・特色

【1】ワンストップ・サービスによる学生支援体制

前述したKUGSサポートネットワークは、複雑化した大学組織において、どの窓口においても適切な支援が受けられるワンストップ・サービスを実現し、ネットワーク本部にて全学的な学生支援における取組の改善を実施しており、金沢大学バックアップポリシーに掲げる包括的な学生支援を実現させるための本学における学生支援体制の特

色と言える。

【2】チャットボットによる相談・対応の24時間体制実現

複雑化していた授業料免除の申請手続きについて、支援業務の効率化を図るとともに学生支援の更なる充実を図ることを目的とし、平成30年度に実施した満足度調査の結果等を踏まえ、授業料免除に関する問合せ対応するチャットボットシステムを平成31年4月から本格的に運用を開始している。学生からの授業料免除に係る問い合わせについてチャットボットが自動回答することにより、相談・対応の24時間体制を実現し、令和元年度末までに延べ2,250名が利用している。

【3】教職員必携 学生サポートガイドブック

本学では教育企画会議学生生活委員会をが「学生支援・学習支援」に資する目的で『教職員必携 学生サポートガイドブック』を作成し、アキャンサポータルに掲載するとともに、関係教職員にエッセンシャル版パンフレットを配布している。その内容は学生相談、留学生支援、就職支援、障がい学生支援等、多岐にわたっており、編集委員に加えた学生の意見も取り入れている。教職員は本冊子を有効に活用することにより、学生が抱えた問題を早期に解決し、すべての学生が「充実した学生生活」が送れるように、学生支援に努めている。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

「金沢大学バックアップポリシー」に基づき、総合的な学生支援体制として、各組織・部局等が連携して包括的な学生支援を行う KUGS サポートネットワークを設置し、学修支援、経済支援、キャリア形成支援等における取組を適切に実施することで、学生が学修に専念し、安定した生活を送るための礎を築いている。さらに、チャットボットによる授業料免除等の相談・対応の24時間体制の実現等、先駆的な取組も行っている。また、各部局等による自己点検・評価に加え、教育企画会議・企画評価会議、大学改革推進委員会等による全学的な視点からの自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえ、組織的かつ継続的に改善に取り組んでいる。

これらにより、本学における学生支援は、「大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある」と判断する。

なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響により、登学できないことによる学生間や教職員とのコミュニケーション不足等、これまで経験したことのない問題が起きている。第3クォーターからは対面授業を再開しているものの、依然登学者は制限しており、今後も COVID-19 拡大前の生活が取り戻される保証がない。このような状況下で、ニューノーマルを見据えた学士指導支援体制の整備や取組の実施が課題である。本学の理念に基づき、できる限り等しい条件の下で教育の果実に与ることができるよう学生支援に取り組んでいきたい。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

| |
|---|
| 点検・評価項目① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。 |
| 【評価の視点】 ○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示 |

【1】大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、大学憲章に定める「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」にふさわしいキャンパス環境を創出するとともに、多様な背景をもつ学生・教職員が快適なキャンパスライフを送ることのできる環境の整備に向け、基幹会議である「金沢大学施設環境企画会議」及びその下の「金沢大学施設マネジメント委員会」の下、本学の教育研究環境整備に係る目標と方針について「金沢大学キャンパスマスタープラン」を策定しており、同プランに基づき、教育・研究・診療設備の充実や国際交流機能の拡充、安全性・利便性の確保等に取り組んでいる（根拠資料 2-4, 8-1～8-2【ウェブ】）。なお、同プランについては、社会・経済情勢の変化、大学改革の進展等の状況を踏まえ適宜更新しており、令和2年3月には、前回プランの策定から5年が経過することや、第4次産業革命による社会情勢の変化や国の新たな方針等をプランに反映する必要性に鑑み、「金沢大学キャンパスマスタープラン 2020」へと改訂した。同プランは、基本目標、現状分析、目指すキャンパス像等からなる基本編と、キャンパスごとの整備計画やゾーニング計画等からなる計画編で構成されており、中長期的な視点からの教育研究環境整備に関する方針を分かりやすく示している。

加えて、キャンパスマスタープランを補完する位置づけとして、既存施設の長寿命化に焦点をあて、施設の現状や修繕計画の分析・評価方法等についてまとめた「金沢大学インフラ長寿命化計画（行動計画）」を平成29年3月に策定した。また、同計画の具体化に向け、中長期的なトータルコストの削減と予算の平準化を図るため、個々の計画の実現に要する整備費等についてまとめた「金沢大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」を平成31年3月に策定し、これに基づき、予防保全による機能維持や改修等を計画的に実施している（根拠資料 8-3【ウェブ】）。

なお、これらの方針は本学 Web サイトにおいて公表しているとともに、策定に当たっては、本学の教育研究に関する重要事項を審議する「教育研究評議会」において審議・報告を行っており、会議の構成員である各域長等の下、学内に周知されている。また、第3期中期目標期間の中期計画においても、「キャンパスマスタープラン等に基づき、（中略）良好な教育研究環境を整備する。」ことを掲げている。

このように、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境

に関する方針を明示の上、学生や教職員等に対するより良い教育研究環境の提供に努めている。

点検・評価項目② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

【評価の視点】

○施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

○教職員及び学生の情報倫理に関する取組

【1】施設、設備等の整備及び管理

本学は、附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除き、1,989,887 m²の校地面積と 253,339 m²の校舎面積を保有しており、収容定員 9,507 人に対し、大学設置基準第 37 条に基づき必要とされる面積（校地：95,070 m²、校舎：220,554.8 m²）を十分に上回っている（大学基礎データ表 1）。

キャンパス内には、教育研究組織の運営及び教育課程の実現のため、本部棟、研究棟、講義棟、運動場等の種々の建物等を整備しているとともに、これらの建物等において、学長室、会議室、事務室、研究室、講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習室、語学学習室、体育館、サッカー場、陸上競技場等の施設を整備し、教育研究活動に活用している。（根拠資料 8-4）

また、キャンパスマスタープラン等に基づき、教育研究環境の整備及び充実に向けた種々の取組を実施している。以下にその取組事例を記載する。

・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

本学では、教育研究の高度化や事務処理等の効率化を図るため、情報担当理事を長とする「金沢大学情報戦略本部」の下、キャンパスの情報化に関する環境整備を「キャンパス・インテリジェント化整備事業」として実施してきた（根拠資料 8-5～8-6）。これまで、同事業において、学内の無線 LAN 環境の整備や、金沢大学総合認証基盤（KU-SSO）を核としたポータルシステムと各サービス・システムとの連携を行うなど、ハード面及びソフト面の基盤となるインフラ環境の整備を行っている。

さらに、政府の「日本再興戦略」等を踏まえ、本学の教育研究の更なる発展のためには ICT の活用が必須であり、より安心・安全に ICT を利用できる環境の整備が急務であるとの認識の下、これまでのキャンパス・インテリジェント化事業についての点検・評価結果も加味しつつ、本学の ICT 戦略に係る目指すべき将来像やその達成に向けたロードマップを示した「金沢大学 ICT 戦略について（提言）～最新 ICT 技術革新に沿っ

た変革～」を平成 28 年 3 月に取りまとめた（根拠資料 8-7）。第 3 期中期目標・中期計画以降は、同提言に従い、情報環境整備に取り組んでいる。

例えば、同提言における「学生関係システム強化」に関し、日本語及び英語の二言語に対応した学生ポータルサイトを含む新教務システム（学務情報サービス）を平成 29 年 3 月に構築した。これにより、学生や教職員が、シラバス確認、履修登録、講義連絡、成績報告処理等の一連の教務手続きを同システム上で行うことができるようになったほか、確認用や保存用として Web から各種帳票（履修確認表、成績表等）を出力できるようになった（根拠資料 8-8）。

また、「クラウド化及びシンクライアント化」に関し、平成 30 年 7 月から事務用情報システムをシンクライアント化した。これにより、パソコン利用者を管理しアクセス制限等を行うことでセキュリティを強化するとともに、事務用のサーバ室や情報通信機器を廃止して総合メディア基盤センターに機能を集約することにより、システム管理・運用にかかるコストの削減を実現した（根拠資料 8-9）。

さらに、「データ連携強化」に関し、システムにおける情報セキュリティ強化のため、平成 30 年 11 月から統合認証基盤システム（KU-SSO）に、ID・パスワードによる知識認証のほか、スマートフォンによる所有物認証を加え、多要素認証の運用を開始し、認証を強化した。この運用により、これまで学内限定であった給与支給明細閲覧サービスを、学外からの閲覧を可能とし、教職員の利便性の向上と情報セキュリティの強化を図った。

加えて、「ガバナンス強化」に関し、本学の教育研究に関わる情報ネットワーク及び情報システムの構築・管理・運用を推進してきたことにより、総合メディア基盤センターにおける情報ネットワーク及び情報システム等の管理・運用が、国際規格である情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の要求事項に適合していると認められ、平成 30 年 1 月に ISMS の認証を取得した（根拠資料 8-10【ウェブ】）。

なお、このように、セキュリティを確保した上での情報環境整備を計画的に実施してきたことにより、令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症拡大に伴う遠隔授業や職員の在宅勤務等についても、スムーズに実施することができている（根拠資料 8-11【ウェブ】～8-12）。

・施設・設備の維持及び管理，安全及び衛生の確保

施設・設備の維持・管理，安全及び衛生の確保については、施設マネジメント委員会の下での施設パトロールの結果やインフラ長寿命化計画に基づき、修繕対応や予防保全による機能維持，耐震性能の強化等を計画的に実施している（根拠資料 8-3【ウェブ】，8-13）。また，建物の入退館管理設備，火災報知設備，消火設備等の防災・防犯に係る諸設備を設け，システムにより一元的に管理しており，施設の安全性及び防犯性が確保されている。

加えて，安全及び衛生の確保に関し，ソフト面からも，毎年度，防災訓練を実施し，防災における危機管理意識の向上に努めているほか，労働安全衛生法等に基づく作業環境測定や各事業場における職場巡視等を実施するなど，安全・衛生面に配慮した教育研究環境の提供に努めている（根拠資料 8-14【ウェブ】～8-15）。また，令和元年度

に発生した新型コロナウイルス感染症への対応として、同感染症に係る、学長を本部長とする危機対策本部を令和2年2月に設置し、同会議の下、感染症の拡大防止、教職員の健康と安全なキャンパス確保を第一として、種々の対策等を実施している。例えば、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に基づき、講義室等での座席間隔の確保や換気、手指用消毒液の設置等の感染防止策を講じているほか、感染者が発生した場合の対応について、各部局等ごとの対応シミュレーションを策定しており、キャンパスの安全・衛生環境を保持するための体制を整備している（根拠資料 8-16【ウェブ】～8-18）。

・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

全ての学生及び教職員が安心・安全なキャンパスライフを送ることができるよう、キャンパスのユニバーサルデザイン化を推進しており、障がい者の利便性・安全性を確保するためのバリアフリー化等に配慮したエレベーターの設置やトイレ改修等を実施している。また、国際コミュニティゾーンとしてのキャンパス機能の強化に向け、学内標識のデザインの統一化及び英語表示化、日本人学生と外国人留学生の混在型宿舎の設置等を行い、本学のグローバル化に対応した環境を整備している（根拠資料 8-19）。

このほか、アカデミックゾーン内は、原則、サービス車両、緊急車両及び身障者車両を除き進入禁止とすることで、歩車分離による学生・教職員の構内移動における安全が確保されている。また、県道、市道を挟んだ学生の移動・交流を容易にするため、県道・調整池、市道・河川を渡る橋（アカンサスインターフェイス）を設置し、歩行動線を確保している。さらに、雨や雪の多い北陸の気候を踏まえ、「傘いらず」でキャンパス内を移動できるよう、渡り廊下や橋等に屋根を整備している。

このように、本学の構成員の多様性や立地条件等も踏まえた上で、利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備を行っている。

・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

自習室や附属図書館閲覧席、情報処理学習室、学生交流スペース、多目的スペース、共有ラウンジ等を確保するとともに、講義室を講義等で使用していない時間帯に自習室として開放しており、その利用方法については、学生便覧等に記載し、周知している（根拠資料 8-20～8-21）。これらの自習室等の一部では学生用の共用パソコンを設置するとともに、無線LANを整備し、パソコンを持参しての学習環境にも配慮している。

附属図書館においては、令和2年3月31日時点で、自主学習に使用できる座席を全館合わせて2,186席（コロナ禍により、令和2年6月19日からは874席に削減。）を用意している。また、学生のアクティブ・ラーニングを促進するため、附属図書館内にラーニング・コモンズを整備しているほか、ラーニング・サポートデスクを設置し、アカデミック・アドバイザー教員(AA)及びライブラリー・ラーニング・アドバイザー(LiLA)（令和元年度まではラーニング・アドバイザー(LA)及び留学生ラーニング・コンシェルジュ(LeCIS)）と呼ばれる学生サポーターによる学修支援体制を整備している（根拠資料 7-5【ウェブ】、8-22）。こうした人的支援については、附属図書館以外でも、クラス・ラーニング・アドバイザー(CLA)（令和元年度まではアクティブ・ラーニング・

アドバイザー（ALA）と呼ばれる学生サポーターを配置し、学生のアクティブ・ラーニングの深化・充実を念頭に演習課題やレポート作成、授業の予習・復習に係る支援を行っており、学生の自主的な学習をサポートしている（根拠資料 8-23）。

また、総合メディア基盤センターにおいては、令和2年3月31日時点で、演習室2室及び多目的室を自習室として開放（コロナ禍により、演習室の開放を原則中止中。）しているとともに、全学で合わせて402台の共用パソコンを設置し、学生の利用に供している（根拠資料 8-24）。センター内には、平成26年度からパソコン相談カウンターを設置し、学生・教職員からの学内システム利用やパソコン操作に関する質問等を受け付けている（根拠資料 8-25）。

さらに、ICTを活用した自主学習の促進のため、本学独自のポータルシステムであるアカンサスポータルと学習管理システム（LMS）とを連動させたe-learning環境を整備しており、Web上での双方向授業の実施や課題提出、予習復習及び授業に必要な資料配布等を行うことができるようになっている（根拠資料 8-26）。

・多様な財源の活用による教育研究施設の整備

財源の多様化により安定的な施設整備を行うとともに、社会との連携を強め、新たな知の創出に向けた教育研究環境の更なる充実を図るため、民間企業や自治体等からの資金提供により、教育研究施設の整備を行っている。

例えば、スポーツ活動を通じたグローバル人材の育成や青少年教育の振興等を目的とするSOLTILO株式会社及び金沢市との「金沢大学スポーツ・地域活性化ドリームプロジェクト」に基づき、本学の屋外運動施設について、総工費約3億円をSOLTILO株式会社が負担し、平成29年度に「金沢大学 SOLTILO FIELD」として再整備を行った（根拠資料 8-27【ウェブ】）。

また、能登町との「人づくり・海づくり協定」に基づき、事業費約6.2億円を同町の負担により、海洋生物資源の基礎及び応用研究を行う学生及び研究者の拠点として、「理工学域能登海洋水産センター」を平成31年3月に新設した（根拠資料 8-28【ウェブ】）。当該センターは、養殖等、世界的な課題となっている水産資源の確保・技術の高度化に向けた研究推進及びそれを担う人材の育成を行うとともに、活力ある個性豊かな地域社会の形成とその持続的発展・産業振興にも寄与している。

さらに、脱石油、脱炭素社会の実現を見据えた、教育研究の多様化、高度化の推進に向け、株式会社ダイセルと「新産学協働研究所（仮称）」の整備等に関する覚書を令和2年12月に締結した。本整備により、本学とダイセルのみならず、関連する多くの民間企業や大学、研究機関とも連携した産学連携を強力に推進するバイオマス研究の世界的な拠点形成を目指すこととしており、同研究所の建設費用約30億円をダイセルから提供を受け、令和4年秋に竣工する予定である（根拠資料 8-29【ウェブ】）。

このように、キャンパスマスタープラン等に基づき、必要な施設・設備が適切に整備されているとともに、教育研究環境の更なる充実に向けた種々の取組が実施されている。

【2】教職員及び学生の情報倫理に関する取組

本学では、「金沢大学情報セキュリティに関する規程」及び「金沢大学情報セキュリティポリシー」を定めており、これらに基づき、情報セキュリティの維持・向上を図っている。情報セキュリティポリシーについては、本学における情報セキュリティに係る基本方針を定めた「情報セキュリティ方針」、同方針に基づき遵守すべき基準を定めた「情報セキュリティ対策基準」及び同対策基準に基づき具体的な対策手順を定めた「情報セキュリティ対策実施手順書」から構成されている（根拠資料 8-30）。さらに、情報セキュリティの強化に向けた取組を計画的に展開するため、「金沢大学における情報セキュリティ対策基本計画」を平成 28 年度に、「金沢大学におけるサイバーセキュリティ対策基本計画」を令和元年度に策定し、同計画の下、本学構成員一人ひとりのサイバーセキュリティに対する意識向上に向けた取組を実施している（根拠資料 8-31～8-32）。

教職員等については、役員及び教職員（非常勤職員を含む）を対象に、情報セキュリティ研修を毎年度実施している（根拠資料 8-33）。なお、同研修について、従来は、個人情報、情報セキュリティ及び研究費等の適正な執行に関する研修を合同で実施していたが、研修内容の更なる充実のため、平成 29 年度からはそれぞれ分けて個別に実施している。これを踏まえ、情報セキュリティ研修については、e-learning 研修の導入や研修後の理解度調査の実施等により研修内容の充実を行った。また、平成 28 年度からは事務職員を対象とする標的型攻撃メールによる教育・訓練を実施し、インシデント発生時の適切な対応について周知しており、平成 30 年度からはその対象を全教職員まで拡大して実施している（根拠資料 8-34）。なお、新規採用者については、新任教員説明会や初任者研修において、本学の情報戦略について周知を行うとともに、情報セキュリティポリシー理解度自己点検や情報セキュリティ研修の受講を促すことにより、早期の情報セキュリティ意識の向上を図っている。

学生については、学士課程では 1 年次の必修科目として「データサイエンス基礎（令和元年度までは情報処理基礎）」を各学類で開講し、同科目において、学内ネットワークの適切利用や、情報セキュリティ、コンプライアンス、基礎的情報リテラシー等を教授している（根拠資料 4-9）。大学院課程では、令和 3 年度から情報倫理及び情報セキュリティに係る遵守事項をまとめたハンドブックを 1 年次に配布し、情報セキュリティ意識の向上を図ることとしている。

このように、全学的な情報セキュリティに関する方針を策定の上、教職員、学生双方について情報セキュリティ意識の向上に向けた取組を実施している。

| |
|--|
| 点検・評価項目③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。 |
|--|

【評価の視点】

○図書資料及び図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備
- 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

【1】図書資料及び図書利用環境の整備

・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

附属図書館は、中央図書館、自然科学系図書館、医学図書館、保健学類図書室の3館1室から構成され、総面積 19,024 m²、図書冊数 1,915,628 冊、学術雑誌タイトル数 36,424 種、電子ジャーナル購入タイトル数 9,904 種、電子ブック提供タイトル数 11,001 種（令和2年3月31日現在）を有しており、大学設置基準第38条に基づき、学域及び研究科の規模並びに教育研究分野に応じて必要な資料を系統的に備えている（大学基礎データ表1、根拠資料 8-35）。

図書館資料の収集については、「金沢大学附属図書館資料整備要項」、「金沢大学附属図書館資料整備に関する基本方針」、「金沢大学附属図書館資料選定基準」及び「金沢大学附属図書館受入資料取扱基準」に基づき収集を行っている（根拠資料 8-36～8-39）。そのうち、学生用図書については、中央図書館及び自然科学系図書館では、図書館委員会の下の角間地区図書選定部会において選定手順を定めた上で、同部会委員及び図書館職員による選定、各部局による選定、教員からの推薦に基づく選定並びに学生からのリクエストに基づく選定を行っている。また、医学図書館及び保健学類図書室に配架する学生用図書については、主として医薬保健学域・研究域からの推薦に基づき選定を行っている。電子ジャーナルについては、図書館委員会の下で学術情報基盤整備WGにおいてタイトルの選定・見直しを行っている。これらの資料は、附属図書館の各館に開架しているほか、法学類図書室、法学研究科図書室、経済学類図書室等の各学類等の図書室や教員研究室にも配置し、データの管理については附属図書館で一元的に行うことにより、有効に活用できるようになっている。

また、本学の教職員等が執筆した論文等については、金沢大学学術情報リポジトリ（以下、「KURA」という。）に全文を登録することで、Web上での閲覧を可能としており、KURAへの総登録件数は、令和2年3月31日時点で約47,000件、ダウンロード件数は約2,300万件となっている（根拠資料 8-40【ウェブ】）。なお、KURAについては、平成29年11月から、プラットフォームを学内システムから国立情報学研究所（以下、「NII」という。）が提供する共用リポジトリサービスである JAIRO Cloud へと移行した。これにより、KURAに登録する全てのコンテンツに JaLC DOI が付与されるようになり、オープンアクセスの促進が図られている。また、本学の知的研究成果の更なる発信に向け、「金沢大学オープンアクセス方針」を平成30年度に策定し、本学に在籍する教員の公的研究資金を用いた研究成果については、KURAにより公開することを原則義務化した（根拠資料 8-41）。

これらの蔵書、電子ジャーナルタイトル、KURAのコンテンツ等に関しては、図書館業務用システムの機能であるオンライン蔵書目録（以下、「OPAC plus」という。）により、同時に検索することが可能となっており、利用者の利便性が確保されている（根拠資料 8-42【ウェブ】）。

・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

NII が提供するサービス等の利用については、上述のとおり、KURA のプラットフォームを平成 29 年度から NII の共用リポジトリサービスである JAIRO Cloud へ移行することで、大学でのシステム運用負荷の軽減及び学術情報のオープンアクセスの促進を図っている。また、NII の目録所在情報サービス (NACSIS-CAT/ILL) に参加し、本学の蔵書等の情報を NII の総合目録データベースに登録するとともに、他の図書館との資料貸借及び文献複写サービスを提供している (根拠資料 8-43【ウェブ】)。なお、県内の公共図書館との図書相互貸借及び文献複写については、石川県内図書館ネットワークに参加することより、無料で提供している (根拠資料 8-44【ウェブ】)。

・学生の学習に配慮した図書館利用環境 (座席数、開館時間等) の整備

附属図書館の全館の総閲覧座席数については、令和 2 年 3 月 31 日時点で 2,186 席となっており、学生の学習及び教員の教育研究のために必要な座席を備えている。

また、附属図書館内の設備について、図書館資料や ICT 機器を活用したグループ学習やアクティブ・ラーニングを支援するため、オープンスタジオ、グループスタジオ、国際交流スタジオ等のラーニング・コモンズを整備している (根拠資料 8-35)。中央図書館及び医学図書館のラーニング・コモンズにおいては、カフェを併設することにより、サイエンス・カフェ等のイベントやコミュニケーションの場としても活用されるなど、多様な学習スタイルに対応できるものとなっている。国際交流スタジオについては、学生・留学生間の交流の促進を目的としたオープンスペースとなっており、これらのスペースを活用して、気軽に英会話を行う「English Hour！」等の交流イベントを開催し、本学の国際化の促進を図っている (根拠資料 8-45【ウェブ】)。

さらに、ライブラリー・ラーニング・アドバイザー (LiLA) 学生及びアカデミック・アドバイザー (AA) 教員を附属図書館内に配置し、学生からの学修相談を受け付けるなど、学生への人的支援も実施している (根拠資料 7-5【ウェブ】)。

また、附属図書館の開館時間については、令和 2 年 3 月 31 日時点において、以下のとおりとなっている (根拠資料 8-46)。

○附属図書館の開館時間 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

| | 中央図書館 | 自然科学系図書館 | 医学図書館 | 保健学類図書室 |
|-----|--|------------------------------|---|------------------------------|
| 平日 | 8:45-22:00 試験期 8:15-22:00 休業期 8:45-17:00 | 8:45-22:00 休業期 8:45-17:00 | 8:30-22:00 休業期 8:30-22:00 | 8:45-22:00 休業期 8:45-17:00 |
| 土曜日 | 9:00-17:00 休業期 休館 | 10:00-17:00 休業期 休館 | 10:00-16:00 試験期 10:00-17:00 休業期 10:00-16:00 | 10:00-17:00 休業期 閉室 |
| 日曜日 | 9:00-17:00 休業期 休館 | 休館 | 休館 試験期 10:00-17:00 | 休室 |

(事務局作成)

なお、利用者のニーズ等について、学生を中心とする利用者に対するアンケートを随時実施し、把握したニーズに対応している。例えば、学生からの開館時間の延長に係る要望等を踏まえ、平成 26 年度からは医学図書館における国家試験対策のための土曜日の開館時間の延長及び日曜開館、平成 27 年度からは中央図書館における試験期間の平日早朝開館を実施しており、利用者の利便性の向上に努めている。

ただし、上記の附属図書館の設備や利用環境に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、学長を議長とする危機対策本部会議の検討結果に基づき、規模の縮小や利用制限、代替措置等を行っている。例えば、令和 2 年 4 月 15 日から令和 2 年 6 月 18 日までは、感染状況の悪化により、全館休館とした。開館再開後も、利用者同士の間隔を保つことができるよう、総閲覧座席数については 874 席まで減らしている。また、学修相談については対面以外にオンライン形式でも実施し、国際交流イベントについては原則オンラインで実施している。さらに、学外者については、令和 2 年 3 月 2 日から令和 2 年 11 月 8 日まで利用を全面的に禁止するとともに、これ以降も来館に当たっては事前予約を必要とし、滞在時間を 1 時間以内とするなど、利用を制限している。

【3】図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

附属図書館の事務組織は情報部に所属し、情報企画課の総務係、図書情報係及び雑誌・電子情報係並びに情報サービス課の中央図書館係、相互利用係、自然科学系図書館係及び医学図書館係が附属図書館の業務を所掌している。令和 2 年 5 月 1 日現在の附属図書館の職員の現員数は、合計 41 名（うち非常勤職員 20 名、時間外学生アルバイトを除く。）であり、そのうち司書資格有する者は 26 名（うち非常勤職員 13 名）である。このように、目録作成や資料提供に必要な専門知識を持つ者の配置が行われている。

また、附属図書館職員による「レポート作成基礎講座」、「文献収集法講座」等の学生・教員向けの説明会・講習会を定期的に行っており、教育研究支援を行っている。さらに、学域等と連携し、附属図書館職員が導入的な授業科目において講師を分担しており、例えば、学士課程における必修科目である「データサイエンス基礎」においては、附属図書館職員が 1 コマ分の授業を担当し、図書館利用方法、蔵書・学術論文の検索等に関する講義や実習を行っている。また、よりよいサービスを提供するため、国立大学図書館協会の活動への参加や各種講習会への講師派遣等を積極的に行い、職員のスキルアップを図っている（根拠資料 8-35）。

点検・評価項目④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

【評価の視点】

- 研究活動を促進させるための条件の整備
 - ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
 - ・研究費の適切な支給
 - ・外部資金獲得のための支援
 - ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

・ティーチング・アシスタント (TA), リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

【1】研究活動を促進させるための条件の整備

・大学としての研究に対する基本的な考えの明示

本学では、研究者が研究活動を行う上での遵守すべき行動規範として「研究者行動規範」を定めているとともに、研究活動における利益相反状態を適切に管理し、産学連携活動が適正かつ円滑に遂行できるよう、「利益相反ポリシー」を定め、これらにおいて、大学としての研究に対する基本的な考えを示している（根拠資料 8-47～8-48）。また、同規範及び同ポリシーは、本学 Web サイトにおいて、それぞれ「研究活動の不正行為への対応」や「臨床研究利益相反マネジメント」に関するページを設け、関連する規程等とともに掲載することにより、本学の研究者等に対して周知している（根拠資料 8-49【ウェブ】～8-50【ウェブ】）。

・研究費の適切な支給

本学では、学長を議長とする教員人事戦略委員会において、全学的な視点から各研究域等の教員配置計画を策定し、これに基づく教員人事や研究活動を実施している。教員配置計画では、法人主導（トップダウン）型研究課題及び部局主導（ボトムアップ）型研究課題を定めており、教員の研究計画に基づいて研究費を支給しており、研究活動を組織的に推進している。

さらに、本学が有する優れた研究資源を核とした研究拠点の形成及び研究力の強化を目的として、学長のリーダーシップの下、本学独自に構築した「戦略的研究推進プログラム」を展開している。同プログラムの下、学内 COE 制度として、世界的な研究拠点の形成を目指す「超然プロジェクト」及び異分野融合研究や新学術領域の創出を目指す「先魁プロジェクト」により、強み・特色のある研究を組織的に推進している（根拠資料 8-51～8-52）。超然プロジェクト及び先魁プロジェクトによる研究成果は、Nature 等、国際的に評価の高い学術誌への論文掲載や、文部科学大臣表彰をはじめ、各種国際学会賞等、権威ある組織から質の高い研究成果として高く評価されている。さらには、戦略的研究推進プログラムの下、組織的な研究を推進した結果、「超然プロジェクト」の5つのプロジェクトのうち、「バイオAFM」、「がん」及び「超分子」の3つのプロジェクトを融合させた「ナノ生命科学研究所」構想が平成29年度WPI事業に採択され、平成29年10月には同研究所を設置し、オンリーワン拠点を目指した研究を展開するなど、世界的研究拠点形成に向け、研究分野及び研究力の強化につながっている。

また、次世代の中核人材の発掘・育成に向け、超然プロジェクト及び先魁プロジェクトに続く新たなプロジェクトとして、より若手（45歳未満（女性は50歳未満））の研究者を対象とする「自己超克プロジェクト」を令和2年度から設けた（根拠資料 6-53）。

○戦略的研究推進プログラムによる強み・特色ある研究等の事例

| プロジェクト名称 | 実施期間 | 支援件数 | 総配分額 | 採択した研究課題例 |
|--------------|---------|------|------------|--|
| 超然プロジェクト | H26～H30 | 5件 | 476,250千円 | <ul style="list-style-type: none"> 革新的原子間力顕微鏡技術によるナノサイエンス研究拠点の形成 “栄養が関連する疾病”を克服する拠点の形成 がん進展機構の本態解明を目指す研究拠点強化プロジェクト 文化資源マネジメントの世界的研究・教育拠点形成 超分子による革新的マテリアル開発の拠点形成 |
| | R1～ | 3件 | 119,500千円 | <ul style="list-style-type: none"> 高等哺乳動物を用いた脳ダイナミクスの先導的研究拠点の形成 古代文明の学際研究の世界的拠点形成 太平洋西部縁辺海域における越境汚染の空間変動とヒト・生態系への影響評価研究 |
| 先魁プロジェクト | H26～H29 | 17件 | 131,920千円 | <ul style="list-style-type: none"> グローバル時代における若年世代の価値と規範に関する人間科学 革新的信号処理をアプローチとした宇宙科学の新展開 薬物動態を支配する個体差要因可視化とその制御による次世代型個別化医療 |
| 先魁プロジェクト2018 | H30～R1 | 7件 | 113,000千円 | <ul style="list-style-type: none"> 宇宙・素粒子研究の融合によるマルチメッセンジャー天文学の推進 革新的デバイス創製を目指した次世代エレクトロニクス研究拠点の形成 有機元素化学が切り拓く創薬研究 |
| 先魁プロジェクト2020 | R2～ | 5件 | 25,000千円 | <ul style="list-style-type: none"> 海洋底掘削による環境変動／海洋プレート国際研究拠点の形成 イオン液体で革新するライフサイエンス 元素が拓く新しい創薬戦略 キララアミノ酸と腎を介した生体ネットワークの解明と世界的研究拠点の形成 エレクトロニクスを変革するダイヤモンド研究拠点の形成 |
| 自己超克プロジェクト | R2～ | 6件 | ※配分はR3年度以降 | <ul style="list-style-type: none"> 人類は国際金融危機を克服できるのか？時間と空間を超越した innovative な金融規制論の構築 水圏環境からの白金族元素回収法の確立 海の倒木更新－クジラ遺骸が育む生態系－ 高バイオマス植物の創出に向けた植物細胞成長能力の分子メカニズムの解明 ヒトにおける高次脳機能司令塔の解明 分子ナノアーキテクチャ界面の精密・自在建築のための革新的方法論 |

※総配分額については、令和2年度までの配分額を記載している。

(事務局作成)

・外部資金獲得のための支援

科研費等を中心とした競争的外部資金等の獲得に向け、本学独自の「戦略的研究推進プログラム」における「基盤形成型」プロジェクトにより、科研費採択に近い水準の研究や戦略的創造研究推進事業等の大型研究費申請予定者に対する支援を行っている(根拠資料 8-54)。例えば、平成28～令和元年度においては、科研費採択に近い55件の研究課題に対し、36,950千円の支援を実施した。

また、外部資金の更なる獲得に向け、研究支援のノウハウを培った URA による、科研費申請書の確認、大型外部資金申請に向けた申請書の作成支援や学内公募説明会、外国人研究者向け科研費説明会を行うとともに、役員による大型研究費獲得のためのアドバイスを行っている。加えて、卓越した研究領域を一層強力に支援する体制の構築に向け、大学全体のマネジメントに関与する「上席 URA」のポストを平成 29 年度に新たに設けるとともに、幅広い視点から研究支援を行うことができるよう、JST 及び民間企業からの出向者や競争的資金の申請等に係る優れた知見を有する事務職員に対して URA の発令を行っている。また、部局等を越えた学際的融合新領域の創出による教育研究の高度化、基礎研究から応用研究まで一貫した研究支援、産学官連携及び地域連携活動を一体化した社会共創活動の推進等を目的として、既存の組織を発展的に再編・統合し、「先端科学・社会共創推進機構」を平成 31 年 2 月に創設した。これにより、URA が研究資金獲得から研究成果発信、知的財産管理に至るまでの、研究プロジェクトに係る全てのプロセスにおいてシームレスに支援を行う体制を構築している（根拠資料 8-55【ウェブ】）。

これらの取組の結果、科研費の採択件数及び金額について、第 2 期中期目標期間終了時点と第 3 期中期目標期間（平成 28～令和元年度）の平均値を比較し、採択件数は約 8%増加、金額については約 21%増加（期間中最大約 27%増加）しているなど、実績値向上につながっている。

・研究室内の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

本学では、大学設置基準第 36 条を踏まえ、適切な研究環境を整備するとともにスペースの有効活用を図るため、各研究域等において毎年度、施設使用計画書を作成するとともに、金沢大学施設環境企画会議の下の金沢大学施設マネジメント委員会において、同計画書を踏まえた施設利用状況の点検を行っている（根拠資料 8-56）。加えて、令和元年度からは、施設マネジメント委員会の名の下での現地調査を実施するとともに、調査の結果を研究域長等へフィードバックし、改善及び利活用計画書の提出を求めることとし、更なる教育研究環境の改善・向上を図ることとしている（根拠資料 8-57）。

さらに、平成 27 年度からは、3～5 年に 1 回程度、学長自らが巡視による施設の利用状況調査を行い、調査結果を報告書に取りまとめ、各地区において、同報告書に基づきスペースの有効活用について検討することとしている。これにより、角間地区においては、すでに検討結果を踏まえた研究室の配置換え等が行われ、北陸先端科学技術大学院大学との共同教育課程や新学術創成研究機構等の新たな教育研究組織の整備に必要なスペースを新築や増築することなく確保した。令和 2 年度においても、学長のトップマネジメントの下、巡視による施設の利用状況調査を実施した上で、令和 3 年度から新設となる融合学域に必要なスペースの確保に向けた検討を行っている。

教員の研究時間の確保及び研究専念期間の保障については、教員の大学における職務を一定期間免除し、その期間に国内外で研究に専念することで、教育・研究の質の向上を図ることを目的とするサバティカル研修制度を平成 26 年度から導入しており、令和 2 年度までに延べ 59 名の教員が同研修を取得している（根拠資料 8-58）。さらに、研究に専念する環境を整備し、優れた研究力を有する教員を確保するとともに本学全

体の研究力強化を図るため、平成26年度からリサーチプロフェッサー制度を導入している（根拠資料 6-9）。リサーチプロフェッサーに任命された教員は、管理運営業務の免除や教育業務の軽減等、研究に専念するための特別の措置を受けることができ、令和2年3月31日時点で、極めて顕著な研究業績を有する「招へい型」に6名、顕著な研究業績を有する「登用型」に8名、将来の飛躍的な研究進展が見込まれる「若手型」に14名、研究に専念すると同時に、特定分野における研究拠点運営にも注力することが可能となる「拠点型」に25名を配置し、先進的な研究を展開している。

・ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

本学では、学生が教員の教育研究活動を支援する制度として、大学院生が学士課程学生等に対する助言や実験・実習・演習等の教育補助業務を行うことで、大学教育におけるきめ細かい指導を実現するとともに、将来教員や研究者になるための教育訓練の機会を確保することを目的とするティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）、スーパーグローバル大学創成支援事業における取組の一つで、優秀な博士後期課程・博士課程の大学院生が、より高度な教育補助業務を担当することにより自身の教育能力を向上させ、将来アカデミアで教育・研究者として活躍できる基礎力を涵養することを目的とする高度ティーチング・アシスタント（以下、「高度 TA」という。）及び大学院生が大学等の研究プロジェクトに研究補助者として参画することで、研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図ることを目的とするリサーチ・アシスタント（以下、「RA」という。）の制度を設けている。これらの制度については、それぞれ取扱要領等を定め、制度の実施に関する取扱いについて定めている（根拠資料 8-59）。

OTA 等従事実績

| 従事部局 | 令和元年度実績 | |
|------------|---------------|--------|
| | TA（高度 TA を含む） | RA |
| | 従事時間 | 従事時間 |
| 人間社会学域 | 2,039 | 0 |
| 理工学域 | 11,289 | 0 |
| 医薬保健学域 | 8,977 | 0 |
| 国際基幹教育院 | 4,387 | 0 |
| 人間社会環境研究科 | 0 | 1,289 |
| 自然科学研究科 | 192 | 12,580 |
| 医薬保健学総合研究科 | 0 | 3,162 |
| 先進予防医学研究科 | 0 | 79 |
| がん進展制御研究所 | 0 | 1,924 |
| 新学術創成研究機構 | 0 | 8,640 |
| 計 | 26,884 | 27,674 |

※ 従事先の学域、研究科、研究所等に従事時間を計上している。

（事務局作成）

点検・評価項目⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

【評価の視点】

○研究倫理，研究活動の不正防止に関する取組

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

【1】研究倫理，研究活動の不正防止に関する取組

研究活動における不正行為や研究費等の不正使用を防止するため，本学の研究者が研究活動を行う上で遵守すべき行動規範である「金沢大学研究者行動規範」の下，「金沢大学研究活動不正行為等防止規程」及び「国立大学法人金沢大学における研究費等の適正な管理に関する基本方針」を定めている（根拠資料 8-47，8-60～8-61）。また，財務担当理事を委員長とする「国立大学法人金沢大学研究費等不正防止計画推進委員会」を設置し，同委員会において，研究費等の不正防止計画の策定や，研究費等の不正防止に関する啓発・調査等を実施する体制を整備している（根拠資料 8-62）。さらに，各部局等においても部局長等を中心に不正防止に努め，不正防止体制の強化を図っている。

また，教職員の研究倫理等の意識向上のため，「本学が経理する全ての経費」に携わる教職員を対象に，各種研修会の受講及び誓約書の提出を義務とし，研究費等の執行に当たり順守すべき事項や本学の不正防止体制について周知徹底を図っている（根拠資料 8-63～8-64）。加えて，府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に登録のある本学の研究者や，科学技術振興機構（JST）の公募事業に採択又は次年度の申請を予定している研究代表者・分担者・協力者等を対象に，一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が運営する，eAPRIN e-learning プログラムの受講を必須としている（根拠資料 8-65）。

学生については，修士課程・博士前期課程においては，「研究者倫理」を，博士課程・博士後期課程においては「研究者として自立するために」を必修科目として開講し，研究に従事する者に求められる倫理，規範意識，社会的責任等について教授している（根拠資料 4-25）。

なお，学内審査機関として，研究不正行為に関する通報窓口を設け，同窓口への告発・相談等に基づき，最高管理責任者である学長の下，特定不正行為調査委員会を設置し，審査を行う体制を整備している（根拠資料 8-60，8-66）。

点検・評価項目⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また，その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている

るか。

【評価の視点】

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

【1】全学における点検・評価

本学は、「国立大学法人金沢大学自己点検評価規程」等に基づき、企画評価会議において、「年度計画の実施状況に係る自己点検評価」を行っており、中期目標・中期計画の達成に向け、毎年度策定する年度計画について、各担当理事等からの実施状況報告及び自己評価を踏まえた点検・評価を実施している。その結果については、各年度の「年度計画の実施状況に係る自己点検評価書」により、各部局にフィードバックされ、改善方策の立案・実施及び以降の年度計画の立案、「YAMAZAKI プラン」の改定等に生かされており、これにより、本学の教育研究等環境の改革・改善に向けた取組が着実に実施されている（根拠資料 5-25）。

例えば、施設・設備の整備に関して、「グローバル化に対応した教育研究環境を整備する。」という中期目標の下、「本学が独自に策定したキャンパスマスタープラン等に基づき、国の財政措置の状況も勘案しつつ、適切かつ戦略的な施設マネジメントにより、PFI 事業を着実に実施するとともに、第2期中期目標期間に整備した日本人学生・留学生宿舍の拡充をはじめとするグローバル化に対応した良好な教育研究環境を整備する。」という中期計画を掲げている。当該中期目標・中期計画に係る毎年度の年度計画について、企画評価会議における点検・評価及びその結果に基づく改善等がなされた結果、本学の PFI 事業について平成 30 年度には全て完了するとともに、日本人学生・留学生混在型の留学生宿舍の整備、民間資金等を活用した新たな教育研究施設の整備、WPI 拠点であるナノ生命科学研究棟等の整備に至っている。

また、研究支援について、「先進的・独創的な研究を推進するとともに、多様な基礎研究を充実する。」という中期目標の下、「第2期中期目標期間において本学が独自に策定した研究総合戦略等に基づき、がんの転移・薬剤耐性機構に関する研究や栄養が関連する疾患を克服するための先進医療開発、革新的原子間力顕微鏡技術等を使ったナノテクノロジー、文化資源学、超分子による革新的マテリアル開発等、強み・特色のある研究を学内 COE 制度（超然・先魁プロジェクト）等により、組織的・重点的に推し進める。」や「「ミッションの再定義」における重点研究課題を踏まえつつ、多様な基礎研究を充実するため、脳科学、薬物動態学、バイオリファイナリー等の研究分野の強化及び分野融合型研究の拡大等、学長主導による組織的・戦略的な研究プログラム等を展開する。」という中期計画を掲げている。当該中期目標・中期計画に係る毎年度の年度計画について、企画評価会議における点検・評価及びその結果に基づく改善等がなされた結果、学内 COE 制度である「超然プロジェクト」において重点的な支援を実施した「バイオ AFM」、「がん」及び「超分子」の3つのプロジェクトを融合させた「ナノ生命科学研究棟」構想が平成 29 年度 WPI 事業に採択されるなど卓越した成果に結びついているとともに、科研費については、第2期中期目標期間終了時点と第3期中期目標期間の平均値（平成 28～令和元年度）を比較し、採択件数は約 8%増加、金額については約 21%

増加) するなど多様な基礎研究の充実へとつながっている。

このように、全学の質保証を担う企画評価会議や大学改革推進委員会を核とする点検・評価サイクルを確立していることにより、本学の教育研究等環境の向上に向けた取組が展開され、本学の機能強化へとつながっている。

【2】施設担当理事の下での点検・評価

企画評価会議の構成員である施設担当理事の下、基幹会議である金沢大学施設環境企画会議において、金沢大学施設マネジメント委員会を設置し、毎年度、各学域・研究科等から提出された「施設等使用計画書」に基づき、施設利用状況の書面調査を行っている（根拠資料 8-56）。加えて、令和元年度からは、書面による施設利用状況の調査結果を踏まえ、施設マネジメント委員会の名の下で現地調査を実施するとともに、調査の結果を研究域長等へフィードバックし、改善及び利活用計画書の提出を求めることとした（根拠資料 8-57）。このように、点検・評価結果を踏まえた教育研究等環境の改善・向上を促しており、平成 29 年度には、施設利用状況の点検結果等を踏まえ、「自然科学研究棟における新規スペース確保プラン」を策定の上、理工学域の組織再編や、新学術創成研究科等の新たな組織の整備に伴い必要となるスペースの創出に向けた取組が展開されるなど、スペースの有効活用と効率化が図られている。

なお、施設担当理事の下での点検・評価結果に基づく取組の状況や、その成果については、【1】で述べたとおり、企画評価会議における「年度計画の実施状況に係る自己点検評価」により確認されている。

【3】附属図書館における点検・評価

附属図書館における教育研究支援体制等の点検・評価については、「国立大学法人金沢大学自己点検評価規程」及び「部局における自己点検評価実施指針」に基づき、附属図書館の自己点検評価を4年以内ごとに実施し、その結果を「金沢大学附属図書館自己点検・評価報告書」に取りまとめている（根拠資料 2-2, 2-6, 8-67）。附属図書館の自己点検評価に係る実施体制については、図書館委員会において実施要領及びスケジュールを策定の上、附属図書館長、副館長、図書館委員、情報部長等から構成される自己点検・評価WGを設置している（根拠資料 8-68）。同WGにおいて、資料の収集・保存状況や利用者アンケートの結果等に基づく自己点検・評価報告書（案）を作成し、その後、同報告書（案）を図書館委員会において審議・確定の上、附属図書館 Web サイトにおいて公表している。なお、同報告書には、今後の課題や改善を要する点等についても記載することにより、サービスの向上を図っている。

以上のように、教育研究環境等の適切性について全学レベル、部局レベルの双方において、定期的な点検・評価を実施するとともに、当該結果を踏まえた教育研究等環境の改善・向上を図っている。

(2) 長所・特色

【1】多様な財源の活用による教育研究施設の整備

本学では、財源の多様化により安定的な施設整備を行い、社会との連携を強め、新たな知の創出に向けた教育研究環境の更なる充実を図るため、民間企業や自治体等からの資金提供による教育研究施設の整備を積極的に行っている。これまでの産学官共同事業等での実績を生かし、平成 29 年度には、屋外運動施設「金沢大学 SOLTILO FIELD」の整備、平成 30 年度には、「理工学域能登海洋水産センター」の新設を行った。これらの取組については、それぞれ平成 29 年度に係る業務の実績に関する評価及び平成 30 年度に係る業務の実績に関する評価において、「注目される」として高く評価されている。

さらには、脱石油、脱炭素社会の実現を見据えた、教育研究の多様化、高度化の推進に向け、株式会社ダイセルと「新産学協働研究所（仮称）」の整備（令和 4 年度予定）に向けた協定を締結した。本整備により、本学とダイセルのみならず、関連する多くの民間企業や大学、研究機関とも連携した産学連携を強力に推進するバイオマス研究の世界的な拠点形成を目指すこととしており、教育研究の更なる進展が期待される。

このように、民間資金等を活用した施設整備による本学の教育研究力の強化が図られている。

【2】強み・特色のある分野への資源の重点配分による研究力強化

学長のリーダーシップにより、本学が独自に構築した「戦略的研究推進プログラム」の下、学内 COE 制度である「超然プロジェクト」及び「先魁プロジェクト」において、強み・特色のある研究に対し資源を重点的に投資し、組織的に研究を展開した。これらのプロジェクトによる研究成果は、Nature 等の国際的に評価の高い学術誌への論文掲載や、文部科学大臣表彰をはじめ、各種国際学会賞等を受賞しているなど、権威ある組織から質の高い研究成果として高く評価されている。さらには、「超然プロジェクト」の 5 つのプロジェクトのうち、「バイオ AFM」、「がん」及び「超分子」の 3 つのプロジェクトを融合させた「ナノ生命科学研究所」構想が平成 29 年度 WPI 事業に採択され、平成 29 年 10 月には同研究所を設置し、オンリーワン拠点を目指した研究を展開するなど、世界的研究拠点形成に向け、研究分野及び研究力の強化につながっている。

あわせて、同プログラムにおける科研費等の採択支援、URA を中心とした外部資金獲得に向けた取組を相乗的に実施した結果、科研費採択件数・金額ともに増加（第 2 期中期目標期間終了時点と第 3 期中期目標期間（平成 28～令和元年度）の平均値を比較し、採択件数は約 8 % 増加、金額については約 21% 増加）しており、多様な基礎研究の充実が図られた。

このように、本学の強み・特色の更なる伸長に向けた組織的な研究支援の結果、研究分野及び研究力の強化並びに研究成果の創出につながっている。

（3）問題点

なし

（4）全体のまとめ

本学では、教育研究等環境に関する整備方針として、キャンパスマスタープラン及びインフラ長寿命化計画を策定し、これらの方針に基づき、大学憲章に定める「地

域と世界に開かれた教育重視の研究大学」にふさわしいキャンパス環境の創出を目指しており、キャンパスの情報化に関する環境整備や、施設・設備の維持・管理、キャンパスのユニバーサルデザイン化、学生の自主学習環境の整備、多様な財源の活用による教育研究施設の整備等、キャンパス環境の改善・向上に向けた種々の取組を展開している。

附属図書館においては、大学設置基準に即し、図書、雑誌、電子ジャーナル等の学術情報資料が整備されているとともに、オープンアクセスの推進やNIIの提供する学術コンテンツの活用、ラーニング・コモンズの整備、LiLA及びAAによる学修支援の提供、利用者ニーズを踏まえた開館時間の延長等の取組が行われるなど、学術情報サービスの適切な提供に努めている。

教育研究活動の促進のための環境整備について、「研究者行動規範」や「利益相反ポリシー」を定め、これらにおいて、大学としての研究に対する基本的な考えを示している。また、本学が有する優れた研究資源を核とした研究拠点形成及び研究力の強化を目的に、本学独自の「戦略的研究推進プログラム」による強み・特色のある分野への重点的な資源の投資や、同プログラムによる科研費等採択支援、URAによる外部資金等の獲得に向けた申請書の作成支援等を実施している。さらに、適切な教育研究環境の整備のため、各研究域等において毎年度、施設使用計画書を作成するとともに、施設マネジメント委員会において、同計画書を踏まえた施設利用状況の点検を行っており、点検結果等を踏まえたスペースの有効活用が図られている。また、教員の研究時間の確保及び研究専念期間の保障のため、サバティカル研修制度やリサーチプロフェッサー制度を設け、教育・研究の質の向上を図っている。このほか、学生が教員の教育研究活動を支援するTA、高度TA、RAの制度を設けており、教育・研究の質の向上及び学生の教育・研究能力の向上を図っている。

研究倫理を遵守するための必要な措置について、「金沢大学研究活動不正行為等防止規程」、「国立大学法人金沢大学における科研費等の適正な管理に関する基本方針」等の不正防止に係る各種規程等を整備の上、教職員への研修会受講・誓約書提出の義務化、学生への研究倫理に係る科目の必修化を行い、本学構成員のコンプライアンス意識の向上を図っている。

教育研究等環境の適切性に係る点検・評価については、企画評価会議の下での年度計画の実施状況に係る自己点検評価、施設担当理事の下での点検・評価、附属図書館における部局の自己点検評価を実施しているとともに、これらの点検・評価結果を踏まえた改善・向上に向けた取組が行われ、新たな教育研究施設の整備や、スペースの有効活用、科研費の採択件数及び採択金額の増加、コンプライアンスに係る研修内容の充実などに結びついており、本学の機能強化へとつながっている。

これらのことから、本学の教育研究等環境の状況は「大学基準に対して極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組み卓越した水準にある」と判断する。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目 1 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

【評価の視点】

○大学の理念・目的, 各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学の基本的な理念・目標である「金沢大学憲章」において、「社会貢献」の項目を設け、以下のとおり定めている。

金沢大学憲章（抜粋）

（社会貢献）

5. 金沢大学は、本学の有する資源を活用し、地域における学術文化の発展と教育・医療・福祉等の基盤づくりに貢献し、北陸さらには東アジアにおける知の拠点として、グローバル化の進む世界に向けて情報を発信する。
6. 金沢大学は、入学前から卒業後に及ぶ学生教育の拡大、研究成果である知的財産の発掘・管理と社会への積極的な還元、さらには高度先端医療の発展と普及に努め、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の責務に応える。』

（出典：金沢大学憲章（根拠資料 1-2【ウェブ】））

また、これを実現するための中期目標として、第3期中期目標の前文において、以下のとおり、社会連携・社会貢献にかかる機能の強化について掲げている。

国立大学法人金沢大学中期目標前文（抜粋）

『地域の知の拠点として、地域課題の解決や地域の活性化に向け、産学官の連携により、イノベーションの創出、学術文化の発展、先端医療の発展・普及、学習の機会提供等、社会貢献を促進する。

さらに、新たな知的発見や、世界に先駆けた研究成果の地域への還元を図り、研究を礎とした“世界と地域との環流”を実現する。』

（出典：金沢大学中期目標・中期計画（根拠資料 1-3【ウェブ】））

さらに、中期目標として「社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標」を以下のとおり策定し、それらを達成するための中期計画・年度計画を以下のとおり定めている。

国立大学法人金沢大学中期目標（抜粋）
持続可能な社会の構築に向け、「地（知）の拠点大学」として、地域創生の中心となる「ひと」の地域への集積や生涯学習社会の実現に寄与する。

（出典：金沢大学中期目標・中期計画（根拠資料 1-3【ウェブ】））

このほか、「YAMAZAKI プラン」においても、社会連携・社会貢献に関する大学改革の方針を明示している（根拠資料 1-16【ウェブ】）。

これらの金沢大学憲章，中期目標，中期計画及び年度計画，YAMAZAKI プランは，大学の公式 Web サイトにおいて公開し，学内教職員も共有可能な環境を整えている。

以上により，大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していると判断できる。

点検・評価項目 2 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき，社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また，教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

【評価の視点】

- 学外組織との適切な連携体制
- 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
- 地域交流，国際交流事業への参加

【1】学外組織との適切な連携体制

本学における研究推進及び産学連携・知的財産管理に関しては先端科学・イノベーション推進機構，地域社会との連携・課題解決に関しては地域連携推進センターという 2 つの組織においてそれぞれの機能を担ってきたが，前述した方針に基づき，本学の研究力強化と本学が有するリソースを産業，地域振興，行政，人材育成，医療等，社会のあらゆる領域に還元し，多様なセクターとの実効的な社会実装をより推進することを目的として，平成 30 年度 2 月に，既存組織の両組織を発展的に再編・統合の上，「先端科学・社会共創推進機構」を創設した（根拠資料 9-1）。同機構において，新たな時代を見据えた新技術や研究成果の社会実装，人生 100 年時代に向けた人材育成や新たな学びの提供，地域との連携による様々な課題の解決など，大学から地域社会への「知」の還元を，教員と URA，事務職員で構成するグループやプロジェクトチームが戦略的に推進している。これにより，産学官連携と地域連携活動を一体化した社会共創活動を実現している。

また，国際機構を中心として国際連携に取り組んでおり，平成 26 年度にはスーパーグローバル大学創生支援事業に採択され，グローバルな視点から地域と世界に貢献する人材の育成に注力するとともに，国際的な諸機関その他の組織との連携を推進している。海外協定機関は，平成 27 年度時点では 41 カ国 1 地域 279 機関であったが，令和元年度には 46 カ国 1 地域 279 機関に拡充している。また，海外事務所を平成 27 年度 14 施設から令和元年度には 26 施設に拡充し，留学説明会や研究交流を実施するなど交

流を促進している。さらに、大学等研究機関が、海外のトップクラスの研究機関と世界水準の国際共同研究を行うことを通じて、相手側への若手研究者の長期派遣と相手側からの研究者招へいの双方向の人的交流を展開する取組を支援する、日本学術振興会の「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム」等を活用し、若手研究者の海外留学を推進している（根拠資料 9-2【ウェブ】）。

【2】社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

中期計画に係る年度計画やYAMAZAKIプランにおいて、社会連携・社会貢献に関する活動の展開等を明示し、組織的に活動を展開している。例えば、中期計画においては、社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置として、以下のとおり定め、計画的・組織的に取組みを実施している。

国立大学法人金沢大学中期計画（抜粋）

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

[7-1] 第2期中期目標期間に展開した里山里海マイスター事業や公開講座等の実績を踏まえ、本学の研究者、研究実績等、多岐にわたる優れた知的資源を活用し、生涯を通じた多様な学習機会を提供する。

[7-2] 第2期中期目標期間に開始したCOC（Center of Community）事業を更に発展させ、「地（知）の拠点大学」における地方創生事業として、学生のライフキャリアの開発をベースとする新たなインターンシップを実施する等、金沢・加賀・能登において地域思考型教育を展開する。

（出典：金沢大学中期目標・中期計画（根拠資料 1-3【ウェブ】））

上記の理念、中期目標・中期計画等に基づいた、社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進状況は以下のとおりである。

（1）地域社会の課題解決

「地域課題に取り組むマインドを持った人材の育成」、「自然と共生する持続可能な能登の社会モデルを世界に発信する人材の育成」に向け、石川県、輪島市、珠洲市、能登町、穴水町及び地域の民間組織との協働により、「能登里山里海マイスター育成プログラム」を展開している。

本プログラムでは、地域の課題解決を目指す先進地として、高等教育機関がなく、また、過疎・高齢化が進む能登地域を拠点とし、1年間の講義と実習を通して、世界農業遺産に認定された能登の里山里海、自然・文化・社会・経済といった様々な切り口で能登について学ぶことができる「本科」のほか、インターネット上で本科の講義を視聴し指導を受ける「遠隔教育科」（日本語コース及び英語コース）を開講している。

さらに、令和元年度から、同プログラムを発展的に見直し、SDGsの観点を取り入れた「能登里山里海SDGsマイスタープログラム」として実施している（根拠資料 9-3）。「専科コース」を新たに設置し、「本科」と「遠隔教育科」を合わせ、31名が履修した。

また、「本科」及び「専科」の修了生には「能登里山里海マイスター」又は「能登里山里海 SDGs マイスター」の称号を付与し、令和元年度までに 196 名のマイスターを輩出しており、そこで培った能力を生かし、生業として能登地域で活躍する人材を育成していることから、能登地域におけるひとの集積、地域再生・活性化等につながっている。

これらの取組が高く評価され、平成 30 年 2 月に「第 7 回地域産業支援プログラム表彰事業（イノベーションネットアワード 2018）」において、大学や高専当による地域貢献のための産学官連携の取組のうち、最も優秀な取組として文部科学大臣賞を受賞とともに、平成 29 年度国立大学法人評価の業務に実績に関する評価結果における教育研究の質の向上の状況にて“注目される”と取り上げられており、本取組が国内においても高く評価され、地域社会の課題解決の実現に大きく貢献している。（根拠資料 9-4、9-5）。

（2）地域思考型教育

平成 25 年度から開始している文部科学省 COC (Center of Community) 事業を更に発展させ、平成 27 年度に採択された「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を活用し、本学を中心に、県内の全自治体や 8 大学で構成する「いしかわ学生定着推進協議会」の下、オールいしかわ体制で学生の県内定着に向け、①地域創成概論、②共創インターンシップ、③夢のある起業モデル構築の 3 つを柱とした「地域思考型教育」を本学及び県内の高等教育機関の学生を対象に実施した（根拠資料 9-6）。

①地域創生概論では、学生の地域理解を促進するため、石川県の独自の文化や歴史、自然環境、それらによって育まれた地域の優れた産業や世界をリードする技術等を紹介する e-learning 教材として「いしかわ未来可能性（地域創生概論）」を開発するとともに、「地域概論」の必修教材として活用し、地域思考型育を実施している。また、同教材は県内高等教育機関にも提供し、令和元年度までに 8 大学で約 5,500 名の新入生が受講している。

②共創インターンシップでは、学生が県内において第一線で活躍している仕事人（地域サポーター）との出会いを通じ、地域の魅力を発見し、地域で生きていくこと、地域の未来を自ら考える場づくりの機会として共創インターンシップを実施した。

| 実施年度 | インターンシップ名 | 参加者数 |
|------|---|-------|
| 2016 | ・出会ってんじゃないプロジェクト ・I LOVE いしかわ学生創出会議 | 255 名 |
| 2017 | ・出会ってんじゃないプロジェクト ・I LOVE いしかわ学生創出会議 | 485 名 |
| 2018 | ・いしかわ共創インターンシップ【いしかわ魅力発見】 ・みんなで創るスーパーレクチャー | 264 名 |
| 2019 | ・いしかわ共創インターンシップ【地域活性化型】 ・いしかわ共創インターンシップ【企業体験型】 | 252 名 |

（出典：金沢大学事務局作成）

③夢のある起業モデル構築では、学生時代から成長角度を引き上げることを目的と

して、時代が求める「起業マインド」を持つ創造的人材を育成するため起業塾「いしかわ未来アカデミー」を民間企業と共同により設置し、令和元年度までに 135 名に対し、「学習」と「実践」を組み合わせたアントレプレナーシップ教育を実施した。

これらの取組の結果、8 大学及び本学学生における石川県内での就職率が上昇し、「ひと」の地域への集積が向上し、地域経済の発展に至っている。

また、石川県内の新たな高等教育機関全体の魅力向上を形成するため、高等教育機関相互の連携、地域社会や中学校・高等学校等との連携を深める役割を担い、これらの連携による教育交流、情報発信、調査研究等を行い、高等教育の充実・発展及び地域社会の学術・文化・産業の発展に寄与することを目的とし、本学を中心として平成 18 年に発足した「大学コンソーシアム石川」が、その公益性により、平成 28 年 4 月 1 日に「公益社団法人大学コンソーシアム石川」となり、本学学長が会長を務めている（根拠資料 9-7）。大学コンソーシアム石川では、県内の各高等教育機関が連携し、いしかわシティカレッジにおいて様々な分野の授業科目を開講しており、履修の輪を広げられるよう単位互換制度を設けている。また、平成 27 年度から石川県内の協賛企業等の支援により、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～地域人材コース」では、学生の留学を支援（令和元年度までに 44 名が留学）し、グローバルな人材の育成に取り組んでいる。さらには、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」終了後も地元定着を促進するため、インターンシップや企業ガイダンスにかかる費用等を助成する「大学生の地元定着推進事業」等を実施している（根拠資料 9-8【ウェブ】）。

（3）生涯を通じた多様な学習機会の提供

本学の研究者、研究実績等、多岐にわたる優れた知的資源を活用し、生涯を通じた多様な学習機会を提供するため、前述した里山里海マイスター事業や公開講座、ミニ講演等教育事業を実施している（根拠資料 9-9）。

さらに、新たな学びの構築に向け、社会人向けのリカレント教育を抜本的に見直し、令和元年度から、新たに高付加価値な教育事業を加え、社会人向けの教育事業を「金沢大学オープンアカデミー（KOA：Kanazawa university Open Academy）」として全体を再構築した（根拠資料 9-10【ウェブ】）。KOA では、ベーシックコース、アドバンスドコース、プロフェッショナルコース、プレミアムコースの 4 つのコースから構成され、“愉しむものから役立つものまで”幅広く社会のニーズに対応しておりアドバンスドコースでは、金沢市西町教育研修館内の金沢大学サテライト・プラザにおける講座のほか、遠隔地教育システムによる珠洲市内、小松市内、能登町内のサテライト施設への映像配信も行い、県内全域の学習ニーズに対応した学びを提供している。令和元年度には 36 講座開設し 808 名（うち遠隔地配信受講者 82 名）が受講した。

また、国立研究開発法人科学技術振興機構 2017 年度「ジュニアドクター育成塾」に採択された「未来の科学・技術を担う探究意欲と科学を楽しむ心をもった子ども（未来の科学者）の育成」事業を活用し、小・中学生に対し、第 1 段階及び第 2 段階に分けプログラムを展開している（根拠資料 9-11【ウェブ】）。受講生の中から、ジュニアドクター育成塾の全国研究発表会（サイエンスカンファレンス 2018）にて研究活動の成果

をポスター発表し、優秀な研究に与えられる「分野賞」を、参加大学では唯一となる発表者全員が受賞するなど、未来の科学者育成に寄与している。

(4) 社会共創によるアントレプレナーシップ教育

自治体や企業と連携し、ビジネスアイデアを創造する「アイディアソン」や先端技術を活用したサービスなどの開発に挑戦する「ハッカソン」を開催している。参加学生は、課題発見から成果発表までの一連の流れを、限られた時間内にチームで協働して実践することで、アントレプレナーシップを身につける。事例として、北陸農政局との共創で、広く学生に農業や地域の現状を学び、関心を持つ機会を提供することにより、従来の考え方に捉われない斬新な発想で農業や食品産業が抱える課題の解決策を考え、社会実装を目指すことを目的とした「アグリソン」や、加賀市との連携の下で「地方創生IoT×動画マーケティングハッカソン in 加賀」を開催。IoT（モノのインターネット）や動画といったデジタル技術を活用して加賀市の地域資源及び観光資源の魅力発信を考えることを目的とした「マーケティングハッカソン」を実施した（根拠資料 9-12【ウェブ】）。令和元年度には 18 のイベントを実施し、延べ 601 名の学生が参加している。

また、石川県との連携により、地域の次代を担う学生に必要なアントレプレナーシップを養うことを目的として起業家としての経験を持つ 8 人の有識者を外部講師として招き、21 世紀の働き方、事業創造の考え方、地域の可能性など、テーマに応じた講義を通じて、主体性を持って行動する重要性を学ぶ「2040 年の仕事論」を令和元年度から開講している（根拠資料 9-13）。

このほか、令和元年に合同会社 DMM.com と地方創生に資するアントレプレナーシップ教育推進に関する連携協定を締結し、DMM.com の起業ノウハウと本学の教育・研究成果を融合し、相乗効果を発揮することで、学生のアントレプレナーシップ教育のほか、起業家輩出に向けた環境構築、起業家の地域定着など地方創生に資する取り組みを加速させることを目指している（根拠資料 9-14）。また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）と起業家支援に係る相互協力の覚書を締結し、相互協力し、相乗効果を発揮することで、本学発ベンチャー創出のほか、ベンチャー支援人材やオープンイノベーションを生み出す人材の育成、学生のアントレプレナーシップ教育を一層推進することを目指している（根拠資料 9-15）。

(5) 研究成果の社会実装

研究成果の社会実装を目指し、「自動運転システム」や「健康管理システム」、新たに創設した「共創型研究支援プロジェクト」等の産学間連携プロジェクトを組織的に展開し、平成 30 年度には文部科学省「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」及び内閣府総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第 2 期「自動運転（システムとサービスの拡張）」の採択等、社会課題に向き合う大型プロジェクトを展開している（根拠資料 9-16, 9-17【ウェブ】）。

また、意匠設計から製品製造まで設計生産技術に関わるあらゆるプロセスを担う研究者が在籍している本学の強みを生かし、スマート設計生産技術の開発・社会実装研究の実施により、オンデマンド“モノづくり”を支えるスマート設計生産システムの構築

を目指し、平成 28 年度に設置した理工研究域内の先端製造技術開発推進センターを発展的に解消し、本学に附置する研究所として「設計製造技術研究所」を令和元年度に設置し、同研究所において、国内外の大学、研究機関、企業との連携を基に、世界をリードする「モノづくり」のイノベーション拠点として、研究成果の社会実装に向けた運営を開始している。さらに、本学が持つ自立型自動運転技術を基軸に、地域経済学、都市工学、交通工学、社会医療学などと連携し、次世代のモビリティ、モビリティ社会の実現に向けた統合的な研究を行うことを目的とした高度モビリティ研究を令和 3 年 4 月に設置予定である。

個別の研究課題に限った企業との交流だけではなく、「組織」対「組織」で幅広く交流して、ともに課題解決を図る産学連携包括連携協定による企業との交流も進めている。加えて、大学が施設や設備を提供し、企業から教員と研究費を受け入れることにより、企業と共に大学の研究成果の社会実装および産業展開を目指す新たな研究制度として「共同研究講座・共同研究部門」を平成 28 年度に導入し、令和元年度には、「産学連携の包括的推進に関する協定」を締結した株式会社ダイセルと学内で初めて設置した「先導科学技術共同研究講座」を含め、計 3 つの共同研究講座を設置した。あわせて、共同研究における管理運営費の取扱いについて大幅な見直しを行い、平成 27 年度から令和元年度において民間企業との共同研究件数が約 1.2 倍、受入金額も約 2 倍へとそれぞれ増加し、外部資金を投入した研究の展開及び社会実装を目指す体制が強化された（根拠資料 9-18, 9-19）。

（6）自治体、企業からの出資による教育研究環境の整備

本学では、社会との連携を強め、民間企業や自治体等からの資金提供による教育研究施設の整備を積極的に行うことにより、新たな知の創出に向けた教育研究環境の更なる充実を図っている。

平成 29 年度には本学と SOLTILO 株式会社・金沢市が協働した「金沢大学スポーツ・地域活性化ドリームプロジェクト」において、SOLTILO 株式会社が総工費約 3 億円を負担し、屋外運動施設（サッカー場及び陸上競技場）を再整備し、3 面の人工芝及び 14 基の照明設備を設置した。これによりスポーツ活動を通じたグローバル人材の育成や青少年教育の振興に寄与している（根拠資料 8-27【ウェブ】）。

また、平成 30 年度には能登町との「人づくり・海づくり協定」に基づき、能登町から建物及び敷地の整備・寄付の支援（6.2 億円）を受け、理工学域能登海洋水産センターを整備した。理工学域生命工学類の教育施設として立地を生かした実習・課題研究を実施するとともに、海洋資源・養殖技術の開発や漁業のブランディング等、新産業創出に向けた研究も展開している（根拠資料 8-28【ウェブ】）。

さらに、脱石油、脱炭素社会の実現を見据えた、教育研究の多様化、高度化の推進に向け、株式会社ダイセルと「新産学協働研究所（仮称）」の整備等に関する覚書を令和 2 年 12 月に締結した。本整備により、本学とダイセルのみならず、関連する多くの民間企業や大学、研究機関とも連携した産学連携を強力に推進するバイオマス研究の世界的な拠点形成を目指すこととしており、同研究所の建設費用約 30 億円をダイセルから提供を受け、令和 4 年秋に竣工する予定である（根拠資料 8-29【ウェブ】）。

以上のように、民間企業や自治体等、社会からの投資による施設・設備の整備により教育研究環境を充実させ、これらの成果として新たな産業や雇用を創出し、北陸の地域創生に貢献することで社会から大学への更なる投資を呼び込む好循環の確立を図っている。

(7) 共同利用・共同研究拠点

本学ではがん進展制御研究所及び環日本海域環境研究センターが共同利用・共同研究拠点として認定されている。これらの拠点において、新たな国際交流協定の締結に加え、国際シンポジウムや研究会の開催等、国内外の優れた研究機関との活発な研究交流を行い、国際ネットワークを強化している。これらの成果により、国際共同研究の実施数が増加（平成 28 年度から令和元年度までに、がん進展制御研究では 39 件、環日本海域環境研究センターでは 81 件実施）するとともに、研究成果が国際的評価の高い学術誌へ掲載されており、2つの組織とも、第3期中期目標期間中の国立大学法人評価において“注目される”と高く評価されている（根拠資料 9-20）。

(8) 新型コロナ対応ウイルス感染症（COVID-19）対応

附属病院において、石川県内の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況による石川県からの要請に従い、新型コロナウイルス感染症重症患者の受入れを行うべく、ハード面及びソフト面での環境整備を行った。また、院内感染防止の取組として、発熱患者トリアージ、面会禁止、マスク着用及び手指のアルコール消毒の徹底、学生実習受入れの中止等を行った。さらに、県内の感染防止対策に貢献するべく、副病院長や医学系教員を石川県専門家会議に委員として派遣した。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対するワクチン・治療薬の開発等に関わる研究の支援を目的として、幅広く個人からの寄付を募集するために三井住友信託銀行株式会社と「新型コロナワクチン・治療薬開発寄付口座」の設定に関する覚書を締結し、口座設定と同時に、同大の新型コロナウイルス治療薬の開発および既存薬の転用に関する研究支援のために同社から 1 千万円が寄付された。

【国際交流事業への参加】

国際化を加速する事業として、平成 29 年度に採択された「大学の世界展開力強化事業～日露をつなぐ未来共創リーダー育成プログラム～」では、カザン連邦大学、クラスノヤルスク医科大学等、計 8 機関と共同し、日本とロシアの両国の未来をともに作り上げていくリーダーを養成する学生教育プログラムを実施している（根拠資料 9-21）。令和元年度には 80 名の学生を派遣し、57 名の留学生を受け入れている。

このほか、留学生のキャリア形成の一環として、信州大学と共同プログラムである「かがやき・つなぐ」北陸・信州留学生就職促進プログラムが、2017 年度文部科学省「留学生就職促進プログラム」に採択された（根拠資料 4-20【ウェブ】）。日本の企業へ就職を目指す留学生に対し、「ビジネス日本語」や「企業文化組織論」等の教育プログラムを実施し、令和元年度までに 71 名がプログラム科目単位を修得している。

点検・評価項目 3 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

第3期中期目標において、大学の理念に基づいた社会連携・社会貢献に関する中期目標と、それを達成するための中期計画・年度計画を策定しており、企画評価会議において、全学の自己点検・評価を行っている。社会連携・社会貢献に関する目標に関する年度計画については、社会共創担当理事の下、研究企画会議、研究・社会共創推進部等を中心に、年度計画の実施状況の自己点検・評価を実施した上で、企画評価会議において、その報告を受けて、全学的な視点から点検評価を行っている。その結果は、各年度の「年度計画の実施状況に係る自己点検評価書」を通して、担当部局にフィードバックされ、改善方策の立案・実施及び以降の年度計画の立案に反映している。

また、全学の自己点検評価として行っている基本データ分析による自己点検評価では、重点項目に社会連携・社会貢献の項目を設け、公開講座の実施数・受講者数や、里山里海マイスタープログラムの受講者数等のデータを収集し、全学自己点検評価委員会において分析を行い、改善が必要な場合は担当部局に改善計画の作成を求めている。

これらの、企画評価会議等による自己点検評価の結果を踏まえ、大学改革推進委員会において、大学改革の基本方針や方策、その実施工程をまとめた「YAMAZAKI プラン」のフォローアップや見直しを行っており、これまで先端科学・イノベーション推進機構と地域連携推進センターがそれぞれ担ってきた機能を連携させ、より強化するために、両組織を発展的に再編・統合した先端科学・社会共創推進機構を創設し、産学官連携と地域連携活動を一体化した社会共創活動を実現するに至っている。

以上により、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

(2) 長所・特色

【1】能登里山里海マイスタープログラム

地域の課題解決を目指す先進地として高等教育機関がなく、過疎・高齢化が進む能登地域を拠点とし、1年間の講義と実習を行う「能登里山里海マイスタープログラム」（令和元年度から「能登里山里海 SDGs マイスタープログラム」）では、世界農業遺産に認定された能登の里山里海、自然・文化・社会・経済といった様々な切り口による能登での学びを提供することにとどまらず、修了者がそこで培った能力を生かし、能登に定住し、生業として能登地域で活躍しており、プログラムを通じた、“ひとの集積”や“地域再生・活性化”にも貢献するに至っている。本事業は、平成30年度に「第7回地域産業支援プログラム表彰事業（イノベーションネットアワード2018）」

において、大学や高専等による地域貢献のための産学官連携の取組のうち、最も優秀な取組として文部科学大臣賞を受賞するとともに、2017年度国立大学法人評価における教育研究の質の向上の状況にて“注目される”と取り上げられており、国内においても高く評価され、知の拠点大学として生涯学習社会の実現に大きく貢献している本学の特徴的な事業である。

【2】大学コンソーシアム石川

石川県内の新たな高等教育機関全体の魅力向上を形成するため、高等教育機関相互の連携、地域社会や中学校・高等学校等との連携を深める役割を担い、これらの連携による教育交流、情報発信、調査研究等を行い、高等教育の充実・発展及び地域社会の学術・文化・産業の発展に寄与することを目的とし、本学を中心として発足し、本学学長が会長を務める「公益社団法人大学コンソーシアム石川」において、石川県の高等教育を牽引する役割を果たしている。

大学コンソーシアム石川では、県内の各高等教育機関が連携し、いしかわシティカレッジにおいて様々な分野の授業科目を開講し、単位互換制度を設け、高等教育の充実と魅力の向上を図るとともに、県民にその機能を提供しながら地域との連携・交流の場となっている。また、平成27年度から石川県内の協賛企業等の支援により、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～地域人材コース」では、学生の留学を支援（令和元年度までに44名が留学）し、グローバルな人材の育成に取り組んでいる。さらには、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」終了後も地元定着を促進するため、インターンシップや企業ガイダンスにかかる費用等を助成する「大学生の地元定着推進事業」等を実施している。

（3）問題点

なし

（4）全体のまとめ

「現状説明」で述べたように、本学の社会連携・社会貢献に理念・目標は金沢大学憲章及び中期目標、YAMAZAKIプランにおいて適切に明示されている。これらの方針に基づき、先端科学・社会共創推進機構や国際機構を中心に、大学コンソーシアム石川と連携した地域志向型の教育事業や、金沢大学オープンアカデミーによる生涯を通じた多様な学習機会の提供、国際交流事業への参加等、社会連携・社会貢献に関する取組を着実に実施している。長所・特色として取り上げた「能登里山里海マイスタープログラム」は「第7回地域産業支援プログラム表彰事業（イノベーションネットアワード（2018）」において、大学や高専等による地域貢献のための産学官連携の取組のうち、最も優秀な取組として文部科学大臣賞を受賞するなど、国内においても高い評価を受けている。

また、企業や自治体等と幅広く交流し、「組織」対「組織」で連携を強め、ともに課題解決を図る連携協定等による交流を進めている。大学が施設や設備を提供し、企業

から教員と研究費を受け入れることにより、企業と共に大学の研究成果の社会実装および産業展開を目指す「共同研究講座・共同研究部門」の導入や、能登町から約 6.2 億円の建物及び敷地の整備・寄付を受け整備した理工学域能登海洋水産センター、株式会社ダイセルから約 30 億円の資金提供を受けて令和 4 年秋に竣工予定の新産学協働研究所（仮称）等、本学と企業・自治体等のそれぞれが持つ資源を提供し合うことで、教育研究、産学連携環境の充実とその成果の社会還元を推進しており、これにより新たな産業や雇用を創出し、北陸の地域創生に貢献することで、社会から大学への更なる投資を呼び込む好循環の確立を図っている。

これらの取組に関して、企画評価会議等において、全学的な自己点検評価を、行っており、これに基づき、大学改革推進委員会において、大学改革の基本方針や方策、その実施工程をまとめた「YAMAZAKI プラン」のフォローアップや見直しを行い、改善・向上に取り組んでいる。

これらのことから、本学の社会連携・社会貢献は「大学基準に対して良好な状態にあり、理念・目的、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である」と判断する。

第 10 章第 1 節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目 1 大学の理念・目的，大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

【評価の視点】

○大学の理念・目的，大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学の理念・目標を明示した「金沢大学憲章」において，大学運営における基本的な目標を以下のとおり定めている。

金沢大学憲章（抜粋）

（運営）

7. 金沢大学は，それぞれの部局が専門性と役割に基づき独自性を発揮しつつ，全学的にそれらを有機的に関連させ，自主的・自律的に運営する。また，計画の達成度を評価し，組織・制度の見直しを含めて不断の改革を進める。

8. 金沢大学は，国からの交付と自己収入から成る資金を厳格かつ計画的に活用するとともに，人権を尊重し，すべての構成員が職務に専念できる安全な環境を提供する。また，公共に奉仕する国立大学法人としての社会的な説明責任に応える。

（出典：金沢大学憲章（根拠資料 1-2【ウェブ】））

第 3 期中期目標期間においては，中期目標前文において，本憲章に掲げる理念・目標の実現に向け，持続的な“競争力”を持ち，高い付加価値を生み出し，21 世紀における世界の先端に位置する真の“グローバル大学”となるべく，学長のリーダーシップの下，戦略的な運営マネジメントにより，教育研究のあらゆるシステムを徹底的に国際化し，学術研究・教育等に係る機能を強化することを記載し，業務運営の改善及び効率化に関する目標，財務内容の改善に関する目標と，それを達成するための中期計画・年度計画をそれぞれ設定している。

（根拠資料 1-3 【ウェブ】）

さらに，本学が中・長期的な目標に向けて，どのように変わるべきかという課題を分析し，課題を解決するための具体的な戦略やアクション計画を「YAMAZAKI プラン」として策定し，2 年ごとに見直しを行っている。直近に策定した「YAMAZAKI プラン 2020 Next Stage」では，大学運営における，積極的なガバナンス改革による戦略的マネジメントの推進についての戦略を策定している（根拠資料 1-16 【ウェブ】）。

大学憲章，中期目標・中期計画及び YAMAZAKI プランはそれぞれ本学 Web サイトに掲載している。また，中期目標・中期計画，YAMAZAKI プランのいずれも，教育研究評議会において

審議・報告を行い、会議の構成員である部局長等の下、学内に周知することは当然のことながら、これに加え、策定過程において、学内構成員に意見を求め、寄せられた意見も踏まえ策定しており、その内容は、学内に浸透している。

点検・評価項目 2 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

【評価の視点】

○適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

○適切な危機管理対策の実施

【1】適切な大学運営のための組織の整備

本学では、金沢大学規則第8条において、学長について定めている。学長は、学校教育法に規定されている学長の職務を行うとともに、法人を代表しその業務を総理し、教学面と経営面双方の権限を持っており、本学の方針に掲げる学長のリーダーシップによる戦略的な運営マネジメントが実行可能な体制の礎となっている。

国立大学法人金沢大学規則（抜粋）

第8条 この法人に、法人法第10条第1項の規定により、その長として学長を置く。

2 学長は、法人法第12条第1項の規定により、この法人の申出に基づいて、文部科学大臣が任命する。

3 学長は、法人法第11条第1項の規定により、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第3項に規定する職務を行うとともに、この法人を代表し、その業務を総理する。

(出典:国立大学法人金沢大学規則(根拠資料2-1))

学長の選考にあたっては、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第12条第2項及び金沢大学規則第14条第1項に基づき学長選考会議を設置し、同規則第14条第11項の規定に基づき、金沢大学学長選考規則及び金沢大学学長選考実施細則を定め、金沢大学学長選考会議が行う学長候補者の選考等に関し必要な事項を定めている(根拠資料10(1)-1, 10(1)-2)。

学長選考会議の構成員は教育研究評議会の委員から7人、経営協議会の学外委員から7人選出されるほか、理事を2人まで加えることができる。学長候補者の選考は、選考会議への候補者の推薦、所信等説明会及び選考会議における学長候補者との面談を経て行う。選考

会議は、最終候補者を決定したときは、選考結果、選考理由及び当該決定に至る経緯を公表することによって透明性を担保している。

理事の選任方法や権限については、金沢大学規則において、以下のとおり定めている。

国立大学法人金沢大学規則（抜粋）

- 第9条 この法人に、法人法第10条第2項の規定により、役員として6人以内の理事を置く。ただし、任命の際現にこの法人の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）の非常勤理事を1人以上置く場合は7人以内とする。
- 2 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が任命する。ただし、任命するに当たっては、学外者を2人以上（学外者が学長に任命されている場合は1人以上）含むものとする。
 - 3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理する。
 - 4 理事は、あらかじめ学長の定める順位に従い、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。
 - 5 理事の任期は、2年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。
 - 7 前2項の規定にかかわらず、学長が欠員となった場合において、新たに学長が任命されたときは、理事の任期は終わるものとする。
 - 8 理事は、再任されることができる。
 - 9 常勤の理事は、金沢大学副学長を兼ねる。
 - 10 前項の副学長は、学校教育法第92条第6項に規定する教授の職務を併せて行うことができる。この場合において、当該副学長は、金沢大学教授を称することができる。

（出典：国立大学法人金沢大学規則（根拠資料 2-1））

理事は学長が任命し、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理することとなっており、学長によるガバナンス体制を強化している。また、常勤理事は副学長を兼ねており、運営、教学の両面において学長の補佐を行っている。

理事のほか、役員として文部科学大臣が任命する監事を2名置き、学長・理事から独立して法人の業務を監査している。

本学の重要事項に関する意思決定プロセスは、経営に関する重要事項は過半数が学外者で構成される経営協議会、教育研究に関する重要事項は学内者で構成する教育研究協議会において審議を行った後、学長及び理事で構成する役員会で議決を行い、学長が最終決定をしている（根拠資料 10(1)-3～10(1)-4【ウェブ】）。

また、本学では、学長主導による迅速かつ的確な意思決定に資するため、「大学改革推進委員会」を設置し、大学改革・機能強化に関する事項の審議・検討するほか、「教員人事戦略委員会」を設置し、教員配置計画に関する事項を審議し、学長のリーダーシップの下、戦略的なマネジメントを推進し、教育研究の質や教職員のパフォーマンスを最大化できる環境実現に向けた体制を構築している（根拠資料 1-23, 10(1)-5）。

教授会は、「金沢大学学則」第 27 条に基づき、各学域・研究科・研究域等の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、教授会として各系教育研究会議を置き、その下に学類会議、研究科会議、系会議を置いている他、各研究所等に教授会を置いている（根拠資料 1-1）。

教授会の権限については、学校教育法第 93 条第 2 項及び第 3 項に基づき、指定の事項を審議し、学長又は教授会を置く組織の長に意見を述べるものとするを学則第 30 条に定めている。

金沢大学学則（抜粋）

第 30 条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議は、学校教育法第 93 条第 2 項及び第 3 項に基づき、次に掲げる事項を審議し、学長又は教授会を置く組織の長に意見を述べるものとする。

- (1) 当該研究域長、国際基幹教育院長、がん進展制御研究所長及びナノ生命科学研究所長の候補者の選考に関する事項
- (2) 教員の人事及び選考に関する事項
- (3) 中期目標・中期計画及び年度計画(法人の経営に関するものを除く。)に関する事項
- (4) 規程(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育及び研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (5) 教育及び研究に係る予算の執行に関する事項
- (6) 教育課程の編成に関する事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (10) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
- (11) その他当該部局の教育及び研究に関する重要事項

(出典：金沢大学学則（根拠資料 1-1）)

教授会に関して必要な事項は教育研究会議規程等を整備し、明示している（根拠資料 10(1)-6）。また、本学における各種規程は金沢大学規程集 web サイトにて公表している（根拠資料 10(1)-7）

以上のように、学長をはじめとする所要の職を置き、管理運営に関する体制を整備し、役員及び各組織の権限及び責任を大学規則及び学則に明示し、学長のリーダーシップを生かし、適切な大学運営を行っている。

このほか、学生、教職員を含む本学のステークホルダーの意見を把握し、その意見を大学運営に反映するため、平成 27 年度から毎年度、ステークホルダー協議会を開催している。この協議会には、在学生、保護者、卒業生、受験生、地域住民、自治体、企業関係者、本学職員等、毎年約 100 名前後の者が参加しており、本学の教育・研究・運営等の近況を報告した上で、ステークホルダーのそれぞれの立場から見た意見を提示いただき、学長と意見交換を行う形態をとっている。また、提示された意見については、協議会終了後、大学で整理し

た上で、それらの意見を踏まえ、個別施策や大学運営等の改善を行っている。また、金沢市以外のステークホルダーの意見も活用し、大学運営等の改善に資するため、平成30年度は東京、令和元年度には大阪でも同協議会を開催するとともに、ステークホルダーごとの興味・関心を踏まえた上で体系的に本学の取組を取りまとめた冊子を毎年度作成し、配布するなど、開催場所や資料にも工夫を行っている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、対面による同協議会の開催は中止せざるを得ない状況であったが、代替措置として、本学Webサイトにて例年配布している冊子を掲載し、本学の活動状況を報告するとともに、本学Webサイト等にご意見・ご要望をお寄せいただく方法に変更し実施するなど、ポストコロナを踏まえた対応を行い、責務である情報の提供に遺漏がないよう最大限の配慮を行っている（根拠資料1-20【ウェブ】）。

これらの機会に各ステークホルダーから得た意見については、実施報告書を作成し、本学Webサイトで公開するとともに、例えば、超然特別入試に係る広報活動や自治体等との協定締結など、外部意見を活用した大学運営等の改善及び機能強化に取り組んでいることから高く評価され、平成28事業年度の国立大学法人評価において「注目すべき点」に取り上げられている（根拠資料9-20）。

【2】適切な危機管理対策の実施

危機管理対策として、「国立大学法人金沢大学危機管理規程」にて本学における様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に処理するための危機管理体制及び対処方法等を定めている。併せて、リスクマネジメント指針、対応マニュアル等を整備している（根拠資料10(1)-8, 10(1)-9, 10(1)-10【ウェブ】）。

また、規程やマニュアル等の整備に加え、災害等を想定した訓練も実施しており、例えば、地震等大規模災害に備え、全教職員及び学生を対象として、金沢大学緊急時連絡システム（C-SIREN）を使用した安否確認訓練を行っている。さらに、災害時における身の保全の習得だけではなく、防災意識の向上、防災対策組織の活動等を確認するため、角間キャンパス及び宝町・鶴間キャンパスにおいて、学生、教職員を対象に大規模地震の発生を想定した防災訓練を実施しており、留学生や外国人教員の速やかな誘導を行うため、日本語と併せて英語による避難誘導も行っている。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応としては、危機管理規程8条に基づき、危機対策本部を令和2年2月に設置し、同対策本部の下、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた金沢大学の活動指針」を策定の上、状況に応じた教育・研究等の個々の行動レベルを5段階に設定するなど、危機管理体制を強化し、感染症の拡大防止及び学生・教職員の健康と安全なキャンパス確保を第一として、全学的な対応を迅速に講じている（根拠資料10(1)-11）。

点検・評価項目 3 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

【評価の視点】

○予算執行プロセスの明確性および透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学では、国立大学法人法に基づく中期計画における、長期的視点に基づく中期目標期間中6年間の総額を示した財政計画（予算、収支計画、資金計画）のほか、本学独自の短中期的視点に基づく収入・支出予算の見直し策や6年間の各年度収支見通し等を組み込んだ、より具体的な財政計画を策定している。（根拠資料 1-3【ウェブ】、10(1)-12）。

本学独自の財政計画については、予算編成年度における特殊事情や国の予算制度の変更等に合わせ見直しを図っており、これに基づき、毎年度予算編成方針を策定している（根拠資料 10(1)-13）。

予算については、金沢大学会計規則第10条において以下のとおり定め、財務担当理事の下、財務部が中心となり同方針に基づき編成し、経営協議会、役員会の議を経て決定している。

国立大学法人金沢大学会計規則（抜粋）

第4章 予算

（予算編成）

第10条 学長は、中期計画に基づき毎年度予算編成方針を定める。

2 財務担当理事は、予算編成方針に基づき本学の予算を編成し、学長に提出する。

3 学長は、前項の予算の提出を受けたときは、経営協議会で審議し、役員会の議を経て、予算を決定するものとする。

（出典：国立大学法人金沢大学会計規則（根拠資料 10(1)-14））

学内予算は、財務部にて、各予算区分及び配分額を財務会計システムに全てデータ登録し、各予算を所管する部局等に配分しており、日常的な予算管理や予算執行は、財務会計システムによって管理・運用している。

予算配分を受けた各部局等の予算執行において、本学会計関係規則に則り物品等の購入については発注者の伝票入力に基づき部局等事務部が契約を行い、納品後に財務会計システムで支払伝票を起票している。物品等については支払伝票により、また、賃金・謝金・旅費等についてはそれぞれ専用の様式又はシステム入力により、予算区分を明示した上で実施ないし支払いの依頼を財務部に対して行っている。これらの会計取引は全て財務部において財務会計システムにて一元的に処理している。

また、研究費等にかかる不正防止の観点から、「国立大学法人金沢大学における研究費等の適正な管理に関する基本方針」に基づき、最高管理責任者（学長）の指示のもと、統括管理責任者（財務担当理事）を委員長とする研究費等不正防止計画推進委員会を設置し、不正防止計画の策定、不正防止に関する啓発・調査等を実施する体制を整備している（根拠資料 8-61）。各部局等においては部局責任者（各予算配分単位の長）とそれを補佐する部局副責

任者（各研究域の系長等）を中心に自主的に不正防止に努め、各部局等における問題点等は部局連絡調整役（各会計担当課長）が集約することにより、一元的に問題点を把握し、不正防止体制の強化を図っている。

予算執行に伴う効果の検証については、昨今の政府方針等にも「学内配分や用途等の見える化」・「教育・研究コストの見える化」が強く求められており、本学においても「見える化」を進め、基盤的な教育研究活動を支える予算を堅持しつつ、本学全体の方向性等を踏まえた改革を実現するための効果的・効率的な資源配分を実施するため、平成30年度決算から予算（現金）ベースによる部局別決算を導入している（根拠資料10(1)-15）。

加えて、財務諸表を作成・公表するとともに、監事監査、内部監査、会計監査人外部監査において、予算執行における適切性を監査し、予算執行における透明性を確保している（根拠資料10(1)-16）。

| |
|---|
| 点検・評価項目 4 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。 |
|---|

| |
|----------------|
| 【評価の視点】 |
|----------------|

| |
|------------------------|
| ○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 |
|------------------------|

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 職員の採用および昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善 |
|---|

本学では、「国立大学法人金沢大学事務組織規程」に基づき、事務組織を設置している。事務組織には、令和2年度4月1日現在において、法人監査室、企画評価室、学長秘書室、総務部、財務部、施設部、研究・社会共創推進部、学務部、国際部、情報部、人間社会系事務部、理工系事務部、医薬保健系事務部、病院部、スーパーグローバル大学企画・推進室、卓越大学院プログラム推進室、ナノ生命科学研究所事務室、学友支援室及び基金室を置いている。各事務組織においては、規模等に応じて必要な事務職員等を配置している。（根拠資料10(1)-17、10(1)-18）

事務組織は、中期計画において、「本学における機能強化戦略に応じ、大学運営の専門的職能集団としての機能を効果的に発揮するため、不断に事務組織とその配置を見直し、戦略的な事務組織の改編を行う。」と定めており、事務局各部・室に対して事務組織・人員配置に係る意向調査及びヒアリングを実施するとともに、学長のリーダーシップにより常に見直し・改編を行っている。近年では、平成30年度にWPI事業の円滑な実施のためナノ生命科学研究所事務室を設置し、令和元年度には、先端科学・社会共創推進機構の支援のため、研究・社会共創推進部を設置している。このほか、平成29年度には、全国に先駆けて研究室所属の技術職員を総合技術部として全学組織化し、関連する分野間での技術の継承、他分野との技術連携等により、高度かつ全学的な技術支援を展開している。

事務職員、施設系技術職員、教室系技術職員及び図書系事務職員の採用は、「国立大学法

人金沢大学職員採用規程」に基づき、東海・北陸地区国立大学等職員採用第一次試験を合格した者のうちから、本学が実施する面接考査等による第二次試験の結果に基づき行っている（根拠資料 10(1)-19）。職員の昇任に関しては、「国立大学法人金沢大学職員就業規則」に定め、勤務成績等に基づき、選考により行っている（根拠資料(1)10-20）。

業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備については、事務組織を常に見直し、必要な組織体制を整備した上で、戦略的に人員を配置し、後述する組織的なスタッフ・ディベロップメント（SD）研修等により、職員の育成を図っている。

大学運営における教職協働体制として、事務局長は、学長の指名する理事をもって充てており、事務全体を統括する職員の長として、学長や他の理事とともに大学運営における意思決定の場である役員会に参画している。また、各基幹会議においては、各会議担当理事が指名する教員とともに、事務部から各担当部長・課長が構成員として参画し、教職協働で審議を行っている（根拠資料 2-4）。

教学運営における教職協働体制については、基幹会議である教育企画会議に学務部長・学務部各科長が参画するほか、各部局の学生課においては、各学域・研究科の教員と、より近い距離で協働し、学生の履修管理・進級判定、定期試験の実施、各種会議および委員会等の事務局、規程改正の手続き等、教学運営のあらゆる面での事務を担い、有効な補佐を行っている。

人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善として、「金沢大学事務職員人材マネジメントプラン」（根拠資料 10(1)-21）に基づき、平成 25 年度及び平成 26 年度に事務職員人事評価を試行実施し、これに係るアンケート結果を踏まえ、管理職（副課長級以上の事務系職員）を対象とした目標管理型の評価制度を平成 30 年度に構築した。令和元年度には管理職全 103 名を対象に試行実施し、これに係るアンケート調査の結果及び令和 3 年度からの本格実施・給与等処遇への反映を踏まえた改訂を行い、令和 2 年度に改定施行した。

本制度は、管理職自身の行動について、当該役職に期待される役割、職務をどの程度果たせたかを評価する「行動評価」と、期首に設定した個人の目標について、進捗状況や達成度を評価する「達成度評価」を、管理職自らが自己評価した後、上位職による 1 次評価、2 次評価を経た上で、事務局長が最終評価を行う仕組みとなっている。また、目標設定時から期中評価時、期末評価時には、それぞれの一次評価者による面談及び指導・助言の実施や、期末評価時における下位職からの評価報告書を求めることを可能とするほか、本評価結果を勤勉手当及び昇給の成績優秀者並びに昇任等の選考に反映させることにより、職員の士気の向上に資するなど、本制度の実効性を高めるものとなっている。

| |
|--|
| 点検・評価項目 5 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。 |
|--|

| |
|----------------|
| 【評価の視点】 |
|----------------|

| |
|------------------------------------|
| ○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施 |
|------------------------------------|

職員研修については、「国立大学法人金沢大学職員研修規程」に必要な事項を定め、さらに、「金沢大学事務職員人材マネジメントプラン」を策定し、これに基づき、本学の理念及

びビジョンの達成に資する人材を育成するために各種改善充実及び種々の施策の制度設計を行っている（根拠資料 10(1)-22）

本学では金沢大学事務職員人材マネジメントプランに基づき、職員研修を体系化し、階層別研修、基礎研修、スキルアップ研修、特別研修に分類している（根拠資料 10(1)-23）。

階層別研修としては、国立大学協会主催の部課長級研修や、北陸地区の国立大学法人等で共同して実施している新任係長・専門職員研修等に参加させているほか、大学独自で初任者研修やマネジメント研修、民間派遣研修を実施している。

また、基礎研修としてコンプライアンス研修やハラスメント防止研修会等、職員のスキルアップのための研修として説明力向上研修や文書作成力向上研修等を実施しているほか、他大学等とも連携しながら分野別の研修も実施している。加えて、石川県や金沢市が実施する研修にも職員を参加させている。

さらに、特別研修として、本学における教育研究の国際化・グローバル化に対応するための事務職員の英語力強化を目指し、さらに、本学が海外展開していくために求められる国際対応力を備えた事務職員の養成を図ることを目的とし、平成 28 年度から実施している、金沢大学職員ビジネス英語研修や、金沢大学の事務職員及び技術職員が担う業務に ICT を活用することで、業務効率化と生産性向上を実現するため、現場においてこれを担うことができる人材を育成するため、令和元年度から実施している金沢大学 ICT 研修等、本学理念や目標の達成に資する人材を育成するための研修を組織的に実施している。（根拠資料 10(1)-24）

実施した職員研修については、アンケート調査、成果活用調査等により研修成果を測定し、その後の改善に反映させている。

このほか、若手職員の発案等を積極的に採用することで、意欲及び資質の向上を図っており、令和 2 年度には、若手事務職員の発案により、働き方改革と感染症対策を念頭に、事務室での座席位置の固定をなくし、業務に合わせて自由に座席位置を変化させるフリーアドレス化を実現した。これにより、打合せなどの業務を効率化し、デスク同士の正対を避けることで感染症対策にもつなげることができている。さらに、電子決裁も導入し、書類の印刷を大幅に削減して、従来から取り組んでいるペーパーレス化をより強く推進することで、テレワークで対応可能な業務範囲を広げるとともに、経費の削減、環境負荷の低減にも寄与している。

教員に対しては、各種 FD に加え、毎年度、新任教員説明会において、学長から本学の基本理念・目標、基本方針等、その後、各理事および担当副学長から所掌業務に係る重要課題等について説明し、本学の目標や大学運営等について理解を深める機会を設けているほか、「スーパーグローバル大学創成支援事業」の一環として、本学における教育研究の国際化・グローバル化を推進し、専門知識と教養を母語と英語両方で表現し、世界と分かち合える学生を育てるため、英語による授業実施を可能にするための教員の英語力強化を目指す、教員対象英語研修プログラム（KUELP 教員研修プログラム）等の SD を実施している（根拠資料 10(1)-25）。

点検・評価項目 6 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 監査プロセスの適切性
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

監査は、監事による監事監査、監査法人による会計監査人監査、法人監査室による内部監査を実施している。

監事監査は、金沢大学監事監査規程に基づき、本学の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計処理の適正を期することを目的として、監事が実施している（根拠資料 10(1)-26）。

監事は、監査計画と監査手続きに従い、理事及び内部監査部門その他の職員と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門（法人監査室）と連携し、情報の収集及び監査の環境の準備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、各部局等の業務及び財産の状況を調査している。

また、本学におけるガバナンス体制や学長及び理事の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（内部統制システム）について、役職員等からその整備及び運用の状況に関して定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めている。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表、事業報告書、及び決算報告書について検討している。監査結果は、文部科学省令で定めるところにより監査報告を作成の上、学長に報告している。学長は意見に基づき改善すべき事項があるときは、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に通知している。監査報告書は、財務諸表と併せて本学 Web サイトに公表している。（根拠資料 10(1)-16【ウェブ】）

内部監査は、金沢大学内部監査実施要項に基づき、本学の業務運営、予算の執行及び会計処理の適正を期するため、合法性、合理性及び経済性の観点から監査を実施し、業務の適正な遂行を図ることを目的として、法人監査室が実施している（根拠資料 10(1)-27）。法人監査室長は、毎年度、内部監査計画を作成し、学長の承認を得て業務監査・会計監査を実施している。監査にあたっては、あらかじめ実施しようとする部局の長に対し、実施日、監査員、監査項目その他必要な事項を通知した上で実施している。実施方法は実地監査、書面監査及びヒアリングにより行っている。監査室長は、監査員からの報告に基づき監査報告書を作成・学長に報告し、監査の結果、是正改善の措置をとる必要があると認めるときは、直ちに当該部局の長に対しその措置をとることを求めている。また、監査報告書は事務部の各部長を通じて、全職員に周知し、指摘事項については、定期的に改善状況の報告を求めている。

会計監査人監査は、国立大学法人法、国立大学法人会計基準等に基づき、財務諸表等の信頼性を担保することを目的として監査法人と契約を締結して実施している。会計監査人監

査の他、会計検査院による検査や、文部科学省等競争的資金配分機関による調査により、会計処理等の適切性が担保されている。

適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価として、監査のほか、企画評価会議において全学的な自己点検評価を実施している。大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するため策定された年度計画について、毎年度、各部局による実施状況の自己点検評価を点検・評価している。この評価結果は次年度の年度計画策定に生かされている。

また、データ分析による自己点検評価を実施し、企画評価会議において、実績値や経年変化を点検・評価し、改善を要するものについては、各部局等に改善計画の策定を要求し、改善・向上を図っている。

このほか、各部局において、部局の運営目標を毎年度期首に策定しており、目標策定にあたっては、学長・理事によるヒアリングを実施し、全学的な方針を踏まえた上で策定されている。この目標に対して当該年度末に自己点検評価を行い、これを学長が評価している。学長による評価結果を基に部局長裁量経費を傾斜配分しており、目標達成に対するインセンティブを与える仕組みとなっている。また、評価結果を踏まえて次年度の目標が策定されている。

これらの自己点検評価の結果等を踏まえ、大学改革推進委員会において、大学改革の基本方針や方策、その実施工程をまとめた「YAMAZAKI プラン」のフォローアップや見直しを行い、迅速な大学改革を展開している。一例を挙げれば、中期計画のうちの研究支援等に係る自己点検評価の結果を踏まえ、全国に先駆けた全学的な技術職員組織である総合技術部の創設に至っており、この組織の創設により、他分野との技術連携等が図られ、より高度な専門分野への技術支援が展開できている。

(2) 長所・特色

中期目標・中期計画に加え、本学の大学改革の指針となる「YAMAZAKI プラン」を策定している。また、改革に伴う迅速かつ的確な意思決定に資するため、「国立大学法人金沢大学改革推進委員会」を設置し、学長のリーダーシップにより、教育・研究力強化、グローバル化とともに、その基盤となるガバナンス強化に取り組むなど、全学を挙げた大学改革を断行している。さらに、内部質保証推進組織等によるそれらの達成度の検証結果や第4次産業革命・Society5.0に向けた社会システムの変革等を踏まえ次代のプランを策定するなど、機能強化に向けた自主的・自律的な大学運営を構築している。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

大学憲章、中期目標において中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を示すとともに、本学の大学改革の指針となる「YAMAZAKI プラン」を策定し、学長のリーダーシップの下、戦略的なマネジメントを推進し、教

育研究の質や教職員のパフォーマンスを最大化できる環境実現に向けた体制を構築している。

これらの方針に基づき、学長・役職者の選任方法・権限や教学組織と法人組織の権限と責任等について、諸規程により明示し、同様に危機管理体制についても、迅速かつ的確に処理するための規程・指針を定めており、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応も適切に行っている。

予算編成については、中期計画において財政計画を策定し、全学と部局において管理体制を整備した上で、適切に執行を行っている。

事務組織については、不断に組織とその配置を見直し、戦略的な事務組織の改編を行い、大学運営の専門的職能集団としての機能を効果的に発揮している。

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策については、マネジメントプランに基づき、スタッフ・ディベロップメント（SD）を体系化し、本学の理念及びビジョンの達成に資する人材を育成するために各種改善充実及び種々の施策を実施している。

大学運営の適切性についての点検・評価については、適切なプロセスによる監査のほか、企画評価会議による年度計画自己点検評価、データ分析による自己点検評価等により、PDCAが十分に機能している。これに加え、部局の運営目標や「YAMAZAKIプラン」の見直し、フォローアップにより改善・改革に取り組んでいる。

以上により、本学における大学運営が大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。と判断する。

第 10 章第 2 節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目 1 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

【評価の視点】

○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

本学では、中期計画における、長期的視点に基づく中期目標期間中 6 年間の総額を示した財政計画（予算、収支計画、資金計画）に加え、これに短中期的視点に基づく収入・支出予算の見直し策や 6 年間の各年度収支見通し等を組み込んだ、より具体的な本学独自の財政計画を策定している（根拠資料 1-3【ウェブ】，10(1)-12）。

本学独自の財政計画については、予算編成年度における特殊事情や国の予算制度の変更等に合わせて毎年度見直しを図っている。

また、中期目標における財務内容の改善に関する目標を達成するための中期計画として、以下のとおり定めている。

国立大学法人金沢大学中期計画（抜粋）

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金，寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

〔15-1〕 競争的外部資金等の獲得金額について、第 2 期中期目標期間終了時に比べ、第 3 期中期目標期間終了時まで 20% 程度の増加を目指し、世界トップレベルの研究力の醸成に向けた取組を実施するとともに、第 2 期中期目標期間に創設した先端科学・イノベーション推進機構を中心に、URA 等による組織的な外部資金獲得支援を行う。

〔15-2〕 第 1 期中期目標期間に創設した金沢大学基金を充実させるため、時機に応じて使途を特化したキャンペーンを実施する等、効果的な募金活動を展開する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

〔16-1〕 第 2 期中期目標期間に導入したタブレット型 PC によるペーパーレス会議等、同期間の経費抑制効果を踏まえ、業務手法や事務手続きの見直し等、更なる業務の効率化等を行い、経費を抑制する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

〔17-1〕 第 2 期中期目標期間において実施した資金運用の成果をもとに、更なる効率的な資金運用を行うため、毎年度策定する資金運用年度計画に基づき適切に運用する。

〔17-2〕 保有施設の更なる有効活用を図るため、教育研究組織の改編等に応じ、既存施設の利活用に係る再点検を行うとともに、同点検結果に基づく施設活用方策を実施する等、適切なスペースマネジメントを行う。

（出典：金沢大学中期目標・中期計画（根拠資料 1-3【ウェブ】））

これらの財政計画を適切に運用するため、毎年度、予算編成方針を定め、財務担当理事を中心に予算を編成している（根拠資料 10(1)-13）。

点検・評価項目 2 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

【評価の視点】

- 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
- 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
- 外部資金の獲得状況、資産運用等

本学の収入は、主に、国から交付される運営費交付金、施設整備費補助金、補助金等収入、自己収入（授業料、入学料及び検定料収入、附属病院収入、財産処分収入、雑収入）、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により構成されている。令和元年度における収入及び支出の状況は以下のとおりである。

(単位：百万円)

| 科 目 | 予算額 (R1年度) | 決算額 (R1年度) | 差 額 (対予算額) |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|
| 収入 | | | |
| 運営費交付金 | 15,344 | 16,067 | +723 |
| 施設整備費補助金 | 2,025 | 2,254 | +229 |
| 補助金等収入 | 1,476 | 1,676 | +200 |
| 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 | 41 | 41 | 0 |
| 自己収入 | 32,319 | 33,483 | +1,164 |
| 授業料、入学料及び検定料収入 | 5,675 | 5,517 | △158 |
| 附属病院収入 | 26,305 | 27,094 | +789 |
| 財産処分収入 | — | 385 | +385 |
| 雑収入 | 339 | 487 | +148 |
| 産学連携等研究収入及び寄附金収入等 | 4,560 | 6,757 | +2,197 |
| 長期借入金収入 | 594 | 594 | — |
| 目的積立金取崩 | 1,194 | 770 | △424 |
| 計 | 57,553 | 61,642 | +4,089 |
| 支出 | | | |
| 業務費 | 46,317 | 47,410 | +1,093 |
| 教育研究経費 | 22,096 | 22,295 | +199 |
| 診療経費 | 24,221 | 25,115 | +894 |
| 施設整備費 | 2,660 | 1,655 | △1,005 |
| 補助金等 | 1,476 | 1,500 | +24 |
| 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等 | 4,560 | 5,271 | +711 |
| 長期借入金償還金 | 2,539 | 2,526 | △13 |
| 計 | 57,553 | 58,361 | +808 |
| 収入-支出 | — | 3,281 | +3,281 |

(出典：財務ればと 2020 (根拠資料 10(2)-1))

国から国立大学法人へ交付される運営費交付金は、令和元年度においては約 160 億円が

本学に交付されている。これは本学収入合計額（附属病院収入を除く）の約46%に相当し、本学の業務運営の基盤的な財源となっている。しかしながら運営費交付金は、国の厳しい財政状況から、平成16年度の国立大学法人化以降、全体として減少傾向となっており、令和元年度に本学へ交付された運営費交付金についても、平成16年度と比べると約16億円（約9%）減少している。

第3期中期目標期間における運営費交付金の配分では、国立大学法人の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、3つの枠組みが設けられ、この枠組みごとの評価を通じた重点支援が行われている。本学は、「主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に世界で卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大学」である「重点支援③」を選択した上で、大学の機能強化に向けたビジョン・戦略と、それを達成するためのKPIを策定し、この達成に向けて取り組んでおり、令和2年度においては、重点支援③を選択した16大学の内、上位4大学に入る102.5%の配分率となる評価を受けている。（根拠資料10(2)-2）

また、3つの重点支援の枠組みによる評価に基づく配分に加えて、令和元年度からは、教育、研究、経営改革に係る各客観的指標により評価を行い、その結果を運営費交付金の配分に反映する「成果を中心とした実績状況に基づく配分」の仕組みが導入されており、これらの指標の改善に取り組んでいる。（根拠資料10(2)-3）

上記のとおり、毎年の評価によって、運営費交付金の配分額が増減する仕組みが昨今積極的に取り入れられており、国立大学法人は経営の安定化について、より一層の努力が求められる傾向にある。

本学ではこのような厳しい財政状況下においても、その理念・目的に基づいた戦略的事業を実施するために必要な所要額を確保するため、効率的な予算配分の仕組みを導入している。本学では、当初予算編成過程において、部局から提案のあった事業に係る経費を政策的経費として整理し、その全てについて評価を実施する事業評価制度を取り入れている。評価にあたっては、事業の決算状況のほか、必要性・緊急性・有効性・効率性の観点から多角的な評価を実施することにより、真に必要な経費に限定した予算配分を可能としている。令和2年度においては138件・約35億の部局要求を、116件・約26億円に節減する等、各種事業の徹底した適正化・効率化により、その財源を確保している。

以上のとおり、業務運営の基盤となる運営費交付金は減少傾向にあり、この減少分を補い、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るため、中期目標・中期計画に基づき、競争的外部資金等の確保や基金の充実、資産の運用及び業務コストの削減等に努めている。

外部資金獲得の拡大に向けては、本学独自の「戦略的研究推進プログラム」において、科研費採択に近い水準の研究や大型研究費申請予定者への支援のほか、学内COE制度として、世界的な研究拠点の形成を目指す「超然プロジェクト」、本学の次世代を担う研究グループを育成する「先魁プロジェクト」を実施し、本学における強み・特色のある研究を推進することにより、全体の底上げを図っている。平成30年度には、中長期的な研究基盤及び国際連携強化を目的に掲げ、従来の上限額2倍増額等、内容を刷新した「先魁プロジェクト2018」を創設し、支援内容の改善を図っている。これらの支援により、「超然プロジェクト」に採択された3プロジェクトが関わる「ナノ生命科学研究所」構想が、文部科学省の「世界トップレベルの研究拠点プログラム（WPI）」に平成29年度に採択されるなどの成果に結びつい

ている。

また、人事制度と一体となった取組により、外部資金獲得を支援するため、各部局において設定した主要研究課題のうち、特に優れたものに対して、学長が経費支援を行っている。さらに、平成30年度には、更なる研究力の強化に向け、従来の部局における主要研究課題について見直し、新たに法人主導（トップダウン）型研究課題を設定するとともに、部局が独自に達成目標及び研究課題を設定する「部局主導（ボトムアップ）型研究課題」を設定の上、研究課題責任者に対しインセンティブを設け、部局における基盤研究費を手厚く配分している。

このほか、申請プロジェクトに係る学長・役員及びURAによるヒアリング練習や申請書の確認・作成支援を継続して行っており、平成30年度には、従来、研究推進及び産学連携・知的財産管理を担当していた先端科学・イノベーション推進機構と、地域社会との連携・課題解決を担当していた地域連携推進センターの統合により、「先端科学・社会共創推進機構」を設置し、URAが研究資金獲得から研究成果発信、知的財産管理に至るまでの、研究プロジェクトに係る全てのプロセスにおいてシームレスな支援を行う体制を構築している。

上記のような、組織的な取組の結果、競争的外部資金等の獲得金額は、令和元年度実績において、第2期中期目標期間終了時比22.8%増の約49億円となり、中期計画に掲げる「第3期終了時までには第2期終了時比20%程度増加」について、早期に達成している。

また、「戦略的研究推進プログラム」のような、本学の強みである研究分野を重点的に支援する、先鋭分野成長戦略を軸とした構想により、令和2年度国立大学強化推進補助金（国立大学経営改革促進事業）に採択されている。当該事業では、世界と伍する教育研究拠点形成に向け、確立した卓越研究領域育成システムを核に確かなガバナンス体制の下、複数特定分野への並行資源投資と育成期間の短期化等によりプレゼンスを向上させ、社会の期待に応え投資を呼び込む“社会とのサーキュレーション”を確立し、地方の中規模総合大学における経営改革モデルを構築することを目指している。

共同研究については、拡大・深化を目指し、平成30年度に共同研究における間接経費率を従来の直接経費の5%から直接経費の20%（国際共同研究は30%）へと見直している。加えて、研究者の知見は大学にとって本質であり、最も重要な資産であることから、共同研究担当教員等の人件費をエフォートに応じたアワーレート方式による直接経費として積算するとともに、当該人件費を研究者に対して研究費又は年俸として還元することとした。このほか、大規模共同研究に対応した「組織」対「組織」による共同研究マネジメントを行うため、組織連動型の共同研究に対しては、間接経費として「戦略的産学連携経費」（直接経費の10%（国際共同研究は15%））を新たに設定している。

また、共同研究環境を充実するため、大学が施設や設備を提供し、企業から教員と研究費を受け入れることにより、企業と共に大学の研究成果の社会実装および産業展開を目指す新たな研究制度として「共同研究講座・共同研究部門」を平成28年度に導入し、令和元年度には、「産学連携の包括的推進に関する協定」を締結した株式会社ダイセルと学内で初めて設置した「先導科学技術共同研究講座」を含め、計3つの共同研究講座を設置した。これらの共同研究へのインセンティブの付与の成果もあり、平成27年度と比較して、令和元年度は、民間企業との共同研究数は1.2倍、受入金額も3.03億から6.09億円と増加している。さらには、株式会社ダイセルからの約30億円の資金提供による新産学協働研究所（仮

称)の整備が決定し、令和2年度中から資金の受入を開始するなど、社会からの投資に大学が応えるという好循環を生み出している。

その他の収入の確保に関して、第1期中期目標期間に創設した金沢大学基金の充実に向け、学長・役員による各種同窓会への寄附の呼びかけや、「金沢大学基金システム」の活用拡大、政府の税制改正等を踏まえた新たな基金の創設等の種々の募金活動を展開した結果、令和元年度末までの寄附金累計額は9.14億円となり、第2期中期目標期間終了時と比較して約3倍となっている。

また、資金運用による収入の増加を目的として、平成30年度に国立大学法人法第34条の3の規程に基づく業務上の余裕金に係る文部科学大臣の認定を受け、これにより従来に比べて収益性の高い金融商品による資金運用が可能となった。令和元年度には本学初となる外貨建債権の購入等、余裕金の更なる機動的かつ効率的な運用を開始している。平成27年度から令和元年度における余裕金の運用益はおおむね0.1億円台を推移していたが、令和2年度以降、これら新規購入債権等により更なる利息増が期待される。

一方、経費の節減及び効果的・効率的な執行にも積極的に取り組んでいる。業務費全体が増加する中において、ペーパーレス会議の推進、広報活動のWEB媒体への移行、節電に対する意識改革などの経費節減策が、管理目的の消耗品費、印刷製本費、水道光熱費など、管理経費全体の減少に繋がっている。一般管理費率については、第2期中期目標期間の平均に比して第3期中期目標期間(平成28年度から令和元年度)の平均が1.1%減少している。

なお、財務諸表、決算報告書、事業報告書等は本学Webサイトにおいて公表している(根拠資料資料10(1)-15【ウェブ】、根拠資料資料10(2)-4)。

(2) 長所・特色

本学独自の「戦略的研究推進プログラム」において、科研費採択に近い水準の研究や大型研究費申請予定者への支援のほか、学内COE制度として、世界的な研究拠点の形成を目指す「超然プロジェクト」、本学の次世代を担う研究グループを育成する「先魁プロジェクト」等による、本学における強み・特色のある特定の分野を見出し、重点的に支援する先鋭分野成長戦略を展開している。これらの取組により、競争的外部資金等の獲得金額は、令和元年度実績において、中期計画に掲げる「第3期終了時まで第2期終了時比20%程度増加」について、早期に達成しており、さらに文部科学省の「世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)」採択や、産産学学連携を強力に推進する新産学協働研究所(仮称)整備のため株式会社ダイセルから約30億円の資金提供を受ける等、巨額の外部資金の獲得成果を上げている。

さらに、この先鋭分野成長戦略を軸とした構想により、令和2年度国立大学強化推進補助金(国立大学経営改革促進事業)に採択されている。当該事業では、世界と伍する教育研究拠点形成に向け、確立した卓越研究領域育成システムを核に確かなガバナンス体制の下、複数特定分野への並行資源投資と育成期間の短期化等によりプレゼンスを向上させ、社会の期待に応え投資を呼び込む“社会とのサーキュレーション”を確立し、地方の中規模総合大学における経営改革モデルを構築することを目指している。

また、予算配分の適正化・効率化の観点では、政策的経費の全てを評価する事業評

価制度により、決算状況を含め多角的に事業の評価を実施し、その評価に基づき真に必要な経費に限定した予算編成を行っている。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

中期計画における財政計画に加え、これに短中期的視点に基づく収入・支出予算の見直し策や6年間の各年度収支見直し等を組み込んだ、より具体的な本学独自の財政計画を策定している。本学独自の財政計画は、予算編成年度における特殊事情や国の予算制度の変更等に合わせ見直しを図っており、これに基づき、毎年度予算編成方針を策定し、財務担当理事を中心に予算を編成している。

また、国立大学法人全体として運営費交付金が年々減少傾向にある厳しい財政状況下において、予算配分の適正化・効率化の観点では、政策的経費の全てを評価する事業評価制度により、決算状況を含め多角的に事業の評価を実施し、その評価に基づき真に必要な経費に限定した予算編成を行っている。

外部資金獲得強化のための取組としては、本学独自の「戦略的研究推進プログラム」の下、科研費採択に近い水準の研究や大型研究費申請予定者への支援や、学内 COE 制度等により、本学における強み・特色のある特定の分野を見出し、重点的に支援する先鋭分野成長戦略を展開し、文部科学省の「世界トップレベル研究拠点プログラム (WPI)」や国立大学経営改革促進事業等の採択へと繋がっている。また、競争的外部資金等の獲得金額は、令和元年度実績において、中期計画に掲げる「第3期終了時までに第2期終了時比20%程度増加」について、早期に達成している。

共同研究については、間接経費の見直しや、共同研究担当教員等の人件費を直接経費として積算し、研究者に対して研究費又は年俸として還元するインセンティブの付与に加え、「共同研究講座・共同研究部門」の導入等により共同研究環境の充実を図り、平成27年度と比較して、令和元年度は、民間企業との共同研究数は1.2倍、受入金額も3.03億から6.09億円と増加している。さらに、こうした産学連携体制の推進により、株式会社ダイセルから約30億円の資金提供による新産学協働研究所(仮称)の整備が決定し、令和2年度中から順次資金を受入開始するなど、民間企業からの巨額な資金獲得成果を得ている。

以上のことから、本学の財務に関する状況は、「大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切な水準である」と判断する。

【終章】

今回の大学機関別認証評価においては、本学における教育研究等の諸活動や内部質保証システムなど点検・評価を通じ、教育研究活動の更なる質の向上を図る契機と捉え、大学基準に基づき、全学的な観点から自己点検評価を実施した。

本学では、理念・目的等を明確に定め、その実現に向け、学長のリーダーシップの下、中期目標・中期計画及び本学独自の大学改革の方針となる「YAMAZAKI プラン」等の諸施策により、10年・20年後の金沢大学の姿を見据え、全学を挙げた大学改革を断行するなど、自主的・自律的な運営体制により教育の高度化や研究力強化を図っている。

また、教育上の目的を達成するため、学域・学類又は研究科・専攻及び課程ごとに明確化した人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的や「金沢大学〈グローバル〉スタンダード」を踏まえ、授与する学位ごとに3つのポリシーを策定し、その上で、学位や学問分野に応じ、体系的な教育課程を編成し、各種教育活動を展開している。

加えて、学長のリーダーシップにより策定した「中期目標・中期計画」、「YAMAZAKI プラン」、「Next Challenge 教育組織等改革構想～Roadmap to 2020～」等に基づき、本学の強み・特色を生かし、かつ、社会変革に対応した教育研究等の組織整備を実現し教育の高度化を図るとともに、本学の目指す人材像に合致する学生をより多く受け入れることができるよう、本学の特色に応じた入試制度改革を断行している。また、教育組織と研究組織の分離による機動的な教育の実施体制の確立に加え、多様な人事制度の運用の下、「教員配置計画」の基づき適切な教員を配置することにより、多様な教員を確保しており、その結果、教育研究の成果としても表出している。そのほか、「金沢大学バックアップポリシー」に基づく徹底した学生支援の展開、学生の自主学習環境の整備、多様な財源の活用による教育研究施設の整備等、さらには、先端科学・社会共創推進機構を中心とした社会連携・社会貢献事業により教育研究成果を社会へ還元している。

これらの教育研究等の諸活動については、第2章で記載したとおり、内部質保証のための全学的な方針を定め、「企画評価会議」が行う業務全般の自己点検評価及びその結果等を踏まえた改善・改革に加え、教育に特化した内部質保証を行う「教育企画会議FD委員会」、部局長の下で行う「部局の自己点検評価」、大学改革・機能強化を意図した「学長のトップマネジメントによる新しい質保証システム」など、多面的・多層的な内部質保証システムを確立し、運用されている。このシステムの運用により、各部局における教育手法等の改善はもとより、新たな教育研究組織の創設や教育プログラムの導入、アクティブラーニングの拡大等、大学全体の業務改善・大学改革・機能強化が図られており、この点から見ても、内部質保証システムが有効に機能していると言える。

第4期中期目標期間を間近に控えた今、我が国の国際競争力の強化や地方創生に向けた国立大学の重責化や国と国立大学の関係性における新たな枠組み（自律的契約関係）など、国立大学を取り巻く社会の動向変化が生じている。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を契機とした第4次産業革命やSociety5.0の実現に向けた社会システムの変革がさらに加速することが想定され、これらに対応し、社会変革の駆動力として成長し続ける戦略的な大学となるよう、ステークホルダーとの相互理解・信頼を築く「エンゲージメント型の大学経営」を基盤に据えながら、内部質保証システムを不断に見直し、

恒常的・継続的な教育研究の質の向上により本学の機能強化を実現するなど、更なる発展に向け、自主的・自律的な大学改革をさらに加速させていくこととしている。